



## 「教育の公共性」の地域的研究

湯田, 拓史

---

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2004-03-31

(Date of Publication)

2016-02-15

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3059

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003059>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

「教育の公共性」の地域的研究

平成 15 年 12 月

神戸大学大学院総合人間科学研究科

湯田拓史

## 目次

はしがき 本研究の概要	1
序章 地域固有の問題としての「教育の公共性」	3
第1節 問題の所在	3
第2節 「教育の公共性」論の論点整理	5
第3節 対象としての都市学区	12
第4節 課題と構成	17
第I部 都市教育の論理と展開	
第一章 都市教育の制度構想	20
本章の課題	20
第1節 都市環境の再編	20
第2節 川本にみる都市教育論の論理	24
第3節 都市教育構想の展開	28
まとめ	29
第二章 都市化と変容する地域教育	33
本章の課題	33
第1節 学区廃止後の都市社会の変化	33
第2節 都市基盤の整理	43
第3節 地域教育の新動向	50
小括	53
第II部 尋常小学校をめぐる住民の動向	
第三章 教育行政の整備と住民	56
第1節 神戸市の学制整理	57
第2節 学制整理反対運動	63
第3節 学校の社会的評価の変化	72
小括	77
第四章 教育行政区画の再編と住民	79
第1節 対象としての都市計画	81
第2節 都市計画と市町村合併	84
第3節 争点としての小学校	87
小括	91
第五章 地域社会の構造転換と住民	97
第1節 対象としての精道村	97
第2節 精道村の住民構成の変容	104
第3節 村内における尋常小学校の位置づけ	108
小括	116
補論 校地と住民	118
第1節 小田中部落の分離問題	119
第2節 分離申請却下から分離決定へ	120
第3節 争点としての校地	123
小括	127
終章 総括的考察	135

## はしがき 本研究の概要

### 研究目的

本研究の課題は、公共性に関する論議に教育行政学の立場から新たな視点を示すことである。現代の公共性の再編は、小学校の設置主体や設置形態のあり方を大きく変えようとしている。本研究では、こうした状況に対して、都市問題とそれに対する都市計画によって大きく公共性が変化した1920-1930年代の日本の大都市を対象とすることで、そこから現代に通底する教育固有の公共性を浮き彫りにする。

本研究では、以下の三つの作業を通じて論を進める。

- ①都市官僚層の制度構想の理論分析
- ②都市基盤整理に伴う地域教育の変化
- ③都市部の小学校をめぐる係争の歴史的分析

### 研究の特色

本研究は、まず1920年代において都市問題が深刻化することで、都市官僚の制度原理や都市住民の生活のあり方が大きく変化したことを示す作業を行う。具体的には、都市官僚は都市の環境を改善することで、都市住民の生活を改善しようとした。次に、都市官僚によって新しい構想に基づいた制度が実施されるに伴って都市住民の生活圏域に大きな変化が起こったことを明かにする。

こうした行政サイドと都市住民サイド、それぞれの変化は、両者の関係を変容させる。その関係は、流動性と多様性に満ちたものであり、両者にとって「意図せぬ結果」をもたらした可能性があったと考える。そこで「建造環境」概念を措定することで、その関係を分析する。そして都市住民が、行政に関する権能を失いながらも、文化的シンボルたる小学校に拠って、地方団体とは異なった行政団体としての社会的機能を担いえたことを指摘する。これは、自らの生活圏域の問題に積極的に住民が関与したことを示すものである。また、現在の規制緩和と地方分権の流れから、急展開している学校と地域住民との関係のあり方を考慮していく上で、住民の動向の適切な把握と学校の設置形態の多様なあり方をも示唆しているのである。

さらに本研究では、教育行政や教育制度といった教育学領域の成果と、都市社会学や建築学といった社会科学や自然科学にあたる他領域の先行研究の成果とを結びつけ発展させる契機となるものである。とりわけ、これまで建築物としての学校のあり方については、建築学では多くの先行研究があるが、教育学では多いとはいえない。こうした現状に対して、本研究では両方の学問領域を結びつけ、教育学的見地を含めた学校施設論を立論するための理論的基礎を固めることを目指す。

## 序章 地域固有の問題としての「教育の公共性」

### 第1節 問題の所在

#### 学校制度の再編成

少子高齢化社会が到来するにあたり、すみやかに施行すべき教育行政課題は、既存の学校制度の再編成である。学校制度の再編成には、通学区域の変更や学校の再配置、それらの変更に見合った校舎の新造改築など様々な方策が考えられるが、こうした再編成には「困難」が付きまとう。その内容としては、大都市の中心部で廃校する小学校がある一方で、新興住宅地では新設される小学校があるなど、就学人口の地域間格差が著しい上に、変動が激しくて再編に関する計画の見通しを立てにくいことが挙げられる。さらに学校統廃合問題や校舎改築問題にみられるように、しばしば地域住民による激しい反対運動が生じることがある。こうした「困難」は、学校が当該地域の生活圏域と密接につながった存在であることを示している。したがって学校の再編成には、学校が存立する生活圏域全体を視野に入れて対応する必要がある、それには当該地域固有の要請と経済社会の力学的諸関係の適切な把握が欠かせないのである。

もともと、こうした地域の固有性をよく知りうるのは、当該地域で実際に生活している住民である。だが現在、一般行政団体の施策として学校の再編成がおこなわれている。ここでは、児童・生徒とその保護者らの意向は学校の利用者として配慮されているが、それ以外の地域住民の意向は反映されにくい。すなわち、公的な社会機能を担う機構が一般行政団体のみである現状では、地域住民自身が自らの生活圏域の行政課題に対応する方途は限定されているのである。

#### 改革の問題点

現在、一般行政団体の機構のあり方が問われていて、とりわけ学校制度に関する改革が急展開している。1996年12月の行政改革委員会における「規制緩和の推進に関する意見（第二次）―創意で造る新たな日本―」では、義務教育制度における「多様性」と「格差」とが肯定されたうえに、選択の機会を拡大することも示された。また1997年1月策定の文部省「教育改革プログラム」では「通学区域の弾力化」が記され、通学区域制度を存続させながらも運用に関しては柔軟にしていくことが示された。そして、1998年4月第二次改訂の文部省「教育改革プログラム」では、「学校選択の弾力化」が記された。その後、教育改革国民会議においても「学校選択」の推進が提唱された。既に東京都品川区など一部の自治体は、実質的な「学校選択」を実施している。さらに、こうした改革は、「学校選択」

ばかりでなく学校の設置形態や運営形態にまで及んでいる。2002年6月の総合規制改革会議の「中間とりまとめ」では、「特区」構想が打ち出され、「株式会社」の学校経営への参入が案として浮上している。これらは、いずれも「規制緩和」の原理から打ち出されたものであり、学校間の競争を促すことで教育の質を向上させるねらいがある。

また、改革の原理としては、「地方分権」も挙げられる。地方分権推進委員会の報告を受け、国は地方自治体へ事務を委譲することにとめない、国庫負担のあり方も変えようとしている。これには教育に関する事項も含まれており、学校設置運営に関する地方自治体の裁量権を拡大することで各地方自治体独自の施策を打ち出させるようになっている。

しかし、「規制緩和」と「地方分権」の原理に基づいた改革は、学校の設置や運営のあり方に関して大きな変化をもたらし、これまでの「公」と「私」との関係の有り方を揺り動かすものである。とりわけ「規制緩和」の原理は、それぞれ個別に対処すべき問題を領域別・空間別に一括して処理しようとしている。つまり「規制緩和」による「学校選択」とは、競争をもって教育の質の向上を図ろうとするものであるが、あくまで学校単位で問題の所在と解決の方策を見出そうとするものであり、学校とその環境を総体として定めて、そこに教育固有の問題をみようとす視点を欠いている。一方、「地方分権」に関しては、地方独自の施策の財政的裏づけである税源の移譲に関しての協議が難航しており、今後の地域教育を担うはずの「公」のあり方自体が揺らいでいる状況である。

#### 問題の設定

本研究は、こうした問題を踏まえつつ、「公」と「私」の関係を、歴史的に生成しつつあった制度原理に立脚して、教育学の観点から「地域」固有の問題として捉える。いわば、「公」と「私」の関係のあり方を決定づける「公共性」のうち、教育に関する「公共性」（以下、「教育の公共性」とする）を検討するものである。

本章ではまず、既存の「教育の公共性」論を整理する作業から始める。次に、学校とその環境を総体として定めて教育問題を把握する重要性を確認し、さらに行政団体による政策を検討するにあたって、地域の生活圏域への着眼が必要不可欠であることを述べていくことにする。

## 第2節 「教育の公共性」論の論点整理

### 本節の課題

近年、「公共性」に関する論議が活発である。だが、その概念定義は明確ではない。「教育の公共性」論に関しても同様である。それは「公共性」が、その時代の社会状況に規定される概念であることを示している。政治動向としての「規制緩和」や「地方分権」の進行や、社会次元における「少子高齢化社会」の到来が迫っている現状において如何なる「教育の公共性」をもって、これからの教育制度を構築していくのが問題なのである。そこで本節では、これまでの「教育の公共性」論の整理を試みることにする。

### これまでの「教育の公共性」論の経緯

1960年に日本教育学会が行った討議から検討を始める。これは「公教育の本質をどのようにとらえるか」(1)とのテーマで、持田栄一を司会として、伊藤秀夫、五十嵐顕、梅根悟、大田堯、長尾十三二、吉田昇らが参加した。そこでは、欧州の絶対王政期の「公教育」と産業革命後の労働運動から登場した「公教育」との違いなど「公教育」の歴史的経緯から検討されている。その討論の中で、日本における「公教育」に関する討論で、いくつかの注目すべき発言がある。第一は、伊藤秀夫の「公の性質」の「公」を「国家とか政府に結びつけるのではなく『公共性』と云う意味に解するべき」との発言に対して、持田が「日本の場合には、国家を主体にした公教育とそうでない社会法的な公教育というものが、現実にはイデオロギーとしては重なっている」(2)との発言である。第二は、フランスでは公費による教育としての「公教育」概念が変容しているとの指摘を受けて五十嵐が「何がパブリックかは、それぞれの時代と社会の課題の中に、認識される客観的真理としてあるということです」(3)と発言している。第三は、五十嵐の「日本なら日本の生活ということを考えると、物質的な生産をになう人間というものがいるわけですよ。それが現象形態としては、いろいろな私企業にわかれておりますけれど、しかし、これは全体としては、社会的な労働をしていると思うのですよ。それが、全体としてはいろいろな文化を生む、そのことが、個人的なことではおさまらない全体の、社会性をもつ、基礎的なことなのですよ。それはたしかに私的統制のもとにあるけれども、同時にここをはなれては、公共的・社会的なものが生れてこない」(4)との発言である。第一の持田発言は、重層構造としての「公教育」を示している。第二と第三の五十嵐発言は、歴史的に規定される概念としての「公」と、「公共性」の社会的契機を示唆している。持田と五十嵐の発言から、「公」と「私」が単純に二分化できないことと、「公教育」のあり方を規定する「公共性」なるものが歴史的



社会的動態から成立することが指摘しうるのである。

次に、1970年に日本教育行政学会(5)において、「学校の自主性と公共性」をテーマとした行われた討議をみていく。司会は持田栄一であり、出席者は市川昭午、森隆夫、下村哲夫、北島一司、新谷敏夫、岡村達雄であった。ここでは、「公共性の名のもとで」国家権力によって自主性の侵害が問題とされている。市川昭午は、『『自主性』と『公共性』の相克をどうとくかということ。この場合の基本的な課題は、公衆に対するアカウンタビリティを犠牲にすることなく、現代の行政サービスに民衆統制を適合させることでしょう。

(中略)ところが次第に政府がこの民間部門に介入するようになり、プライベートとパブリックの領域が交錯してきた(6)と述べている。そして、専門家集団で構成され「秘儀的」なもので満ちている行政機構に対して「公開性」を高めることの重要性を主張している。そして、司会である持田栄一は、「学校の公共性は、教育を国家の独占から開放し、市民社会における市民個人の『私事』として位置づけるとともに、さらにそこにとどまらず、教育を社会共同の事業としてとらえていくことを内実としている」と述べている(7)。市川は、国家統制に対して公開性の原則をもって対処しようとし、持田は、国家による公共領域の独占に対して私事の組織化を発展させた社会共同の事業としての教育を主張している。もっとも持田は、その当時において「学校の『公共性』を強調することが、教育に対する『国家』支配をつよめ、学校の行政機関への従属と行政機関化を生む(8)と述べている。すなわち、公=国家の図式が強く社会に浸透していたことに言及したのである。

上記の2つ協同討議は、国家が民間領域に浸透拡大していた時期における議論であり、国家権力につらなる「公」が、公共領域を独占しようとしていることに対する危機意識から討議がなされたのである。しかし、こうした状況は、80年代以降、とりわけ臨時教育審議会の答申から変わっていった。国家が公的領域から退き始めたのである。

この変化によってもっとも動揺を受けたのは私立学校である。なぜなら、国庫から出される私立助成金のあり方が再び焦点となったからである。つまり、国家が公共領域から退き始めたことで公費投入の正当性が問われる事になったのである(9)。

近年の公共性の変化に関して井深雄二(10)は、公共性の類型化を図ることで、整理している。井深は、重森暁が類型化した「市民国家型公共性」「福祉国家型公共性」「自由市場型公共性」「新しい公共性」に「福祉国家型公共性とは区別される企業国家型公共性型を措定(11)することで、「現代日本における市民的公共性の内実は、福祉国家型公共性、企業国家型公共性、及び自由市場型公共性が相対立し、その正当性を争っているものと理解す

ることができる」(12)と述べ、さらに「教育政策の類型把握と重ねれば、福祉国家型公共性は『教育基本法体制』に、企業国家型公共性は『教育における五五年体制』に、自由市場型公共性は『新自由主義教育体制』に、各々接合することとなる」(13)と述べている。そして、こうした現状に対して、「教育における自由市場型公共性の制度化が教育の私事化、即ち教育の公共性の一般（公教育）の解体として現象することとの対比において、新しい公共性（新福祉国家型公共性）を創造する」(14)ことを課題として述べている。本稿の目的は、これまでの「教育の公共性」論の経緯をみることなので、ここで井深の類型に関する妥当性を問うことはしない。公共領域から国家が退きつつある中で、国家の代わりに経済社会の領域から企業や市場そのものが台頭してきたことを確認するに止める。

ここまでの経緯を整理すると次のようになる。まず公教育のあり方を決定する「公共性」は歴史的社会的に規定されるので不変ではない。これまで日本では、国家による公共領域の独占が強かったが、近年国家は公共領域から退き始めている。国家が退いたことで、経済社会の次元からの力が強くなった。このような現状において、如何に多くの人々の教育要求を組織化して「新しい公共性」を生成するかが問題となっているのである。

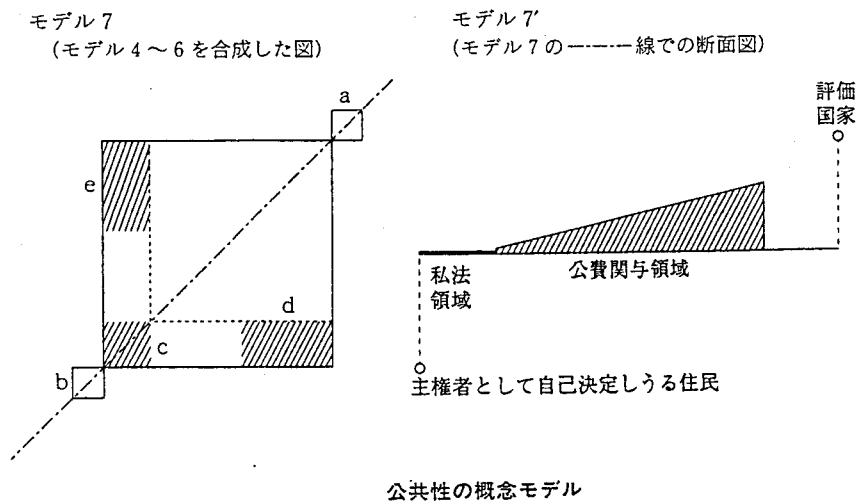
#### 「国」以外の公的主体の可能性

前述のように、現在「規制緩和」路線のもとで国家が公共領域から退きつつある。「公」の内容の再考と、「私」の領域からの社会との新たな関わり方が問題となっている。このような現状に対して、白石裕(15)は、「現代の社会においては教育行政の扱う対象や教育行政の組織も、次第に『公』『私』の峻別がつきにくく、『公』『私』の混合を視野に入れなければならない」と述べ、「現代の行政の概念は、公法私法二元論を克服するなかで新たな行政関係をつくりうる可能性を示しており、それは私的な部分への配慮がとりわけ重要な教育行政にとって重要な視点になるのではないかと考えられるのである」(16)とも述べている。さらに、「社会管理」概念を示し、「行政が独占的排他的に有している教育行政や管理の機能を社会関係のなかに還元し、これまで『私』と考えられてきた組織や内容を含めて再構成すること」(17)が求められていると主張している。白石は、社会次元からの教育要求に、社会自体が対応しうるような組織化を進める課題を指摘しているのである。

ところで、社会次元における再編成には、大きな問題がある。それは、国家からの介入が弱くなったのであって消滅したのではないことである。つまり、これまで存在してきた政治社会は存続しているのであり、決して無関係ではない。この点に関しては、2002年に

関西教育行政学会でおこなわれたシンポジウムで、新しい法人や組織のあり方に関して提案があったが、質疑応答において既存の政治関係との結びつきが大きな課題であることが指摘されたことからもうかがえる(18)。現状においては、「公共性」を経済社会や政治社会といった複数の次元と如何に結びつけるかが課題なのである。

この課題に関して三上和夫は、次のような概念モデルを示すことで、複雑かつ多層な公共領域の全体像を示そうとしている(19)。



この図では、aが「評価国家」、bが「主権者として自己決定しうる住民」、cは「公費領域との関係を自己設定する様々な経済-政治行動」、dは「学校制度と諸個人との関係の柔軟な再設定」、eは「学習塾-利用者関係」であると記されている。各領域の相互関係に関する詳細は今後の課題とされているが、この図を基にすることで、生活圏域に対する住民の意見表明や法人の責任、公費投入の正当性(20)といった「公共性」に関する問題構成を複数の次元にまたがって考察していくことが可能となる。もともと、bの「主権者として自己決定しうる住民」に関しては、その属性や性格に関して詳しく検討しなければならないであろう。すなわち「公共性」を担うべき主体像を明らかにする作業が欠かせないのである。

### 公共の「共」とは

「公共性」を担う主体に関する検討を展開するにあたって、「公共性」なる語に関する検討をおこなう。これに関して山口定(21)は、今の公共性論が「公・私二元論」にこだわりすぎており、議論を整理するためにも『公』と『公共(性)』を区別することが極めて重

要」(13頁)であること、さらに『共』とは何か(15頁)を検討しなければならないと述べている。公共の「共」への注目を主張しているのである。

理論社会学から「公共性」の考察を展開する三上剛史は、「公共性」の「共」への注目に  
関して「共同性」概念における二重性を指摘した上で(22)、「デュルケームにおいては『同』  
から『共』へという意味での共同化=有機的連帯にこそ、共同性という言葉のより近代的  
な意味合いが含意されていたのであるが、公共性という概念はこの共同性概念をより抽象  
化して道徳的要素以外の契機を強調することでなりたっているのではないか(23)と指摘  
している。そして、「リスクへの共感が『私』を超えた連帯を可能とする(24)と述べてい  
る。三上剛史は、公共の「共」への注目から、「非=同質」な個人同士が緊張関係をはらみ  
ながらも、連帯した状態から生成する公共性論を展開しようとしている。だが、「共」の語  
の意味内容に関しては、日本語のみで論を展開することの妥当性が課題として残されてい  
る。

もっとも、都市化が進展し共同体が解体若しくは変容した上に、少子高齢化社会になり  
つつある現代社会においては、「公共性」を担う主体の性質として、この「非=同質」性を  
前提として「公共性」を構築していく必要があると考える。

#### 焦点としての空間

「公共性」を担う主体の前提条件として「非=同質」性を設定したことで、これまでと  
は異なった視点が必要とされる。なぜなら「非=同質」性の内容は、対象とする生活圏域  
ごとに異なるからである。さらに、「非=同質」性は地域固有の属性をもって社会次元に存  
在する。したがって、非同質性を前提とした「公共性」を検討するためには、対象地域ご  
とに異なる固有性を詳細に分析しなければならない。これは「教育の公共性」を考察する  
にあたっても同様である。教育に関する要求には地域の固有性が含まれているので、対象  
とする生活圏域の検証が欠かせないのである。ここに「教育の公共性」を地域的に研究す  
る意義がある。そして、この作業に必要なのは、地域の固有性を把握する視点である。

この視点に関しては、三上和夫の「空間の焦点化(25)に注目する。三上は、「今日の教  
育改革においては、時間軸にそった変化とは相対的にことなる『空間』が特別の意義を担  
って浮上してきている。これまでの政策展開と異なる特性は、小泉内閣における政策課題  
として登場している『特区』に凝集されている(29頁)と述べた上で、「空間」を焦点化  
することで、政策による「空間」の再編成を読み取ろうとしている。この様な空間を焦点  
化する作業は、地域の固有性を把握する上でも有効であると考ええる。また、地域の固有性

をミクロな次元で把握することで、地域住民の生活圏域から現れた社会的機能の組織化の契機が見つかる可能性もある。そこで本研究では、空間を焦点化することで「教育の公共性」を地域的に考察していく。

## 小活

本節では、これまでの「教育の公共性」論の整理をおこない、次の三つのことを明らかにした。第一に、「公共性」は歴史的社会的に規定され不変ではない。第二に、日本では、これまで国家による公共領域の独占が強かった。だが、近年国家は退き始めており、国家が退いたことで、経済社会の次元からの影響が強くなった。第三に、この状況で如何に社会からの教育要求を組織化する「新しい公共性」を生成するかが問題である。しかも、公共領域は政治社会や経済社会といった複数の次元とのつながりがある。今後「教育の公共性」論の展開には、現代社会に関する社会理論と既存の国家学や行財政学とを結びつかせる必要がある。

さらに、これからの「教育の公共性」を展開していくには、「公共性」の主体が非同質であることを前提にする必要がある。もっとも、現代社会では、対象とする生活圏域ごとで人々の「非＝同質」性は異なる。したがって、前述の問題を検討するためには、対象とする地域の固有性によって内容の異なる「非＝同質」性を詳細に分析しなければならない。これに関しては、空間を焦点化することで地域の固有性を明らかにしていく。またその際には、生活圏域において、緊張をはらみながらも「非＝同質」な者同士がまとまり、社会的機能を果たすことができるのかに関する検討もおこなっていく。

もっとも、以上の作業を進めるにあたっては、具体的な空間の焦点化の作業、つまり学校が立地する周辺の社会空間を把握する方策を考えることが課題となる。次節では、その方策を考察する。

- 
- 1 共同討議「公教育の本質をどのようにとらえるか」『教育学研究』第27巻第4号、日本教育学会、1960年、253～279頁。
  - 2 前掲書(1)、264頁。
  - 3 前掲書(1)、268頁。
  - 4 前掲書(1)、271頁。
  - 5 共同討議「学校の自主性と公共性」『日本教育学会年報2』教育開発研究所、1976年。
  - 6 前掲書(5)、30頁。
  - 7 前掲書(5)、50頁。
  - 8 前掲書(5)、50頁。
  - 9 永井憲一「教育法における公共性」『法律時報』Vol.63No.11、日本評論社、1991年、24～29頁。
  - 10 井深雄二『現代日本の教育改革』自治体研究社、2000年。
  - 11 井深、前掲書(10)、207頁。

- 
- 12 井深、前掲書(10)、208頁。
  - 13 井深、前掲書(10)、208頁。
  - 14 井深、前掲書(10)、233頁。なお、この「新福祉国家型公共性」の特徴は、第一に「教育の内的事項の民主的規制」であり、第二に「古典的な市民的公共性(私事の組織化)の再編成」であり、第三に、「教育基本法体制の再生(戦後民主的変革の再開)」である(232～233頁)。
  - 15 白石裕『教育の社会管理』への展開『教育行財政研究』第30号、関西教育行政学会、2003年、1～7頁。
  - 16 白石、前掲書(15)、5頁。
  - 17 白石、前掲書(15)、6頁。
  - 18 湯田拓史「シンポジウムにおける討論の概要」『教育行財政研究』第30号、関西教育行政学会、2000年、118～122頁。
  - 19 三上和夫「公教育論の総括」『日本教育経営学会紀要』第44号、第一法規、2002年、138～143頁。
  - 20 三上和夫「教育の公共性の現代的形成」、宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社、1989年、196～218頁。
  - 21 山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編、山口定「序章 新しい公共性を求めて」『新しい公共性』有斐閣、2003年、1～28頁。
  - 22 三上剛史「公共性の理論と構造 —ハバーマス、アレント、セネット— 理論形成のための予備的考察」『社会学雑誌』第18号、神戸大学社会学研究会、2001年3月、85頁。
  - 23 三上剛史、前掲書(22)、86頁。
  - 24 三上剛史「新たな公共空間 —公共性概念とモダニティー—」『社会学評論』48-4、453～473頁。
  - 25 三上和夫「教育改革における市場と区域 —「経済特区」をめぐる教育論争—」『教育制度学研究』第9号、日本教育制度学会、2002年、29～38頁。

### 第3節 対象としての都市学区

#### 本節の課題

現在、構造改革や教育改革を推進する規制緩和委員会や文部科学省は、学校選択に強い関心を示す一方で、学校とその周辺地域の総体である学区の問題を総合的に把握していない。あくまでも学校組織の教育経営の力量を挙げるために競争原理を導入しようとしているのである。これは、学校組織を対象として捉えるのに終始し、学区全体、つまり学校が存立する「地域」の固有性を軽視していることに起因すると考える。この現状を踏まえ本論では、人や資源が凝集し空間に実体物として存する「建造環境」概念を用いて学区全体を総合的に把握しながら公教育の質を高める方策を考察する。

#### 学区把握のための視点

学区全体を総合的に把握するためには、学校とその環境を一括して把握しようとした浜田陽太郎<sup>(1)</sup>や長倉康彦<sup>(2)</sup>らの先行研究を検討する必要がある。まず浜田陽太郎は、家庭的環境、地域的環境、学校的環境の三つを基本的類型とした「教育環境」概念を示し、「こうした基本的教育環境類型に対して、その基本的環境類型に形式を与える付与的、価値選択的な教育環境が存在すること」<sup>(3)</sup>と「教育環境は、静態的なものではなく、たえず動くものであり、固定的な姿をとりえないものであること」<sup>(4)</sup>、さらに「意図的な教育環境と、無意図的な教育環境、あるいは、付与的価値選択的教育環境相互間のあいだに、相克、競合、連帯、融合等のかかわりの存在すること」<sup>(5)</sup>と述べ、重層的な構図として教育環境を整理している。一方、建築学の見地から教育環境論を展開する長倉康彦は、人口が密集している住区<sup>(6)</sup>と学校の環境のあり方に焦点を当て、「現代の住区は、一対一の対応にベースをおいたなわばり環境と、そして外に向かって展開しうる、しかも他の生活や環境とネットワークをもちうる開かれた環境の、二面性を統合する概念と機能によって、形成されなくてはならない」<sup>(7)</sup>とする。そして「この二面性に対して、それを保証するための空間のもつ意義は極めて重要である」(同頁)として、学校は、こうした二面性を解消するように配置される必要があると主張している。長倉は、この学校と周辺の社会空間とを連続したもののみなし、地域特性を引き込み、かつより広い世界とも繋がった学校を構想している。そして、これを「開かれた学校」論として展開しているのである<sup>(8)</sup>。

両者の研究を検証してみると、浜田や長倉が描く構図は、学校とその環境とを対置した形で、学校を中心にして外側に拡大させながら段階的に教育環境の構成要因を配置されたものである。これらはそれぞれの「教育環境を全体的にしかも構造的・図式的にとらえる」

(9)ことをたやすくするので、その構図内において複数の機能を有した柔軟性のある学校を構想する際には有効であろう。しかし、これでは主として学校で行われている「教育」が、学校外のいたるところで機能しているとの前提で構図を描いているために、構図の基盤にあたる環境全体の盛衰を決定する経済動向の変化、すなわち資本制社会の変動を把握できない。したがって、基盤産業の衰退や人口減少といった大きな社会変動に遭遇した場合、環境要因の機能に関しての適切な読み取りは不可能である。こうした構図の欠点は、「形成」と「教育」との弁別が不徹底であることに帰結すると考える(10)。

そこで、「形成」と「教育」との弁別に関して、宮原誠一の「形成と教育」(11)をもとに整理してみる。宮原は、「教育を人間の社会的形成の全過程」(12)としてみるのではなく、「社会生活の全過程が、形成に対して決定的意義を有する」(13)とみている。つまり形成とは「(自己形成の一著者注) 諸要因の同時的影響の過程」であり、教育は「形成に参加する諸要因中のひとつであるにすぎない」のである。したがって、「総じて、形成は自然成長的な過程」であるが、一方教育は「この自然成長的な形成の過程を、望ましい方向に統御しようとする社会的過程である。それ故、教育は常に目的意識的な過程であって、盲目的に偉力を振ふ形成の過程に対して、これを一定の目的に従って規制しようと努力する闘争的な過程である」(同頁)としている。さらに「教育とは、国民の政治生活・経済生活・文化生活の形成作用を望ましく結合することであって、それ以外に別に教育の目的や内容があるいはれのものではない」(14)とするのである。ここで政治生活・経済生活・文化生活、それぞれの生活こそが前述の基盤にあたることに注目する。当然のことながら、この基盤にあたる社会の変容は、人間形成のあり方を変える。人間形成のあり方に対応している以上、教育問題は社会の動向と密接に関連している。前述した浜田や長倉のいう「教育環境」のかなりの部分はいわば人間形成の環境なのである。計画的にかつ継続的に行われる「教育」に関する環境、つまり本研究で焦点をあてている学区全体をみるためには、学校とその環境との構図だけではなく、基盤にあたる現代の資本制社会と一体のものとして、とりわけ資本制社会における資本の秩序構造として学区を把握しなければならないのである。

#### 媒介項としての建造環境

資本制社会の内的秩序として学区を把握するには、両者を結びつけるなんらかの媒介項を設定しなければならない。媒介項になるには資本制社会の構成要素が複合的にかつ動的に絡み合いながら環境を構成する要因として立ち現れていることが前提条件となる。ここで有効な媒介項を検証するため、対象として都市に注目する。なぜなら都市では、資本と



人とが凝集し大規模な資本制社会の営みが展開しているからであり、常に基盤と環境の構成要因とが変化しているからである。こうした流動性に富んだ空間の中でこそ、両者の関係は具体的に現れると考える。

近年、空間論を導入した都市社会学の成果にたった都市の分析がすすめられている。とりわけハーヴェイ (David Harvey) (15)の「建造環境」(the built environment)概念は、実体としての建造物やその集合である都市地域を経済社会と一体となったものとして浮き上がらせる。まずハーヴェイは、都市を「生産・消費・そして交換のための建造環境の特殊な空間編成である」と定義(16)する。都市では失業や消費の低迷など「資本主義社会の再生産が危機に瀕するような事態」(17)である「恐慌」が問題となり、それを回避するための施策が必要とされる。ここで「建造環境」は、「資本の生産や蓄積を増進させる使用価値の集合体として機能」(18)し、自らへの資本投資を促すことで「恐慌」を回避(解決ではない)するのである。この「建造環境」は、内部に資本の流通過程にあつて実体物として環境構成要因として立ち現れている。資本制社会と学区とを一体化して把握するための媒介項として「建造環境」を設定すると、学区とは、複数の「建造環境」によって構成されており、内部では資本が流通している構図として描くことができる。したがって「建造環境」こそ、資本制社会と学区とを媒介しているといえるのである。

#### 「建造環境」論の可能性

次に学区全体を総合的に把握しながら教育の質を高める方策を考察する。

ハーヴェイは「建造環境」の機能を利用し「恐慌」を回避するために資本の過剰蓄積を予防する「社会的インフラストラクチュア (social infrastructures)」の存在を示している。この「社会的インフラストラクチュア」は、「道路・橋梁・下水道・家屋・学校・工場・ショッピングセンター・医療施設などからなるひとつの建造環境として土地に合体している。それらは、人間の力によって作りだされた資産からなる、生産(固定資本)と消費(消費元本)の双方を支えるための空間的に個別性をもった資源の複合体として、結合している」(19)のである。つまり学校は一つの「建造環境」として、さらに「社会的インフラストラクチュア」としての役割が期待されている。いわば、都市において学校は、複数の「建造環境」で構成された学区と一体となりながら、「建造環境」とはことなる固有の機能を有しているのである。また、ハーヴェイは「社会的インフラストラクチュア」は、「建造環境のように不動ではないし、空間的に固定されてもいない(もっとも社会的インフラストラクチュアが建造環境を利用すればするほど空間的に抑えこまれてはくるが)。また社会的イ

ンフラストラクチュアは、実にさまざまな方向性（高齢者の世話や労働予備をいつでも生産に参加できる状態に維持しておくためのものからはじまって、労働の質を高め、規律と権威の尊重を確立するための積極的政策、そして資本家に不可欠の行政的・法的・技術的・そして科学的なサービスにいたるまで）をもちあわせている」(20)として、予定外の機能を発揮することも示唆している。このことは学区全体を総合的に把握した場合、単純な再生産以外の作用を見出す可能性があることを意味する。

では、予想外の作用とはどのようなものか。ハーヴェイは続けて以下のように述べている。「社会的インフラストラクチュアの供給は（労働市場や商品市場のように）階層的に組織される傾向がある。都市地域はこの構造の一つの層を形づくっている。しかしながら、都市地域の内部においては、諸制度とそれらを運営する人々が、たがいに絡みあい、相互依存的な社会的資源のひとつのマトリクスに合体してゆき、社会的可能性をはらむ特定のミックスを提供する傾向がある」(21)とし、さらに「インフラストラクチュアのあるものは公共的であり、教育のようにあるものは混合しており、さらにその他のものは国家という枠の外で組織されていよう（宗教などはその主たる例の一つである）。それゆえ社会的インフラストラクチュアの再生産は、個人的および階級的な圧力・社会的因習と伝統・そして回想的に組織されている国家装置の内に含みこまれた政治過程といったものからなる、奇妙なミックスにつうじているのである」(同頁)とする。

複合的な構造である都市社会において柔軟性を有した存在として立ち現れるからこそ、学区は「資本の生産や蓄積を増進させる使用価値の集合体」としてだけではなく、資本制社会を生きる住民にとっての自らの発展に寄与する「資源の複合体」としての可能性を有しているのではないかと考えられるのである(22)。

以上から、学区内の公共性のあり方をとらえるためには、特有の社会空間として学区を対象に定め、そこに問題の凝集と構造の生成を見出す研究方法が必要なのである。

---

1 浜田陽太郎編著『現代日本の教育環境』第一法規出版、1975年。

2 長倉康彦・高橋均『学校環境論』第一法規出版、1982年。

3 前掲書(1)、9頁。

4 前掲書(1)、10頁。

5 前掲書(1)、11頁。

6 前掲書(2)、141頁。長倉は住区に関して、ペリー(Perry, C. A.)の近隣住区論の定義に依拠しながら自らの住区論を展開している。ここでの住区とは、自動車交通から隔離保護されており、中央に「コア」としての学校や購買施設が設置されている徒歩で利用できる半径0.5マイル(0.8キロメートル)以下の大きさの住宅地である。

- 
- 7 前掲書(2)、143 頁。
  - 8 長倉康彦編著『学校建築の変革 一開かれた学校の設計・計画』彰国社、1993 年。
  - 9 前掲書(2)、7 頁。この箇所は高橋均の執筆であるが、前掲書(2)は長倉と高橋の共著であり、理論的枠組みを共有していると考ええる。
  - 10 浜田陽太郎が依拠した文献が、細谷俊夫『教育環境学』（1932 年）や山下俊郎『教育的環境学』（1937 年）であり、さらにこの 2 著は主としてブーゼマン (Buseman, A.) の教育環境学を紹介している。ブーゼマンも、(6)におけるペリーも同時代であることから何らかの共通性があると考えられる。この系譜に関する検討は、後述する宮原誠一の論も含んだ当時の社会政策論との比較も加えて別の機会に述べる。
  - 11 宮原誠一「形成と教育」『日本評論』1940 年 8 月号。
  - 12 前掲書(11)、184 頁。
  - 13 前掲書(11)、185 頁。
  - 14 前掲書(11)、186 頁。
  - 15 D・ハーヴェイ著・水岡不二雄監訳『都市の資本論』青木書店、1991 年。
  - 16 前掲書(15)、195 頁。
  - 17 前掲書(15)、232 頁。
  - 18 前掲書(15)、227 頁。
  - 19 前掲書(15)、195 頁。
  - 20 前掲書(15)、196 頁。
  - 21 前掲書(15)、197 頁。
  - 22 都市において流動的な貧民を把握して、資本制社会へ組みなおそうとする試みは、すでに 1920 年代から始まっており、1930 年代には本格的に展開されていた。この検証は『要保護世帯の生活状態調査』（1935 年）を史料として次の機会にゆずる。

## 第4節 課題と構成

### 課題

本研究の課題を整理すると以下のようになる。

- 1、都市教育の制度構想の生成とその展開から、1920-1930年代における「教育の公共性」の問題構成を検証する。
- 2、都市化による地域教育の変容を検証することで、行政課題の転換を吟味する。
- 3、都市内での小学校をめぐる紛争を検証することで、都市の文化的シンボルとしての小学校に依拠しながら住民が、自らの生活圏域に関わる問題を解決する社会的機能を果たしたことを明らかにする。

1) を設定した理由は、この時期の都市において支配機構に大きな変化を及ぼす新しい制度構想が始動したからである。すでに歴史学においては、第一次世界大戦と第二次世界大戦との間にあたる、この時代を対象とした研究が数多く出ている(1)。これらの研究に共通しているのは、当該期に日本社会の「公共性」が大いに揺れ動いたとの指摘である。とりわけ都市では、急激な都市化と人口流入のために、都市住民のうち多数を占める貧困層は、劣悪な環境での生活を余儀なくされた。劣悪な環境は病気や犯罪の誘因であり、都市固有の社会問題とされた。このような都市問題に対して、官僚たちはこれを「問題」として認識した。そして、それに対処するために、それまでの「慈恵」的な社会政策の理念を変更し、積極的に都市環境を変更する都市計画を始めた(2)。この影響は、人間形成の環境を視野にいれる教育分野にも及んだと考える。この点において、この時代の都市を対象時期として設定することの重要性がある。

2) に関して、都市問題の一つとして地域教育を考えていくには、都市ごとに抱えている問題が異なっていることに留意しなければならない。なぜなら、都市の発展過程は、都市ごとに独自であり、当然そこに内在する問題も異なるからである。つまり、都市問題は都市が立地する自然地理的な面だけでなく、経済地理的側面や文化地理的側面で形成されており重層的なのである。解明するためには当該地域固有の経済社会の力学的諸関係や歴史的経緯を把握する必要があるからである。

3) は、地域住民らの生活圏域の中から、歴史的に生成しつつあった社会的機能の組織化の契機を浮き彫りにするのがねらいである。これまで生活圏域に重大な影響を与える行政の施策は、一般行政団体が独占してきた。住民は、行政サービスの利用者として位置づ

けられ、生活圏域における行政課題に地域住民として関わる方途が限定されていた。しかし、かつて地域住民自らが積極的に生活圏域の行政課題に関与しうる方途が存在していたとすれば、それは規制緩和のもとで国家の介入が縮小しつつある現状において、重要な示唆を私たちに与えてくれよう。私たちは先人たちがかつて経験したことを参考にして、既存のものとは異なった行政との関係のあり方、つまり新たな公共性を構築することが可能なのである。

## 構成

本研究は、序章と終章を含む2部7章に補論を加えたかたちで構成される。

序章では、「教育の公共性」を問う理由と、地域固有の問題として把握する理由を述べた。

第I部では、1920-1930年代に都市問題に対処するために、当時の官僚を中心として登場した都市教育の制度構想の特質を検証し、大都市における「教育の公共性」に関しての問題構成を吟味する。

第一章では、都市教育の制度構想を積極的に提唱した川本宇之介を取りあげる。そして、彼の都市教育に関する一連の研究を分析することで、その特質を明らかにする。さらに、その都市教育の制度構想の広がりを検証する。

第二章では、積極的に都市教育に関する施策を展開した神戸市を対象として、都市社会の変動に伴う地域教育の変化に対する行政課題を検証する。そして、人口流入や産業の発展等の都市化に対する都市基盤整備の進行過程における小学校舎の設置状況と内容を明らかにする。

第II部では、第I部で示した新しい制度構想に基づいた施策の展開により、大きく変化する生活圏域に対する住民の動向を検証することで、現代に連なる「教育の公共性」を検討する。もっとも、「教育の公共性」を担う主体である住民は、都市化の異質性に基づいて住民構成に差異があったと考える。その差異の類型化を、阪神地区を対象とすることで明らかにする。また、生活圏域に対する住民の動向を調べるにあたって、当時の住民の生活と関わり合いが深く、実際に新しい教育構想の施策の対象であった尋常小学校をめぐる紛争に焦点を当てる。

第三章では、神戸市の神戸区（現：神戸市中央区）の住民を対象とする。旧「学区」の住民が、学区廃止により神戸市に権能を吸収されながらも神戸市による教育行政の整備にともなう生活圏域の変化に抵抗したことを明らかにする。

第四章では、神戸市に吸収合併された周辺町村（現：神戸市灘区）の住民を対象とする。

神戸市による吸収合併に対して反対運動を起した住民らが、小学校をめぐって妥協していく過程を追跡することで、上位団体の登場なしに当事者間で紛争を解決する社会的機能を果たしたことを明らかにする。

第五章では、西宮都市計画区域編入に反対し続け、市制の施行をもって脱退した精道村（現：芦屋村）を対象とする。精道村の地域構造と住民構成の変容過程から、地域住民が村若しくは市としてまとまるにあたり、小学校の果たした役割を明らかにする。

終章では、総括的考察を行う。そして、住民によって生活圏域の中からたちあがった社会的行政機能の組織化の契機を指摘する。

補論として、町村制実施後の長野県下高井郡日野村（現：中野市）で起きた合併問題の事例をあげる。これは、郡部においても小学校を介在させながら紛争を解決させたことを示す事例である。しかし、本研究で対象とする都市学区が舞台であるとはいえないので補論として掲載する。

---

1 この時期を対象にした一連の歴史研究は、本論文の第一章において、先行研究として掲載する。

2 大都市固有の問題を調査・検討する組織として後藤新平を会長にして1922（大正11）年に財団法人東京市政調査会が設立され、機関紙『都市問題』を中心として多くの都市研究がなされた（『東京市政調査会四〇年誌』）。

## 第 I 部 都市教育の論理と展開

## 第一章 都市教育の制度構想

### 本章の課題

本章では、1920～1930年代に東京市政調査会において都市教育の提言を積極的に行った川本宇之介の言説を解明し、都市問題に対処した当時の官僚らの制度構想の特質とその構想を明かにしてゆく。これまで、当該期の都市における学校教育に大きな変化がおきたことを指摘する研究は少なからずある。その変化として、中等教育機関の量的拡大と種類の増大<sup>(1)</sup>、初等教育機関の整備<sup>(2)</sup>など、学校教育の制度が充実していったことが指摘されている。つまり、当該期に公教育の領域が急速に拡大し、現代に通じる学校制度が成立したのである。これは「教育の公共性」が転換したことを示している。だが、当該期にこうした施策が積極的に行われた理由や、施策を推し進めた担い手に関しては、明らかにされていない。都市教育を推進した担い手と、それを後押しした社会の動向に関する適切な把握がなければ、当該期の都市において起きた「教育の公共性」の転換に関する問題構成は解明できないであろう。社会変動期にあたる現代の「教育の公共性」を考えていく上でも、当該期の「教育の公共性」を検証する必要がある。

本章は、積極的に都市教育を整備しようとした官僚のうち川本宇之介に焦点をあて、彼の構想を分析することで、当該期の都市における「教育の公共性」の問題構成を吟味する。

### 第1節 都市環境の再編

#### 対象としての川本宇之介

『現代人名情報事典』（平凡社、1987年）によれば、川本宇之介は「障害児教育家」に分類されており、生没年は1888年から1960年、出身地は兵庫県で「1915年東京帝大文科大学教育学科を卒業し、1920年に文部省入り、東京聾啞学校教諭を経て、1922年欧米盲聾教育調査研究派遣、1925年日本聾口語普及会設立、1942年東京聾啞学校校長、国立聾教育学校校長、1951年東京教育大府台分校主事、東京教育大講師」と記されている。評伝は山本実『川本宇之介の生涯と人間性』（自費出版、1961年）があり、この書には、副題が「特殊教育先覚者としての」と記されているように、精力的に聾啞教育に取り組んだ川本の姿が強調されている。川本の著書および論文は多数あり<sup>(3)</sup>、その研究は多岐にわたる。その内、都市教育に関する著書および論文は1920年代に集中している。これまで教育行政の視点から川本の意図と情熱を考察した研究は三羽論文がある<sup>(4)</sup>。三羽は、「戦間期を現代に至る歴史の流れが始まる時期と把握するならば、この時期の都市の教育や教育行政の検討は、現代日本の教育行政の課題を考察する素材や手がかりをもたらすであろう」<sup>(5)</sup>



と述べ、1920年代から1930年代にかけて東京市政調査会を中心として都市行政に携わったピアードや野口援太郎、川本宇之介らに注目し、彼らの教育制度に関する言説を検証している。そして、この時期に「都市の教育を独自の問題で把握しようとする問題意識」<sup>(6)</sup>が生じ、「教育行政の画一性」<sup>(7)</sup>を改め、産業化に対応するため都市に居住する青年向けに中等教育制度の拡充と多様化が進められたと指摘する。そして、精力的に都市教育の研究をおこなった川本を、障害児教育だけでなく「都市教育行政のパイオニア」であったと評するのである。当該期の都市における施策を検証することで、現代の教育制度に通底する問題構成を見出せるとの三羽の見解は示唆に富む。だが、三羽の研究は、都市における施策が打ち出されるに至った社会的要請やその構想の独自性にまで言及していない。こうした課題に取り組むためには、これまでとは異なった視点が必要であると考え。そこで、複合的かつ重層的な都市そのものを対象とした都市史の研究成果をみていく。

#### 都市史研究における官僚の位置づけ

川本宇之介に関する検証を進めるにあたって、当該期の官僚、とりわけ都市に対する施策に熱心だった都市官僚と呼ばれる集団に関する研究を取り上げる必要がある。

まず、都市史において、当時の都市における政治支配構造から都市官僚の位置づけを検証した小路田泰直の研究<sup>(8)</sup>がある。小路田は、近代化の進展にともなって都市住民の生活水準が急激に上昇したことに、必需品の供給を担う都市の機構が追いつかないために生じた都市問題に対処するため、それまでの「専門官僚行政」と「名望家行政」の市参事会制との調和で成立していた政治支配構造から、専門官僚化の徹底へ構造が移行して地方行政団体の「法人団体化」が進展したことを指摘する<sup>(9)</sup>。さらに、それに伴って都市の官僚層と政党との政治的結合が進展し、「都市専門官僚」による制度原理が国家の支配構造を転換させるに至ったと主張する<sup>(10)</sup>。小路田の研究は、日本近代政治史と都市史とを関連付けたものであり、1920年代において地方行政団体を中心として政治支配構造が大きく転換したことと、「都市における専門官僚制」<sup>(11)</sup>の政治的位置が極めて高くなったことを重視するものである。

同様に、同時期の「都市専門官僚」の存在と地方行政団体の役割を重視する研究として芝村篤樹の研究<sup>(12)</sup>がある。芝村は、対象として大阪市行政に携わった関一を取り上げ、関ら大都市行政担当者をはじめとする「都市派」が「大都市行政にかかわる国家形態の転換・再編成をおしすすめる牽引車の役割」を担ったことを指摘する<sup>(13)</sup>。その関の都市政策は、経営層ら「経済的勢力」(＝私的利益)と「専門官僚」ら「道徳的勢力」(＝公共の

利益) およびその専門能力との「均衡」を主張するなど中央のそれに対して独自性を有していたとする<sup>(14)</sup>。具体的には、御堂筋や地下鉄の建設、郊外の開発といった産業の発展だけでなく都市住民の生活環境を大きく変える施策がとられたと指摘するのである<sup>(15)</sup>。

さらに、経済的側面から都市史を研究する杉原薫・玉井金五ら<sup>(16)</sup>からも、都市問題に「強力な対策を推進したのは、意外なことに国家よりもむしろ一部の地方自治体であった」<sup>(17)</sup>とし、とりわけ大阪市の行政団体は「先駆的」であったとの指摘がある。彼らは、こうした地方行政団体によって行われた社会政策を「<都市>社会政策」と定義して国家による慈恵的な社会政策と分けた上で、個別事例を検証し、大阪においてスラム居住者の生活水準を引き上げるため環境を改善する施策が行われたとする。

都市史研究から、次の二点を指摘しうる。第一に、1920年代に産業の発展にともなって都市住民の生活および意識が変容し、それに既存の政治構造が対応できないことで都市問題が生じ、これに対し都市住民の生活環境を改善することで臨む形態に転化した「社会政策」が登場し、都市官僚の主導のもとで進められたことである。第二に、それは国家レベルよりも地方行政団体で積極的に推進されたことである。

では、これらの研究が示すように川本の都市教育論も同様のものではあったのだろうか。その作業の前に、同時期を対象とした教育学研究の成果を検討する。なぜなら、都市史研究の成果をもとに検討することで、これまで教育学研究が見落としてきた視点を抽出することが可能であると考えからである。

### 教育学研究における社会政策観

同時期を対象とした教育学研究における「社会政策」に関する見解を検討する。堀尾輝久は、この時期に関する一連の研究<sup>(18)</sup>で、当時の日本が「貧国強兵」を脱して帝国主義を形成するために経済の発展を重視し、かつ立憲的な新しい支配構造に国家を組みなおしはじめたこと、そのために「社会政策」が官僚によって実施されていたことを指摘する。しかも、「社会政策」は、社会変動からくる社会不安を背景に拡大しだした社会主義に対抗する役割も担っていたとする<sup>(19)</sup>。また、立憲国家として普通選挙を実施するためにも教育をもって国民の「思想善導」をする必要が生じ、これを「公民教育」が担ったと指摘する<sup>(20)</sup>。つまり当該時期において「社会政策は帝国主義と必然的に結びつく」<sup>(21)</sup>ものであり、帝国主義国家への体制再編の一環として、学校教育に対して施されたとする。

伊津野朋弘は、「社会政策」が強権的に作用し、機能不全に陥った国家体制を再編成しうるとする見解を示す<sup>(22)</sup>。伊津野は、デモクラシー期の学校教育において個人と社会の

新しい結合関係を生み出す役割を果たしたものは「経済的教育論」と「教師『修養』論」であったと述べる。このうち「経済的教育論」は「国家的経済発展のために、国民の最大限の能力の発達を期待」するもので、個人的利益の増進を志向し、当時の自由教育と結びつくものとする<sup>(23)</sup>。もう一方の「教師『修養』論」は「官僚制組織が生み出す形式主義と教師の無気力に対して」、「内部観察と自己反省を主たる方法」<sup>(24)</sup>としながら教師の自律性を高めて教授の質をよくしようとするものとする。いずれも、それまでの「頂点の非合理的要素と、底辺における家族主義的共同体的要素との融合」<sup>(25)</sup>によって維持されてきた「教育行政官僚制」が生み出した弊害を、私的な立場を向上させることで克服して、新しい教育を求める「教育『改造』論」へと展開していくのであるが、国家的公教育の諸条件に対立するまでには至らず、結局は国家の支配構造の中へ組み込まれていったとする。つまり、官僚制とそこから発せられる社会政策によって国民の私的な営みが国家の支配構造の中へ取り込まれていく過程を述べるのである。

堀尾の主張するように、「社会政策」が帝国主義国家形成の意図から発動されたものであり、その一環として「公民教育」が帝国主義国家形成のためのイデオロギー形成の役割を担ったことは否めない。官僚の影響力が大きかったことと、結果的に帝国主義国家の形成に寄与した点は、前述した都市史研究と共通している。だが、「社会政策」に関して、筆者は、以下の対象認識の質的变化を重視したいと考える。つまり、「社会政策」は、産業発展によって変容した都市住民の生活および意識を改善することを課題として、都市住民の社会生活の次元にまで浸透することを予定しはじめたのである<sup>(26)</sup>。それは、認識範囲の局地化、すなわち地域的視点を必然のものとする。なぜなら、社会生活の次元は、不確定な要因に満ちているので、社会生活の次元の諸力によって「意図せぬ結果」をもたらす可能性が高くなるからである<sup>(27)</sup>。「社会政策」がもたらした結果を正確に分析するには、「社会政策」なるものを、画一的に全国一律に作用するものとして位置づけるのではなく、地域的視点をもって住民の生活圏域の範囲でみていく必要がある。不確定要因と偶然性に満ちたミクロな社会生活の次元では、「社会政策」によって、なんらかの変化が起ったとしても、それは「社会政策」のベクトルと、施行前後における住民の生活圏域の私的な営みが集合した社会状況のベクトルとが、合成して生じた結果なのである。伊津野の「経済的教育論」や「教師『修養』論」といった社会から現出した潮流を「教育行政官僚制」が支配構造を強化するものへと転化させたとする見解のように、国家の全領域において一律に作用した結果ではない。「社会政策」を検証するにあたり必要な視点は、地域的視点なので

ある。

では、前述した都市史研究が示唆するように、当時の「都市行政官僚」が打ち出す「社会政策」が、それまでとは異なった形態に転化していたとすれば、当該期の都市教育の制度と如何に関連していたのか。これに関しては、川本宇之介が抱いていた都市教育に関する制度構想を、三羽とは異なる視点から検証する作業を通して検討してみる。

## 第2節 川本にみる都市教育論の論理

本節では、川本が都市教育をどのように認識し如何に取り組もうとしていたのかを、彼の論文や著書を吟味することで明かにする。

### 現状把握と体系的施策

岩波書店発行の『教育学事典』(1938年)には、川本が執筆した「都市教育」の項目があり、そこから彼の都市教育観の概要がうかがえる<sup>(28)</sup>。ここでは「近代都市の特色」から始まり、「都市生活の身体に及ぼす影響」、「都市民の心理」、「都市民の生活」、「都市教育の重点」、「都市教育の改善充実要項」が述べてある。川本はその中で、「近代都市の特色」として「富の分配」をあげ、大都市では、「(1) 商工業の発展に伴って、貧富の懸隔が益々大となり、貧民が益々増加する。その結果は暗々裡に、自ら両者の思想感情の融和を欠く憂いがある」こと、次に「(2) 貧富の原因には(中略)、教育が、その内容と組織とに於て、近代都市生活に適合しなかった為に生じたものも少くはない。之と同時に適切なる教育の普及と充実とによって、この貧窮を免れしめ得るか、少くともその数を減じ、又その程度を軽くなし得ることも少くない」とする。そして、「(3) 窮乏者に対する教育政策は、大都市なる程必須なるもの」であり、「特に、貧民の身体並に精神に及ぼす影響を考察研究して、具に之に適合する教育施設を講ずる必要がある」<sup>(29)</sup>とする。つまり大都市の状況は、都市住民の貧困を主因とする都市問題に直面しているので、都市住民の状況を正確に把握して、その状況に対応した教育施設を設置することを主張する。この考えは『都市教育の研究』において、欧米での社会的現実に対応した都市教育のあり方を紹介しながら、具体的に次のように述べる。まず「法律的形式的方面によりは、寧ろ具体的である社会生活、都市生活及び産業生活そのものに主眼を置く」<sup>(30)</sup> が必要であること。それは「犯罪・自殺・飲酒」<sup>(31)</sup> といった「身体的退廃」を引き起こす項目や「道徳並び余暇生活」に悪影響を及ぼす項目の数量的把握、「都市に於ける余暇生活に欠かせない施設の種類と数」<sup>(32)</sup>、「幼少年の死亡率と学齡児童の身体状況」<sup>(33)</sup> 等を調査し、都市民の生活実態

を正しく認識することである。この認識に基づき、①「児童の身体状況に適合する教育施設」②「児童の精神的状態に適合する教育の充実」③「産業都市に適合する教育の充実」④「市民の心理に適合する教育及びその施設」⑤「市民の要求に適合する社会教育」⑥「児童保護施設」⑦「貧児教育の徹底」<sup>(34)</sup>といった都市生活全般にわたる7つの事項に基づいた新しい施設を設置すること。さらに、「全都市生活に適合する為に都市教育全体の組織を完全にすること」<sup>(35)</sup>で、都市社会に適応し都市発展に貢献する都市住民を育成することを提案するのである。

### 公民教育

そして川本は、都市に新しく設置する施設の中で行われる教育内容を「公民教育」<sup>(36)</sup>とする。ここで、「公民教育」に関して検討してみる。「公民教育」の先行研究は多々ありが、その歴史的評価は論者によって異なっている。堀尾輝久は、近代社会との関連において「公民教育」を検討し、「社会の形態変化」によりその意味内容が異なっていたと指摘する<sup>(37)</sup>。その上で、当該期の「公民教育」に関しては、前述のように帝国主義国家に向けての再編成の一翼を担ったとの評価を下すのである。中野重人は、明治末の提唱され始めた時期において「各地域社会における自治民育の一環」として「公民教育」が位置づけられていたこと、文部官僚の言説にアメリカ流の公教育論の影響がみられることから、初期段階の「公民教育」に民主主義的傾向が含まれていたことを指摘する<sup>(38)</sup>。また一方で、教科としての「公民科」における独自の意義を検証して、教科としての目的、教育内容や教授過程の分析から、そこには進歩と反動の両面性が含まれていたとする斉藤利彦の研究がある<sup>(39)</sup>。斉藤はまた、地方改良運動との関連性も指摘する<sup>(40)</sup>。さらに、成立過程に焦点をあて、実業補習学校で行われていた「自治教育」なる政治経済教育が発展して「公民教育」になったとする大森照夫・森秀夫の研究<sup>(41)</sup>や、「自治育成」から「公民教育」に移り変わる過程において、「品性の教養」を媒介とすることで職業教育との結合、さらに国家の目的との結合が行われたと主張する田淵久美子の研究もある<sup>(42)</sup>。

以上の研究に共通しているのは、体制の変化に応じて国民の価値観の再編成を行うため「公民教育」が用いられたことと、その再編成の担い手如何によって意味内容が変化していったことである。では、川本の主張する「公民教育」とは、どのようなものだったのかをみる。川本はまず、「公民教育」の目的を「公民の公民的知恵の能率、経済的能率及身体的能率を増進する」こと、定義を「教授及訓練を以て児童及青年をして近代立憲国の善良有為なる公民たらしめる教育である」<sup>(43)</sup>とする。従来の「国民教育」は「産業並びに社

会生活が一大革新を受けた今日」<sup>(44)</sup>にはそぐわないものであり、新しい統合のための教育が「公民教育」であると主張するのである<sup>(45)</sup>。そのために、現在の国家と社会の状況を把握することの重要性を述べ、両者の関係を、経済・社会・政治の三方面で協調させていくべきとする<sup>(46)</sup>。その際の道徳的方針は「自治」<sup>(47)</sup>であり、また外的な社会における職業活動と離れないために職業能力の訓練をすることも必要であると指摘する<sup>(48)</sup>。その訓練の場としては、学校を挙げ、「其の学校組織は公民的知識が常に意思過程と結合する練磨に適切なるもの、公民的徳が養成されるもので（中略）上述の社会生活をなすに適切な『生活』を経験し之を観察し其準備をするに適当な」<sup>(49)</sup>ものになるように、改造することを提案する。具体的には、「教科課程、設備並に学校生活を近代化することである。換言すれば学校を社会化し（中略）教授設備生活に於て、現代の法治生活及社会生活に適応」<sup>(50)</sup>するような施設に改造することを強調する。さらに、川本は、こうした公民教育を内容とした教育制度の拡充には、地方制度も併行して改革する必要がある、「地方自治体の振興発達を図る諸制度の急施」<sup>(51)</sup>が欠かせないとする。このように川本の公民教育も、価値観の再編成を目的としていたが、その具体的方策は、変動後の社会に再適応できるよう都市住民の内面を形成しうる施設の設置とそれを可能とする地方制度を主張するものであったのである。

#### 構想の特質

川本は、教育の「一大特徴」を「再適応（Readjustment）又は適合」として、「教育は須く個人の身体精神両状態に適応せねばならぬ。教育はその児童青年の生活し活動する社会の要求に適合せねばならない。教育は須くその全組織を社会の要求に適合せねばならない」<sup>(52)</sup>と考えていた。だが、「都市特有の状況に適応せる教育上の改造は、未だ極めて不振の状態にある」<sup>(53)</sup>ので、現状を把握してから幅広い世代が利用できる施設を設置し、そこで「公民教育」を内容とした都市教育の提案を積極的に行ったのである。都市住民の内面を形成する「公民教育」の内容を実現させうる制度を確立することで、都市住民の生活を改善しようとした点で、この考えは、前述の都市史研究における、生活環境を変えることで都市住民を変動後の社会に適応させようとした「社会政策」の考えと同様のものである。また、こうした制度を確立するために、地方制度の改革をも要求するものであった。

#### 他領域研究との関連とその後の展開

ここでは川本の都市教育研究と他領域の研究との関連を検証し、さらに、その後の展開を吟味する。

社会教育の分野における川本の業績に関しては、既に意欲的な研究が多く出されている<sup>(54)</sup>。これらの先行研究において注目すべきものとして、川本の論文「教育の社会化と社会の教育化」<sup>(55)</sup>と著作『社会教育の体系と施設経営 体系編』および『(同) 経営編』<sup>(56)</sup>との間において、「学校教育の社会政策的施設」を学校教育の範疇に含み、これを狭義の社会教育から切離すといった論調の変化から、川本の社会教育論を考察する松田の研究がある。松田は、後者の著作に移る過程で川本の教育思想に『自己教育の本質』に立脚した社会教育の行政論<sup>(57)</sup>が加味されたことで、社会教育の行政・施設論が体系化されたとする。これは行政論の視点からではなく、川本の教育本質論から施設論を説明したものであるが、施設利用者に対して利用の仕方を固定せず、利用者の多様な学習要求に対応しうる余地を与えたことを指摘する。これに関しては、都市教育においても共通する。まず、施設の種類として「全市民殊に児童青年の体育機関として運動場、体育館、水泳場の設備」であり、「児童保護施設、学校以外の組織的な社会教育機関として図書館・博物館・動植物園・水族館・美術館」を挙げ<sup>(58)</sup>、そうした施設の利用のあり方については、「隣人相互に或は社会的に相助け相慰め、或は協同して共通幸福の為に努力奉仕する所の施設を講ずることが最も大切」なので、そのため「米国に於て特に発達した所の学校、図書館、教会その他の公館を、所謂社会中心 (Social Center) 又は共同団体中心 (Community Center) として、市民に無料又は多少の料金を納めしめて使用せしめる施設」<sup>(59)</sup>がふさわしいとする。つまり、川本は、前述の都市教育構想の特質である、都市に居住する幅広い世代を対象としていたことと、合理的かつ体系的な教育施設を構想していたのである。あくまで次世代を担う児童青年を育成するための学校教育であるが、他の世代も利用できるように使用に関して柔軟性を確保する必要があると主張したのである。

障害児教育に関しては、前述の山本実による川本の評伝に述べられているように、養護学校の拡充に川本は生涯最も力を入れた<sup>(60)</sup>。前述の、都市住民が社会に適應できるようになるための訓練施設の確立を目指す川本の制度構想の特質から、こうした障害児教育への取り組みは、最も実現困難な領域での実践を選んだ結果であると考えられる。

さて、こうした川本の制度構想は、決して当該期にのみ提唱されていたのではなかった。敗戦後に教育刷新委員として総会での発言においても、川本は「日本の国民の中で、少数ではありますが、極めて不適當な教育を受け若くは殆ど受け得ないで居る者の為日本の教育体系を整備し、学校体系を立派にする意味を以て、所謂欠陥のある子供に対する教育に付て十分御考慮を願いたい」<sup>(61)</sup>と、教育施設は全ての人に対して人間形成の場として機

能すべきものであると主張した。また、地方制度のあり方に関しては、「市町村の教育行政に携わる者乃至現在ある学務委員等の関係を今一層権限を大にし、その機構を整備するということが極めて必要でないかと思うのであります（中略）少なくとも府県なり大都市なり或は町村等に就きましても、整備した教育行政機構を持ち、又これにもっと大きな権限を与えなければならぬのではないかと思います」（<sup>62</sup>）と、一般行政からの教育行政の独立と、その地方分権化を要求したのである。

### 第3節 都市教育構想の展開

川本宇之介の構想は、当時一般に共有されたものであったのだろうか。川本は『都市教育の研究』の執筆時、東京市政調査会に属していた。この東京市政調査会は、後藤新平（<sup>63</sup>）を会長として、1922（大正11）年に設立された、大都市固有の問題を調査・検討する組織である。機関紙である『都市問題』を中心として多くの研究蓄積があり、現在も続いている（<sup>64</sup>）。後藤新平は、この他にも『都市公論』を機関紙として内務省官僚を中心とする都市研究会を1917（大正6）年に発足させていた。この研究会は、都市計画を全国に適用させる研究と宣伝を目的としており（<sup>65</sup>）、中央から地方へ出向した内務省官僚を中心として、地方ごとに都市研究会が発足した。

ここで、中央から地方へ都市計画が広がっていった典型例として神戸市でのつながりを挙げる。なぜなら、神戸市では当該期に都市計画（<sup>66</sup>）の進展と近代的な公共建築物の建設ラッシュ（<sup>67</sup>）という大きな生活環境の変化が起こったからである。また、川本は、『都市問題』において度々、地方制度改革の最新事情を報告しており、その中で神戸市の教育制度の変化を報告していたからでもある（<sup>68</sup>）。当時、神戸市には、身分は内務省官僚であるが、勤務先は都市計画地方委員会事務局である森垣亀一郎なる人物がおり、兵庫県都市研究会の評議員も兼ねていた（<sup>69</sup>）。都市計画兵庫地方委員会は、兵庫県知事を会長として国・市の官僚や学識経験者と、府県会議員、市会議員、市長などの地方団体の側の委員の半数ずつで構成されており、都市計画兵庫県委員会に所属していた神戸市会議員のうち13名は、兵庫県都市研究会に評議員或は会員として所属していた（<sup>70</sup>）。このように中央の官僚の構想は、地方行政団体の側にも広く共有されていた。さらに、都市計画に関連していた神戸市会議員の中には、神戸市の教育団体である神戸市教育会（<sup>71</sup>）にも所属していた者もあり、中には都市計画兵庫地方委員会・兵庫県都市研究会・神戸市教育会の三つの団体に同時に所属していた市会議員が6人いた（<sup>72</sup>）。なお、神戸市教育会の会頭である鹿島房次郎



は兵庫県都市研究会の発起人の一人であり、1926（大正15）年に都市計画の宣伝本である『神戸市民読本』が神戸市教育会から刊行された<sup>(73)</sup>ことから、神戸市教育会も同様の構想を有した団体であった。

こうして川本宇之介をはじめとする中央の官僚の構想は、東京市政調査会や中央の都市研究会から兵庫県都市研究会を中心として政治家・官僚・教育者にまたがる研究交流で広く社会に浸透し、さらに神戸市教育会を通じて教育関係者にも繋がっていたのである。つまり、単に都市の改造をもって日本の大都市の生活環境を変えようとしただけでなく、教育を通して住民の意識をも大きく変えようとするのが、共通の志向だった。これは、住民の意識変容という課題への展開を、「社会政策」の転化形態とする都市教育の制度構想であったということができよう。

#### まとめ

川本のまなざしは、経済格差や居住区格差といった都市内で現出した社会問題に注がれていた。これらに対して川本は、科学的に社会問題を把握した上で、新しい社会状況に適応しうる都市住民を育成する制度を確立することで対処しようとした。それは社会の変動に沿いながら体系的で組織系統の整った施設を設置して、都市住民の生活改善を図ったものでもあった。すなわち、川本の制度構想は、社会の諸課題を教育という人間形成上の総合的体系的営みによって対処しようとしたものであった。前述の三羽が指摘する「中等教育制度の拡充と多様化」もまた、こうした合理的かつ体系的な教育施設を設置し、職業技術の修得によって都市住民の人間形成をおこなうものとして再評価できる。

都市史研究の進展が示すように当該期の「社会政策」は、産業発展にともなう住民の生活および意識の変容に対処することを課題とし、総合的施策をもって都市社会の環境を再構成することで、その課題に臨んだ。川本の構想もまた、都市住民の生活と意識に同じように総合的に対処しようとしたものであった。したがって、この後、障害児教育に専念してゆく川本の研究は方針の転換ではなく、都市教育研究の発展転化した研究とみることも可能である。さらに、川本の都市教育の制度構想は、東京市政調査会や都市研究会を通じて当時の官僚らの構想と共通したものであり、さらに地方制度の改革をも視野に入れたものであったので、地方都市研究会を中心として地方政治家や地方行政団体へと浸透した。とりわけ神戸市では、政治家や官僚だけでなく教育者教育関係者にも繋がり、進取的であったことは注目すべきことである。

本章では、川本の都市教育構想を分析することで、当該期の都市官僚に共通してみられる「教育の公共性」に関する問題構成を明らかにした。それは、都市住民の生活を改善するため、都市住民の身体と近傍空間との相関を考慮しながら、体系的組織的な施設を設置することで、生活圏域における都市住民の生活に間接的に介入しようとしたことである。

- <sup>1</sup> 土方苑子「中等学校の設置と地方都市」、大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究』（日本経済評論社、2003年、651～698頁）や三羽光彦「戦間期日本の都市教育行政に関する一考察」『岐阜経済大学論集』（第31巻第1号、岐阜経済大学学会、1997年）がある。なお土方には、都市教育に関して『東京の近代小学校』（東京大学出版会、2002年）がある。土方は、1900年代の東京都の貧民学校・特殊尋常学校を対象として、近代国家を支える「国民」教育制度の成立過程に関する検討をおこなっている。もっとも本研究とは、時期区分も近代化過程の見解も異なる。この本の検討は、別の機会に改めてしたい。
- <sup>2</sup> 当該期において現代に通じる校舎の建築様式が確立したとする大門正克『民衆の教育経験』（青木書店、2000年、56～58頁）や上野淳『シリーズ教育の挑戦 未来の学校建築』（岩波書店、1999年、38～39頁）の指摘がある。
- <sup>3</sup> 川本宇之介の文献目録に関しては、高橋正教「川本宇之介主要著作文献目録」名古屋大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究年報』創刊号（1977年、162～171頁）と平田勝政「川本宇之介文献目録」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第39号（1990年、83～106頁）がある。
- <sup>4</sup> 三羽光彦「戦間期日本の都市教育行政に関する一考察」『岐阜経済大学論集』第31巻第1号、岐阜経済大学学会、1997年。
- <sup>5</sup> 三羽、前掲書（4）、23頁。
- <sup>6</sup> 三羽、前掲書（4）、100頁。
- <sup>7</sup> 三羽、前掲書（4）、118頁。
- <sup>8</sup> 小路田泰直『日本近代都市史研究序説』（柏書房、1991年）や同『憲政の常道』（青木書店、1995年）、同『国民（喪失）の近代』（吉川弘文館、1998年）など。
- <sup>9</sup> 小路田泰直『日本近代都市史研究序説』、柏書房、1991年、15～16頁。
- <sup>10</sup> 小路田、前掲書（9）、271～282頁。以下、こうした都市の専門官僚を「都市専門官僚」とする。
- <sup>11</sup> 小路田、前掲書（9）、290頁。
- <sup>12</sup> 芝村厚樹『日本近代都市の研究』松籟社、1998年。
- <sup>13</sup> 芝村、前掲書（12）、104頁。
- <sup>14</sup> 芝村、前掲書（12）、282～283頁。
- <sup>15</sup> 芝村厚樹『都市の近代・大阪の20世紀』思文閣出版、1999年、20～26頁。
- <sup>16</sup> 杉原薫・玉井金五編『増補版大正・大阪・スラム』新評論、1996年
- <sup>17</sup> 杉原薫・玉井金五編、前掲書（16）、252～253頁。
- <sup>18</sup> 1957年～1974年間に発表された当該期に関する諸論文は、堀尾輝久『天皇制国家と教育』（青木書店、1987年）にまとめられている。
- <sup>19</sup> 堀尾輝久『天皇制国家と教育』青木書店、1987年、124頁。
- <sup>20</sup> 堀尾、前掲書（19）、162頁。
- <sup>21</sup> 堀尾、前掲書（19）、124頁。
- <sup>22</sup> 伊津野『大正デモクラシー下の教育』明治図書、1976年。
- <sup>23</sup> 伊津野、前掲書（22）、10頁。
- <sup>24</sup> 伊津野、前掲書（22）、155頁。
- <sup>25</sup> 伊津野、前掲書（22）、10頁。
- <sup>26</sup> 池田信『社会政策論の転換』ミネルヴァ書房、2001年、8頁。
- <sup>27</sup> 佐藤嘉倫『意図的社会変動』東京大学出版会、1998年、9～11頁。
- <sup>28</sup> 『教育学事典』岩波書店、1938年、1757～1760頁。
- <sup>29</sup> 川本宇之介『都市教育の研究』東京市政調査会、1926（大正15）年、60～61頁。
- <sup>30</sup> 川本、前掲書（29）、296頁。
- <sup>31</sup> 川本、前掲書（29）、97～114頁。
- <sup>32</sup> 川本、前掲書（29）、114～133頁。

- 33 川本、前掲書 (29)、134~163 頁。
- 34 川本、前掲書 (29)、271 頁。
- 35 川本宇之介「都市教育とその諸問題」『都市問題』第 11 巻第 1 号、1930 年、98 頁。
- 36 平田勝政「昭和戦前期における川本宇之介の公民教育論と特殊教育」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第 39 号、1990 年、70 頁。
- 37 堀尾は、古典的近代社会において「公民教育」は「市民教育」でもあった (前掲書 (16)、189 頁) が、独占資本主義の段階に入り市民社会の主人である第三階級たるブルジョア階級は、自らの有する「市民性=自由なる市民の原理=リベラリズム」を第四階級たる労働者階級が求めるにあたって、それを阻止するために「公民性=抽象的公民・国民の原理=ナショナリズム」を前面に押し出した。ここで、国民国家の構成員として自由を制約された国民としての「公民」が登場し、「市民教育」とは区別された「公民教育」が成立することになった (堀尾、前掲書 (19)、192~194 頁) とする。ところが、天皇制支配構造下の日本においては、「市民」を媒介とせず、むしろ「臣民」によって「公民」が規定され、「皇民」へと移行する概念として位置づけられた (堀尾、前掲書 (19)、214 頁)。その意味内容は、近代の眼目とは異なる「私人性の否定、全体への帰属感、権利の否定と従順義務の強調」 (堀尾、前掲書 (19)、216 頁) であり、前述した国民国家の構成員たる「公民」のそれとも明らかに異なっていたとするのである。
- 38 中野重人「我が国における公民教育の史的研究 (1)」『宮崎大学教育学部紀要 社会科学』第 30 号、1971 年。
- 39 斉藤利彦「公民科教育史研究序説」『東京大学教育学部教育史・教育哲学研究室紀要』第 8 号、1982 年。
- 40 斉藤利彦「地方改良運動と公民教育の成立」『東京大学教育学部紀要』第 22 巻、1982 年。
- 41 大森照夫・森秀夫「わが国における公民科成立の過程と成立後の展開」『東京学芸大学紀要』第 20 集第 3 部門、1968 年。
- 42 瀧久美子「大正期公民教育論における外国情報の受容 —1920 年代の実業補習学校規程改訂をめぐって—」『日本の教育史学』第 33 集、教育史学会、1990 年、85 頁~97 頁。
- 43 川本宇之介『公民教育の理論及実際』大同館、第 4 版 1920 (大正 9) 年、初版 1915 (大正 4) 年、254 頁。
- 44 川本宇之介『デモクラシーと新公民教育』中文館書店、1921 (大正 10) 年、435 頁。
- 45 川本、前掲書 (43)、436 頁。
- 46 川本、前掲書 (43)、447~448 頁。
- 47 川本、前掲書 (43)、450 頁。
- 48 川本、前掲書 (43)、456 頁。
- 49 川本、前掲書 (44)、320 頁。
- 50 川本、前掲書 (43)、544 頁。
- 51 川本宇之介「教育上より見たる市制革新と其根本対策 —公民教育の効果と広範なる方策—」『都市問題』第 8 巻第 2 号、東京市政調査会、1929 年、118 頁。
- 52 川本、前掲書 (29)、249 頁。
- 53 川本、前掲書 (29)、93 頁。
- 54 川本を戦前の社会教育の最高の研究者とする宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』(法政大学出版局から 1968 年に出版されたが、筆者は復刻本にあたる日本現代教育基本文献叢書社会・生涯教育文献集 I 6『近代日本社会教育史の研究』(日本図書センター、1999 年、を使用した) や、社会教育の草莽期に活躍したパイオニアの一人とする小川利夫 (『社会教育の歴史と思想』亜紀書房、1998 年) がある。また、戦前期における川本の思想の「国家主義」的な側面と「自由主義」的な側面の並存が「デモクラシー」を受容することで後者が発展し、「教育の機会均等」に昇華したとする高橋正教「1920 年代初期の社会教育発想 - 『社会と教化』誌の論調を中心として - 」『名古屋大学教育学部紀要 - 教育科学 - 』第 27 巻 (1980 年、295~303 頁) や同「川本宇之介の社会教育理論」小川利夫・新海英行編『近代日本社会教育論の探求 - 基本文献資料と視点 - 』(大空社、1992 年、203~208 頁) がある。これらの先行研究は、本質論や施設論から川本の世界教育論を分析しており示唆に富むが、都市教育論との関連で述べられてはいない。
- 55 川本宇之介「教育の社会化と社会の教育化 (1) (2) (3)」『社会と教化』第 1 巻、7 号、8 号、9 号。
- 56 川本宇之介「社会教育の体系と施設経営 体系編」「社会教育の体系と施設経営 経営編」(最新教育研究会、1931 年)。後に『社会教育』(北文館、1934 年) に改題される。
- 57 松田武雄「社会教育概念の歴史的検討 - 1920 年代における成人教育・自己教育概念との関連で - 」『日

本社会学会紀要』No.30（日本社会学会、1994年、85～95頁）、同「川本宇之介における社会教育概念の形成過程 - 「教育の社会化と社会の教育化」論から成人教育・自己教育としての社会教育論へ - 」『埼玉大学紀要 教育学部（教育科学Ⅱ）』第45巻第1号（1996年、65～74頁）。

<sup>58</sup> 川本、前掲書（29）、306～309頁。

<sup>59</sup> 川本、前掲書（29）、297～298頁。

<sup>60</sup> 川本の「公民教育」論の変容過程から、川本の特殊教育思想を論じる平田勝政「昭和戦前期における川本宇之介の公民教育論と特殊教育」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』（第39号、1990年、67～82頁）がある。

<sup>61</sup> 「第4回総会議事速記録」『教育刷新委員会会議録』第一巻（総会1）、1946年（昭和21）年9月27日付、86頁。川本宇之介発言を抜粋。同様の発言が、「第7回総会議事速記録」（同書）130頁にもある。

<sup>62</sup> 「第5回総会議事速記録」、前掲書（61）、96頁。

<sup>63</sup> 後藤新平の制度構想に関しては、彼を日本にポリス論を積極的に普及した人物として評価し、その制度理念が教育に如何に影響を与えたのかを論じる白水浩信「近代ポリス論における教育理念形成に関する歴史研究」課題番号12710144『平成12～13年度科学研究費補助金（奨励研究（A））研究成果報告書』（2002年3月）が示唆に富む。

<sup>64</sup> 『東京市政調査会四〇年誌』東京市政調査会、151～154頁。

<sup>65</sup> 『新修 神戸市史 歴史編Ⅳ近代・現代』、498～499頁。

<sup>66</sup> 前掲書（65）、452～453頁。

<sup>67</sup> 建築史学からの指摘であり、主として梅宮弘光「阪神間の公共建築」『阪神間モダニズム』（淡交社、1997年）や、川島智生「近代日本における小学校建築の研究」『京都工芸繊維大学大学院学位論文』がある。

<sup>68</sup> 川本宇之介「神戸市に於ける学級整理」『都市問題』第4巻、第2号、1927年、186～194頁。

<sup>69</sup> 前掲書（65）、500頁。

<sup>70</sup> 神戸市会議員は、『神戸市会史 大正編』巻末の議員一覧表より算出した。都市計画兵庫県委員会の委員は、（同書）538頁より、大正10年と大正14年選出委員を算出した。兵庫県都市研究会員は、『都市研究』第1巻第1号（大正14年）と第27号（昭和8年）の「会員氏名欄」から算出した。

<sup>71</sup> 『神戸市史』第二輯、1937（昭和12）年、938～939頁。

<sup>72</sup> 神戸市教育会の会員は、雑誌『更生』第1巻第1号（神戸市教育会、大正13年）の会員名簿より算出した。

<sup>73</sup> 神戸市教育会の機関誌である『更生』（三月号、第25号、神戸市教育会、19頁）に、学制頒布五十年記念の一事業として、「懸賞によりて原稿を募集し（中略）幾多の大修正を加へて漸く成りしもの」との説明がある。内容は、主として神戸市の都市計画事業の説明であり、その一環として近代的校舎の建設推進を述べている。

## 第二章 都市化と変容する地域教育

### 本章の課題

前章では、川本宇之介の都市教育に関する一連の研究を分析することで、当時の都市教育構想の特質とその展開を明らかにした。本章では、第一章でとりあげた川本宇之介が評価した神戸市を対象として、都市社会の変動に伴う地域教育の変化に対する行政課題を検証する。そして、都市化に対する都市基盤の整備過程における小学校校舎の設置状況とその特質を明らかにする。

### 第1節 学区廃止後の都市社会の変化

#### 対象としての神戸市

対象として、都市社会の変化と都市計画が進行していた 1920 年代－1930 年代の神戸市を設定する。なぜなら、この時期の神戸市では、「学区」が廃止された直後であり、市当局によって教育行政が一元化され (1)、直後から神戸市による大規模な施策がなされたからである (2)。さらに、第一章で取り上げた川本宇之介が、「神戸市に於ける学級整理」との題で『都市問題』(3) において「大都市教育行政上甚だ興味ある」(4)として紹介していたからでもある。第一章での都市教育構想の特質を知る上でも、川本が神戸市の施策のどこに興味を抱き評価したのかを検証しなければいけない。そのためには、学区廃止後の神戸市の都市社会をみる必要がある。

神戸の都市社会に関する報告や研究は明治期からある。明治三十年に横山源之助は、神戸市の貧民部落の実態を調査し、「仲仕人足 (なかしにんそく)」や「燐寸の箱張もしくは茶焙師である」で生計を立てている中小規模の部落が都心部において複数あったと報告した (5)。この報告は、貧困問題が目に見えるかたちで都市の中に存在していたことを示している (6)。もっとも、こうした都市社会像は、1920 年代－1930 年代において大きく変わる。

中川清は、1920 年代－1930 年代の都市全般にわたって、生活構造が大きく変化したことを指摘する。さらに、その変化は、とりわけ下層社会で顕著であったとする (7)。第一に、都市下層の居住地が「旧市街の外側に拡散、地区内からの分散」(8) となり、大規模な集住形態をとらなくなった。第二に、都市下層もふくめて幅広い階層で家族が形成されるにい

たった。それにもない行政団体による都市下層社会の住民に対する把握のし方が確立した。具体的には、行政団体は都市下層社会を「所帯」でとらえるようになった<sup>(9)</sup>。つまり、行政団体は、単身ではなく家族単位で捉えようとしたのである。

さらに行政団体による社会政策も大きく変化した<sup>(10)</sup>。重工業の発展で労働力の保全を重視するようになった企業と国家によって、それまでの慈恵的な社会政策とは異なった、労働者の生活を改善することで統合を高めることをめざす社会政策が登場したのである。

以上のように、神戸市において学区が廃止された時期は、大きな変化がおきた時期にあたる。神戸もまた日本の六大都市のひとつであった以上、何らかの変化があったと考える。では、具体的に、神戸市ではどのような変化が起きたのか。1920—1930年代の神戸市における都市社会の状況を見ていく。

#### 都市社会の変化

神戸市における都市社会の状況を見ていくにあたり、当時の区について説明する。「学区」が廃止された1919（大正8）年から行政区が設置された1931（昭和6）年までの神戸市における区は、今日の行政区とは異なっていた。「学区」廃止の市会決議により「学区」の権能と財産は、神戸市へ移管されることが決定したが、当時まだ学校関係財産以外の財産は、旧「学区」を受け継ぐ区会に帰属していた。つまり当時の区は、法的には学校運営に関する権能を喪失しているが、区有財産をもった住民のまとまりとして存続していたのである。

学区廃止後の神戸市の人口は、次頁の2-1区別人口表と2-2区別人口グラフが示すように、急増した。神戸市全体の人口は、15年間で30万人も増加している。

区別にみると、神戸市の中央部に当たる、神戸区・湊東区・湊西区の人口は横ばいか漸減であるが、周辺部に当たる林田区や須磨区や灘区は激増している。

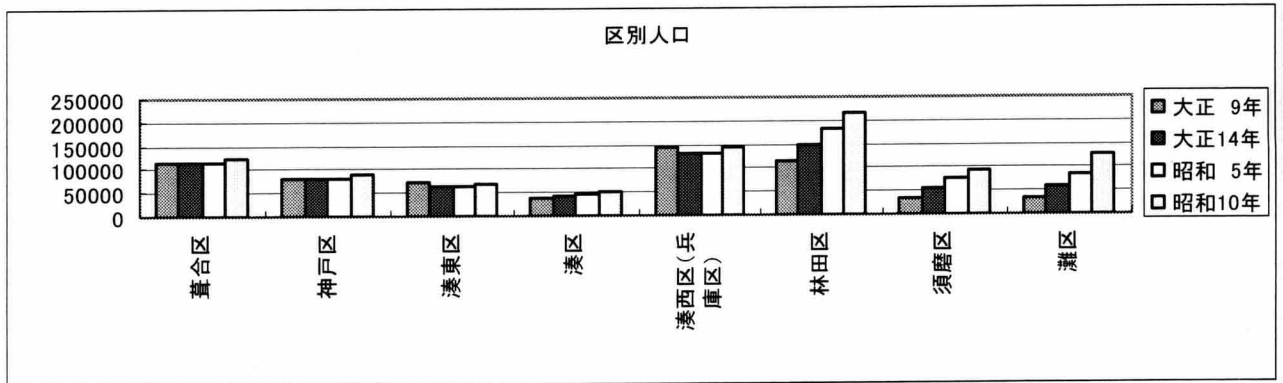
2-1 区別人口表

	区全体	葺合区	神戸区	湊東区	湊区	湊西区	林田区	須磨区	灘区
大正9年	608644	114959	82123	73726	36238	143154	114999	32341	35996
大正14年	644212	115403	79301	65165	42100	130754	146572	53591	60360
昭和5年	787616	115752	79188	63430	46172	133428	181015	74270	85909
昭和10年	912179	124556	88110	65749	49919	145064	216213	94382	128186

【資料】「神戸市統計書」及び「大正14年神戸市国勢調査結果表」

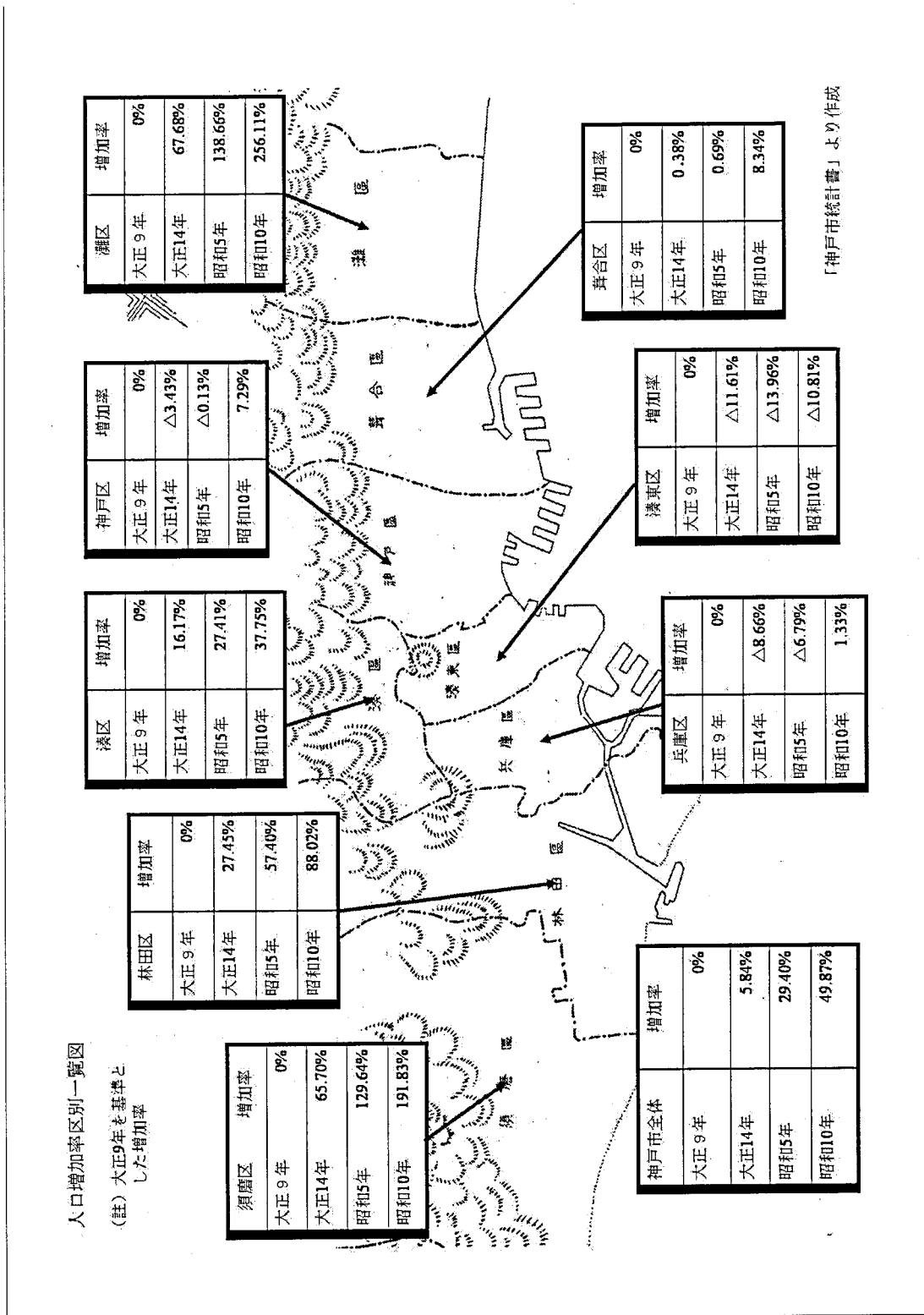
註：灘区の大正9年と14年の数値は、六甲村・西灘村・西郷町の人口の合計である。

2-2 区別人口グラフ



より詳しく区別の人口増加率を、次頁の「2-3 人口増加率区別一覧図表」をもとにし  
ながらみる。

2-3 人口増加率区別一覽図表





林田区の人口増加率は15年間で88.02%とほぼ倍増である。さらに須磨区では191.83%にも及び、灘区では256.11%にもなっている。神戸市全体の増加数の大半をこれらの区が吸収していったのである。

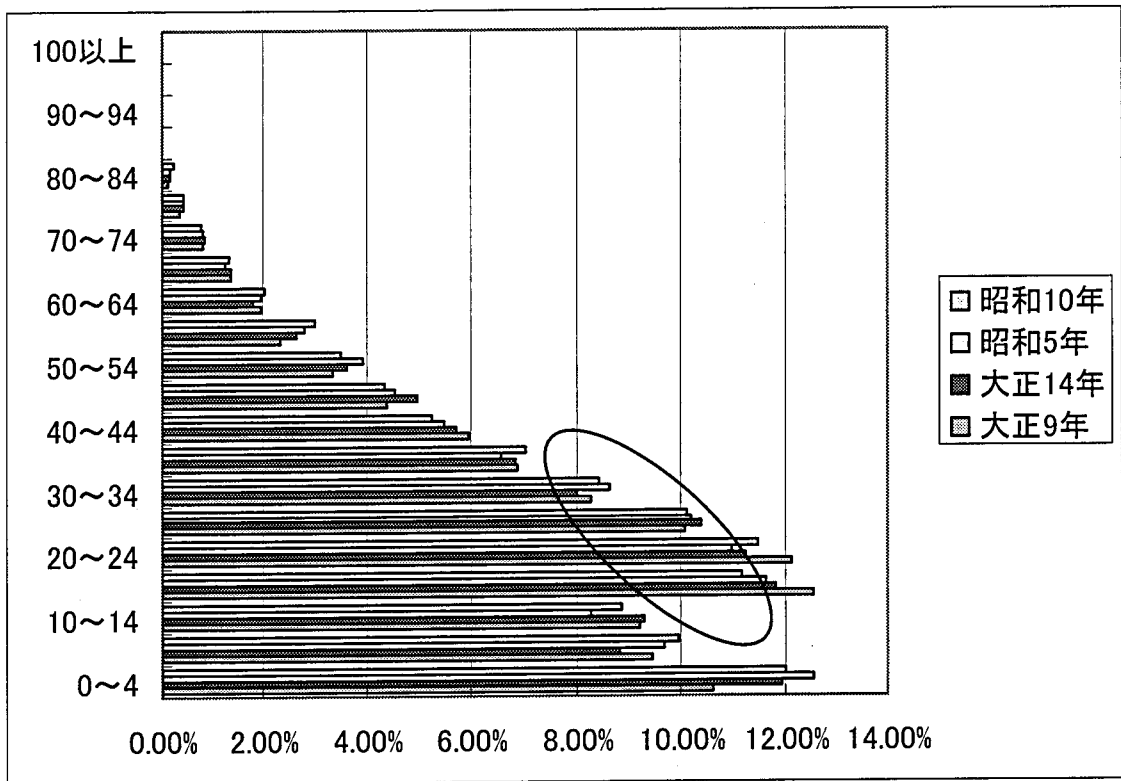
次に、年齢別人口をみる。

2-4 年齢別人口表

	大正9年	大正14年	昭和5年	昭和10年
0～4	10.63%	11.92%	12.55%	12.03%
5～9	9.46%	8.83%	9.70%	9.95%
10～14	9.20%	9.29%	8.27%	8.87%
15～19	12.57%	11.81%	11.61%	11.16%
20～24	12.13%	11.22%	10.97%	11.46%
25～29	10.06%	10.37%	10.17%	10.10%
30～34	8.27%	8.01%	8.62%	8.45%
35～39	6.89%	6.86%	6.57%	7.05%
40～44	5.96%	5.73%	5.49%	5.26%
45～49	4.41%	4.99%	4.56%	4.35%
50～54	3.34%	3.61%	3.91%	3.51%
55～59	2.35%	2.65%	2.79%	2.98%
60～64	1.96%	1.79%	1.95%	2.01%
65～69	1.36%	1.35%	1.26%	1.31%
70～74	0.80%	0.85%	0.83%	0.77%
75～79	0.36%	0.42%	0.43%	0.42%
80～84	0.11%	0.14%	0.17%	0.24%
85～89	0.05%	0.03%	0.04%	
90～94	0.01%	0.01%	0.01%	
95～99	0.00%	0.00%	0.01%	
100以上	0.00%		0.00%	
総数	608644	644212	785981	912179

注：『国勢調査結果』より作成する。昭和10年調査では80歳以上で一つに括られていた。

2-5 年齢別人口グラフ



表とグラフから楕円でかこんでいる部分である、15歳から29歳までの人口が多いことが指摘できる。なぜ、この年齢層の人口が多いのか。まず2-6職業別別別一覧表と2-7職業別別別一覧図を示してから2-8世帯員数別別別一覧図表を示すことで検証する。

2-6 職業別区別表

神戸市全体		灘区		葺合区		神戸区		湊東区	
工業	101855	工業	12007	工業	15793	商業	15606	商業	14783
商業	100335	商業	7946	商業	14580	工業	7021	工業	6415
公務・自由業	39864	公務・自由業	4868	交通業	6327	公務・自由業	5563	交通業	2916
交通業	38081	交通業	2784	公務・自由業	5421	家事使用人	4086	公務・自由業	2561
家事使用人	18013	家事使用人	1764	家事使用人	2605	交通業	2817	家事使用人	1835

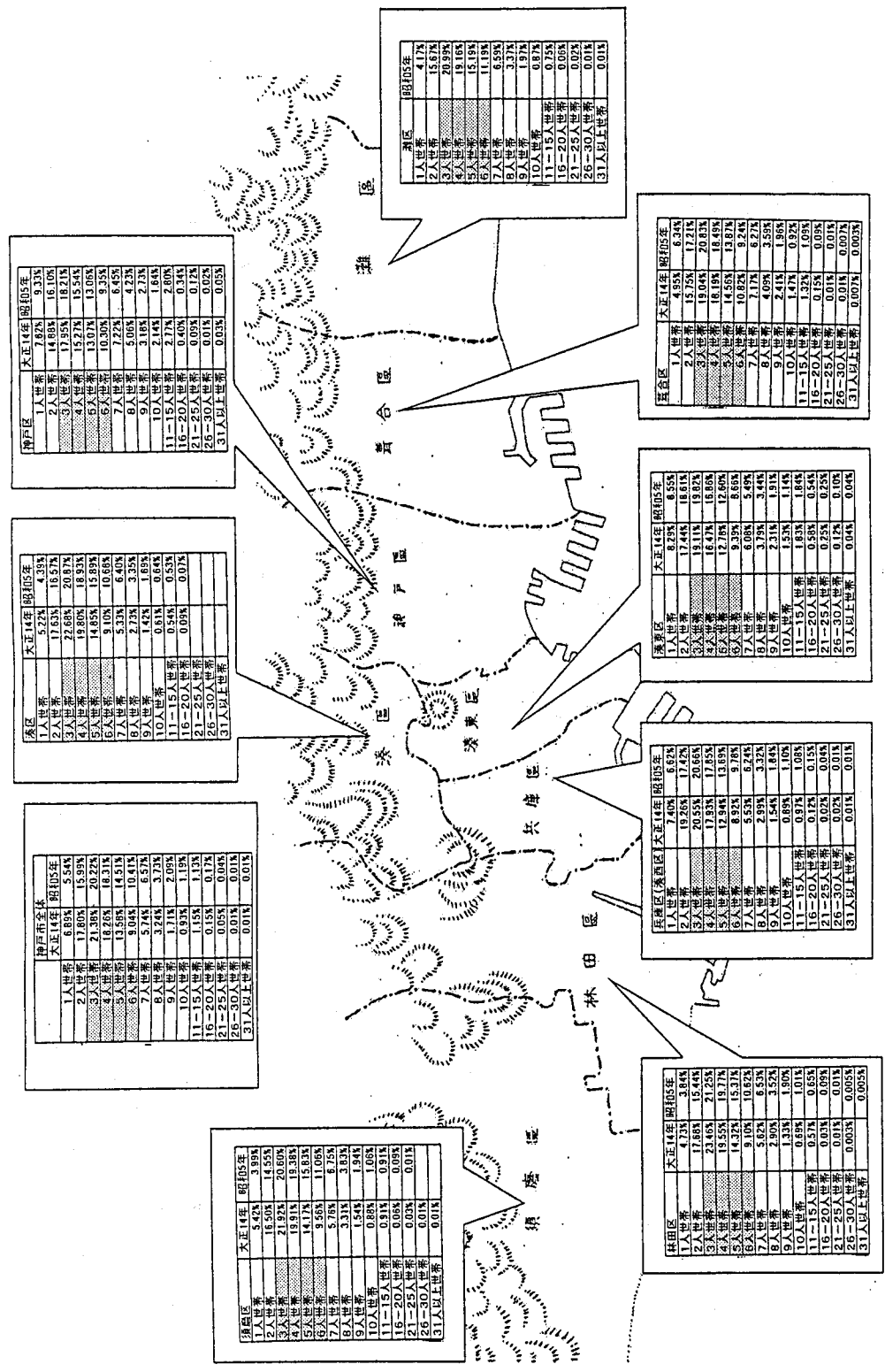
  

		湊区		湊西区		林田区		須磨区	
公務・自由業	3626	商業	20072	工業	32069	工業	7370		
商業	3797	工業	17353	商業	17107	商業	6119		
工業	3597	交通業	6164	交通業	7086	公務・自由業	5544		
交通業	2038	公務・自由業	5528	公務・自由業	6628	家事使用人	2732		
家事使用人	941	家事使用人	2391	家事使用人	1639	交通業	2078		

「昭和5年市勢調査」『神戸市統計書』より作成する。



2-8 世帯員数別区別一覽図表



(註)「神戸市統計書」より作成

以上から、行政区によって産業構造や住民構成にかなりの差があったことが指摘できる。職業で見ると、神戸区と湊東区は商業が多い。兵庫区（湊西区）から林田区にかけては工業が多い。その他の周辺区では、公務・自由業や交通業、家事使用人が多くなっている。

さらに、世帯員数別区別一覧表をかさねると、工業や商業の職業が多い区では、比較的単身者が多い。一方で、灘区や須磨区等の周辺区では、3人から6人の世帯の子どものいる世帯が増加している。ここで、当時の神戸市の流入人口を示す出生地別人口を示すと、神戸市全体において神戸市内出身者が301,045人で全体の38.3%であり、神戸市外出身者が484,936人で61.7%であった<sup>(11)</sup>。したがって、前述の15歳から29歳までの人口が増加は、労働力として神戸市へ流入してきた若者が多かったことを示している。彼らが成長して所帯をもち、大部分は周辺町村へ移り住み、家族を形成することで0～9歳の人口が大正9年から昭和10年までの間に増加した。もっとも工業地帯の林田区で単身者が少ないのは、林田区内で家族を形成して定着したからだと考える。

ここから、当該期の神戸市の都市社会においておきた変化として次の2点が指摘できる。第一に、人口が急増し、多くの若者が流入してきたことである。第二に、新規流入者が家族を形成し工業地や商業地の周辺の区へ移り住んでいったことで都市社会内部において住み分けが進行したことである。

こうした都市社会の変化に対する神戸市行政当局の施策を次章でみていく。

## 第2節 都市基盤の整理

### 建造物

第一節で明らかにした人口増と住み分けの進行は、都市社会のインフラ、すなわち都市基盤の整備を要請する。都市基盤としての最たるものとしては、仕事や居住の空間を確保する建造物がまずあがる。神戸市内の建物設置状況を見る。

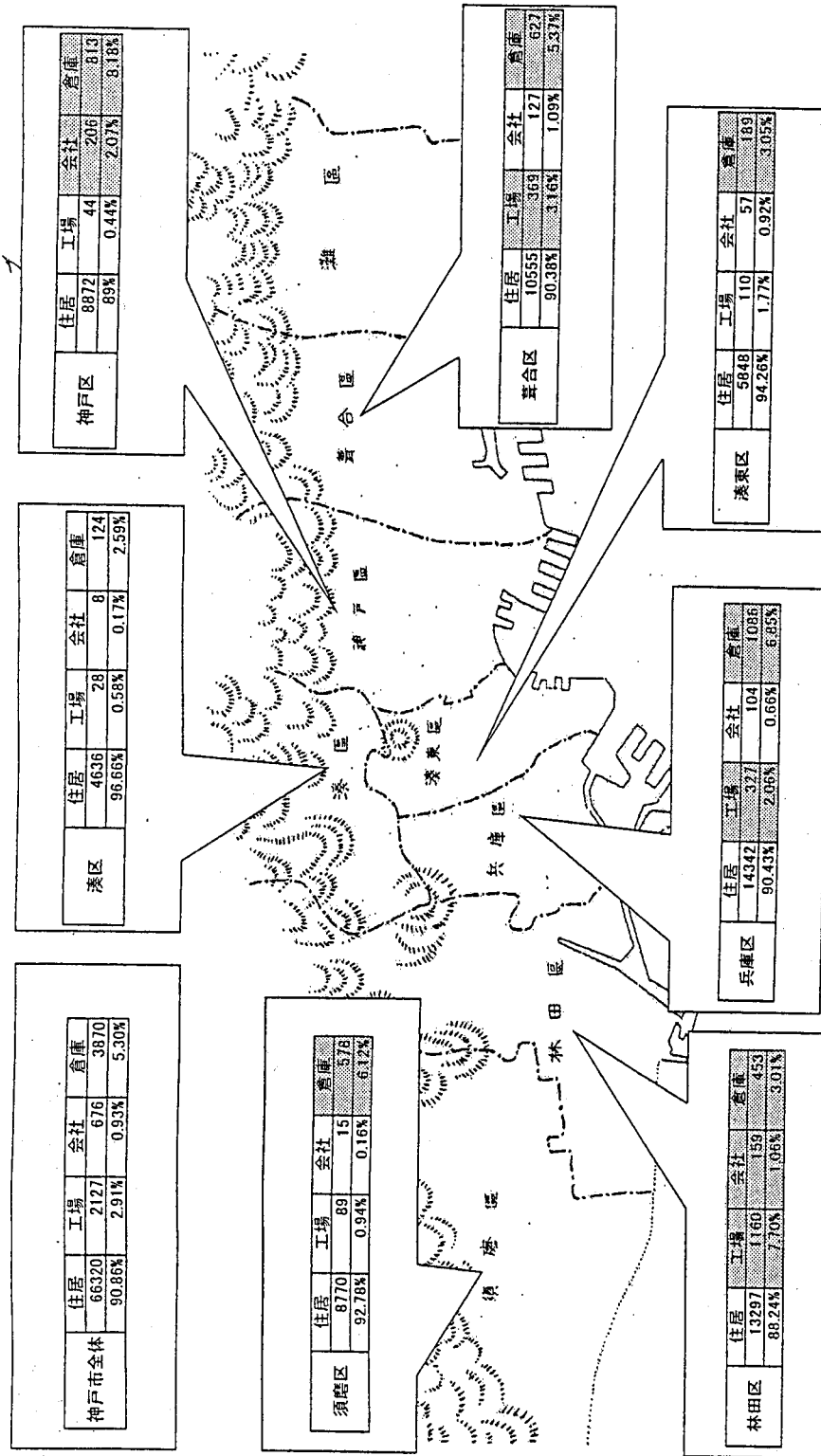
まず、三階建て以上の建物は神戸区に多い、すでに密建造物が密集していたことを示す。建物の種類別にみると、林田区と兵庫区（湊西区）、神戸区と葺合区では、倉庫の占める割合が高い。倉庫は港湾に欠かせないものである。港湾施設の多い地域であることを示している。工場は、林田区が7.70%と最も高い。鉄筋コンクリート造の建物は、神戸区・葺合区・林田区に多く、須磨区に少ない。当時の住居は木造が多かったことを考慮すると、須磨区は住宅地が圧倒的に多数であったことわかる。以上から、住居は須磨区や湊区・湊東区といった工業地や港湾地区周辺の区に集中しており、前述の子どものいる世帯数と連動していたことが指摘できる。





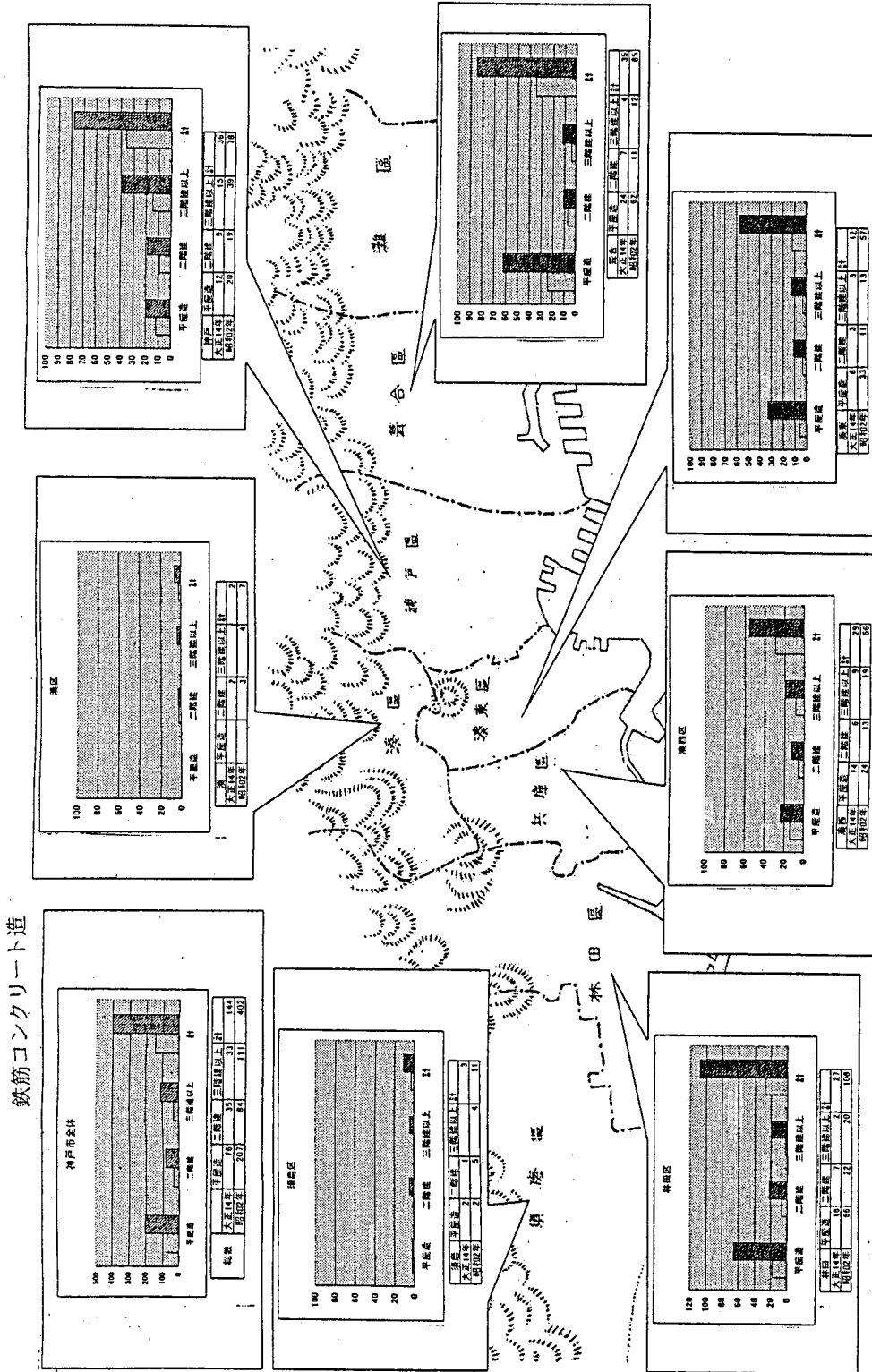
2-10 建物構造別区別一覧図表：住居・非住居

住居・非住居



(註) 「神戸市統計書」より作成

2-11 建物構造別区別一覽図表：鉄筋コンクリート造



(註)「神戸市統計書」より作成

## 鉄道の整備

都市基盤として、次に挙げるのは、交通路、とりわけ人や物資の大量輸送を可能とした鉄道の整備である。鉄道の整備に関して、第一に大正後期の都市計画事業によって東西に伸びる幹線や市電の整備が行われたことである<sup>(12)</sup>。第二に昭和6年における国有鉄道の高架化と昭和9年における電化があげられる。

さらに、鉄道の整備は省線だけに限らなかった。私鉄に関しても阪神電車が三宮まで延長し、しかも地下化した(昭和8年)<sup>(13)</sup>。阪急電車も、三宮まで延長し、こちらは高架化となった(昭和11年)。こうして、神戸と大阪間の通勤と通学の便が著しく向上したのであった。

## 小学校の設置

こうした都市化と都市基盤の整備によって人口が益々増加したことは、更なる問題を生み出した。それは、就学児童の増加である。ここで次頁の区別学校数・学級数・在籍児童数一覧図表をみてみよう。なお、この図表中の小学校とは尋常小学校であるが、1926(大正15)年の学制整理までは尋常高等小学校を含んでいる。



市全体でみても在籍児童数は、1920（大正9）年から1935（昭和10）年までに、37,000人近く増加している。校数に関しては、1926（大正15）年の学制整理による高等小学校独立と尋常小学校の再編があったので、単純に増加していったとはいえないが、それでも7校増加している。

区別にみると、神戸区・葺合区・湊東区・兵庫区が横ばいか漸減である。一方、灘区・林田区は、学校数・学級数・在籍児童数の総てが急増しており、須磨区においても学級数・在籍児童数が急増している。すなわち、神戸市全体の増加分は、これら神戸市の周辺区にあたる三つの区における増加分なのである。

以上本節では、神戸市の都市社会では、区ごとに著しい差異があったことを示した。その差異とは、都市化の過程の違いによる人口密度の増加や都市基盤整備の時間差などである。

### 第3節 地域教育の新動向

本節では、都市社会の変化や都市基盤の整備によって変わっていく、神戸市における地域教育をみていく。

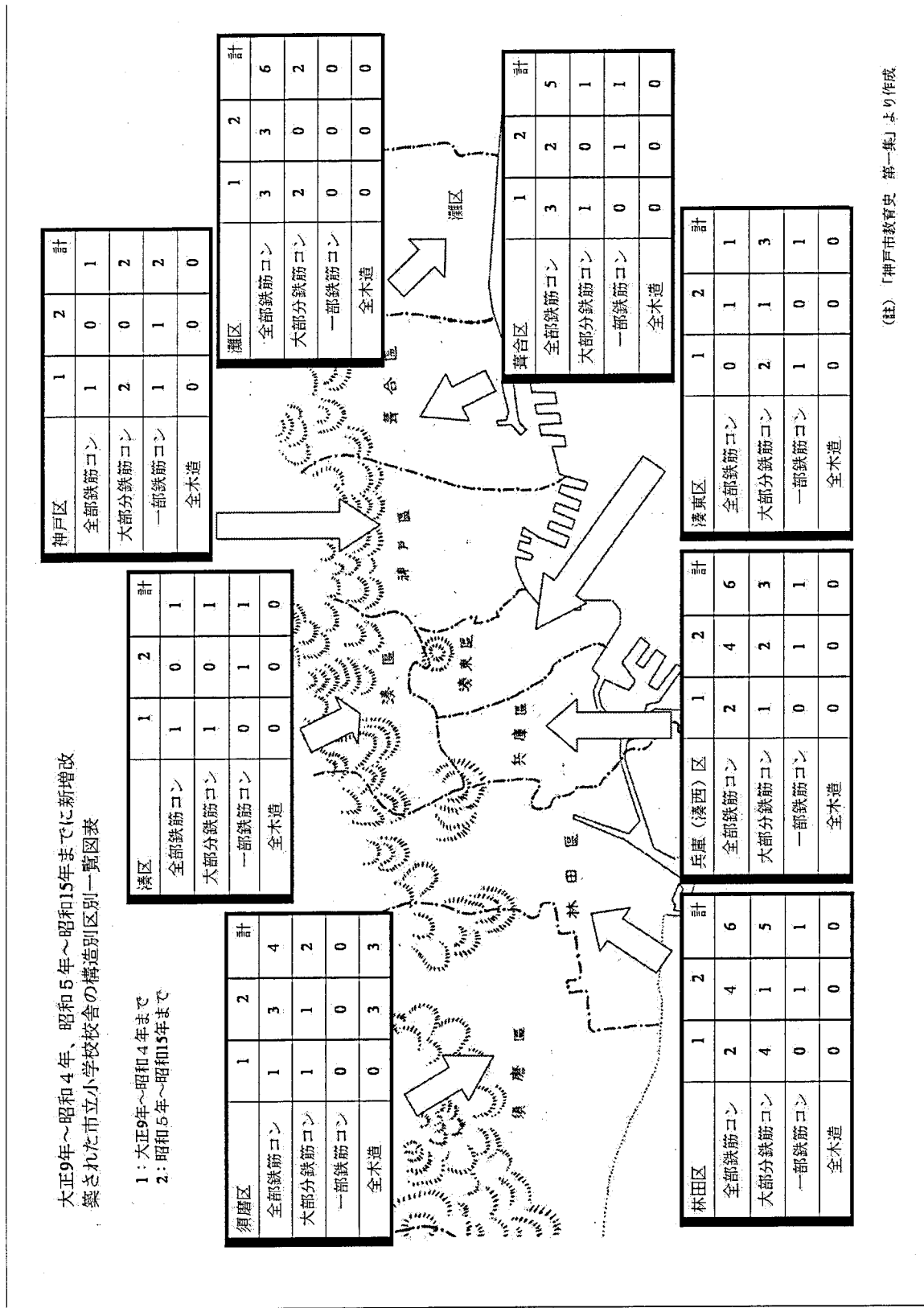
#### 鉄筋コンクリート造小学校校舎の設置

神戸市は、全国に先駆けて、鉄筋コンクリート造の校舎を建設した。川島智生は、1920（大正9）年の須佐校と雲中校を皮切りに、昭和戦前期までに合計66校の鉄筋コンクリート造校舎が神戸市全域において建設されたこと、積極的な設計の標準化がなされたことを指摘している（14）。

前節で述べたように都市基盤整備には区によって時間差があった。小学校校舎に関しても中心部から周辺部へと整備が進んでいった。これに関しては、次頁の大正9年～昭和4年、昭和5年～昭和10年までに新增改築された市立小学校校舎の建物構造別区別一覧図表を参照すれば明らかなように、中心部の区から周辺部の区へと広がっていった。中心部が先行していたのは、中心部の富裕な「学区」は、経済的基盤喪失する前に学校新築事業を実施する（15）ことで、自らの「学区」の教育条件を良くしようとしていたからであった。

さらに、旧「学区」である財産区は、区有財産であった土地を神戸市に寄附した（16）。もっとも、こうした寄附を財産区が行うには事情があった。神戸区財産区では、財産区の土地や建物の賃料を引き上げる際に、借主たちから反対の請願を受け二度も紛糾した。財産区を経営する力を欠いていたのである（17）。こうして神戸市は、結果的に近代的校舎の新增改築事業をすすめることで、旧「学区」の財産を吸収していったのである。

2-13 大正9年～昭和4年、昭和5年～昭和10年までに新增改築された市立小学校校舎の建物構造別区別一覧図表



(註) 「神戸市教育史 第一集」より作成

### 鉄筋コンクリート造小学校校舎の特質

新しい鉄筋コンクリート造小学校校舎は、三階建てで多数の普通教室があるだけでなく、特別教室や講堂が設置されていた(18)。これらは、現代につながる校舎の一般像が成立したことを示している。もっとも、ここでは校舎の特質を示すのみに止めて、新しい校舎設置による学校の機能の変化に関しては、第三章において検討することにする。

### 学制整理

1926(大正15)年に、神戸市全域にわたる「学制整理」が行われた。その内容は、男女共学制、高等小学校の独立、通学区の再編、学級の整理であり、二部教授の廃止をめざしていた(19)。「学区」廃止後も、学校設置区域としての区において存続していた教育条件の格差を是正することを目的としていた。この施策に対する検証は次章でおこなうことにして、ここでは「学制整理」の概略を述べるのみに止める。

### 小学校校舎の「平準化」

学制整理の後も、区毎の格差を是正する施策がおこなわれた。それは、富裕区と貧乏区に教育条件に差がでないように校舎建築の標準化を図ることであった。1927(昭和2)年8月26日の「神戸又新日報」には、「貧乏区も富裕区も平等統一の建築設備、市会で揉みぬいた小学校増改築、基準様式案成る」との見出しで以下の文章が掲載された。

神戸市第二回小学校増改築計画に伴う五百二十三万二百円の起債申請書はいよいよ二十六日県知事經由主務大臣に上申せらるることになったが該公債は昭和二年度より昭和四年度までの間に発行する予定である、ところがこの起債を全部消化する学校建築費と設備費については(中略)学校建築委員会に於て建築及び設備の方法様式につき既に研究を重ね各委員の意見を総合して建築及び設備基準案を作製することになっているが二十五日になってその草案が作成され次の委員会でこれによって審議を重ねる筈であるがその草案は左の如きものでこれが実施の暁きには小学校建築様式は大体に於て統一されその設備に於ても富裕区と貧弱区とが公平に地均しさ



れることになる

#### 神戸市小学校新增改築基準案（摘要）

一、敷地は乾燥地矩形二千坪内外

一、校舎は北西の鍵形南東を空け鉄筋コンクリート三階とし教室の高さ十二尺教室の大きさは三間七分五と四間半とし教室廊下階段は板張、露地は原則として運動場とす特別教室は将来理科、手工、唱歌、裁縫の四室とする事其他

一、電燈線は埋設、唱歌室の背面に取付鏡を設け職員用浴室を設置する事其他

かつての富裕な「学区」において先行して建設された近代的な校舎を、その後建設する校舎の標準としたのである。こうして川島が指摘したように標準化された鉄筋コンクリート造校舎が神戸市全域で建築されていったのである。

#### 小括

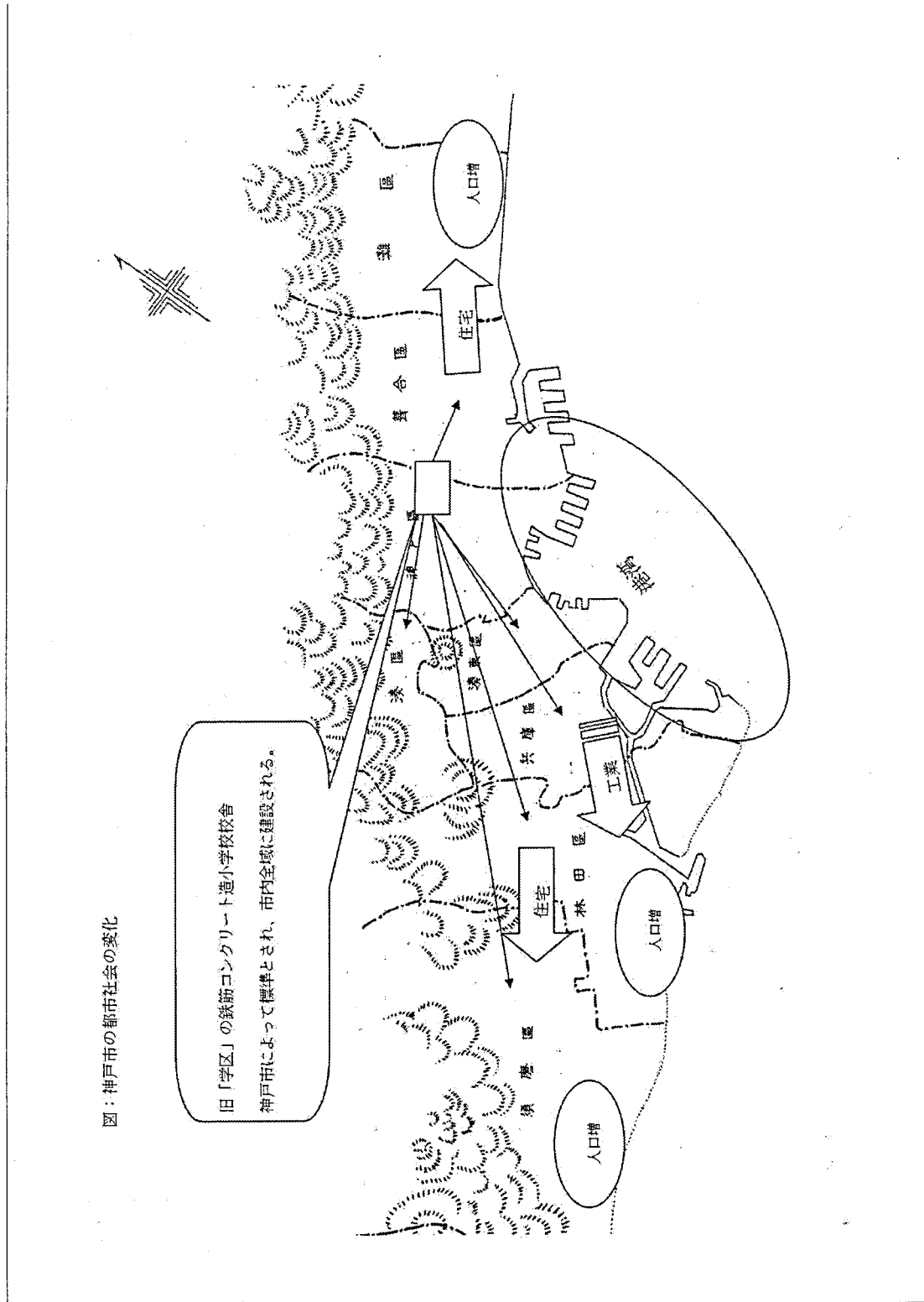
都市化が進展するにあたり、人口密度の増加と都市社会内部における住み分けが進行した。神戸市もそうした都市社会の変化に対応した都市基盤の整備を推し進めた。

旧「学区」は近代的な小学校校舎の充実に力を入れた。これらの校舎は、一章で述べた住民の生活を改善する近代的学校施設でもあった。さらに建設の際には、多額の寄付をした。旧「学区」から学校の設置運営を受けついで神戸市は、結果的に旧「学区」の資源を吸収した。その神戸市も都市基盤の整理を進めるにあたって、教育条件の「平準化」をすすめることになり、旧「学区」の校舎を標準として全市にひろめた。いずれにせよ、現代とは異なり当時は、私立よりも公立学校の方が校舎の充実に関して先行していたのである。

（次頁の神戸市における都市社会の変化を示す図を参照）

こうした近代的学校施設の設置と教育条件の「平準化」といった地域教育の変化は、都市住民の生活圏域に大きな影響を与えた。それに対する住民の反応を第三章で検証していく。

2-14 神戸市における都市社会の変化を示す図



- 1 三上和夫「都市化と教育行政の歴史的研究 その1 一戦前神戸市内の学区廃止問題一」『大阪大学人間科学部紀要』第4巻、1978年。三上は、神戸市の都市内「学区」が廃止される過程を検証し、廃止に至るまでに交わされた家屋税論議のなかに「教育をめぐる社会的実践」があったことを評価している。
- 2 高見茂「第二章 教育」『神戸市史 行政編Ⅱ』神戸市、2002年。高見は、主として「神戸市学事提要」を用いることで、明治から戦後の神戸市の教育行政を概括している。当該期に関しては、神戸市が増大する「二部授業」の解消を目指し、多額の市債を発行してまでも積極的に「小学校拡張計画」を推進したと述べている（136～159頁）。
- 3 川本宇之介「神戸市に於ける学級整理」『都市問題』第4巻第2号、東京市制調査会、1927（昭和2）年、186～194頁。
- 4 川本、前掲書（3）、186頁。
- 5 横山源之助：「第二章 阪神地方の燐寸工場」『日本之下層社会』（『横山源之助全集』別巻1、社会思想社、2000年、109頁）。天涯茫茫生「神戸の貧民部落」横山源之助・立花雄一編『下層社会探訪集』現代教養文庫、1990年、188～199頁にも同様の記述あり。
- 6 この他に明治19年から34年にかけて神戸市が内務省の命を受けて作成した『民心向背景況調』がある。布川弘「〈資料紹介〉『民心向背景況調』」『神戸市史紀要 神戸の歴史』第21号、1991年、71～90頁。
- 7 中川清『日本都市の生活変動』（勁草書房、2000年）や中川清『日本の都市下層』勁草書房、1985年。
- 8 中川清『日本の都市下層』勁草書房、1985年、151頁。
- 9 中川、前掲書（8）、152～159頁。
- 10 「戦間期神戸の労働」、池田信『社会政策論の転換』ミネルヴァ書房、2001年、196～197頁。
- 11 「昭和5年市勢調査」『神戸市統計書』より。
- 12 『都市計画要鑑』第二巻、大正11年、13～17頁。
- 13 『神戸市交通局六十年史』神戸市交通局、1981年、94～97頁。
- 14 川島智生「大正・昭和戦前期の神戸市における鉄筋コンクリート造小学校建築の成立とその特徴について」『日本建築学会計画系論文集』第514号、1998年、207～215頁。
- 15 『神戸市教育史 第一集』（神戸市教育史刊行委員会、1966年、516頁）や『諏訪山校史』（神戸市諏訪山尋常小学校、1930年、107頁）。
- 16 「学区統一によりて区経営の学校は既に之を市に移管し（中略）其の区会の存立も漸次必要を見ざるに至った」（83頁）として、市への区有財産の移管をおこなった。『補修 神戸区有財産沿革史』神戸市神戸財産区、1941年、355～356頁。また「六甲八幡土地区画整理組合」名義（灘区の旧：六甲村の地主たちが土地開発のために設立した組合 - 著者註）で灘区の学校建設の際に寄付をした。『神戸市議会会議録』昭和5年11月26日、17907頁。
- 17 『補修 神戸区有財産沿革史』神戸市神戸財産区、1941年、338～352頁。
- 18 各校の校舎見取りで確認した。『創立式拾周年記念小史』（板宿小学校、1952年、16頁）。『諏訪山校史』（神戸市諏訪山尋常小学校、1930年、97頁）。『創立十周年記念誌』（神戸市立蓮池尋常小学校、1937年）。『創立六十周年記念誌』（神戸市雲中尋常小学校 1933年、307頁）。『山手教育四十年』（神戸市山手尋常小学校、1940年、20頁）。また、川島は「神戸市の小学校建築は、講堂の扱いに大きな特徴があった。それは校舎の3階に設置し、その下の2階は中廊下式の教室配置とし、1階を職員室とする、きわめて特徴的なものであり、意匠面にも影響を及ぼした」とも指摘している。前掲書（14）、214頁。
- 19 尾崎耕司執筆部分『新修 神戸市史』神戸市、1994年、525～526頁。

## 第Ⅱ部 尋常小学校をめぐる住民の動向

### 第三章 教育行政の整備と住民

#### 本章の課題と対象

前章に引続き、1920年代－1930年代の神戸市を対象に設定する。前節では、「学区」が廃止された後の神戸市の都市社会の変化と地域教育の新動向とを確認した。そして当該期に、それまでの都市社会において少なかった建造物である、鉄筋コンクリート造の小学校校舎が積極的に設置されていったことを指摘した。さらに、この鉄筋コンクリート造の小学校校舎を市内全域に標準配置することで、旧「学区」間にあった貧富の格差を解消しようとしたことを明らかにした。

本章では、こうした神戸市の行政施策に対する住民の動向を検証する。なぜなら小学校の再編は、住民の生活圏域に重大な影響を及ぼすからである。なお、ここでの住民は、かつて学校の設置運営主体として機能していた旧「学区」を構成していた住民でもある。自らが居住する生活圏域の変化に対して、かつて学校の設置運営を担った経験のある住民が、行政団体としての権能を失いながらも、どういった行動をとったのか。旧「学区」の住民に焦点をあてていく。

#### 学校教育の変化

ところで、住民の動向を検証する前に、当該期において看過できないことは、学校教育、とりわけ小学校の機能が変化したことである。当該期の学校教育の変化に関しては、大門正克の研究がある。大門は、第一次世界大戦終了から1930年代までに「学校の子ども像の定着」があったと述べている(1)。この「学校の子ども像」には「社会の子ども」「国家の子ども」「家庭の子ども」の三つの側面がある(2)。とりわけ「家庭の子ども」は、家庭と学校との関係を強化し、都市居住の家族を学校教育に引き寄せたと大門は述べている。また、大門は普通教室に特別教室、医務室などを備えた学校が新築され、現代に通じる学校イメージが定着したことも挙げている(3)。前章で述べたように、神戸市は積極的に現代に通じる鉄筋コンクリート造小学校校舎を設置した。したがって、神戸市の都市社会でも小学校の機能に同様の変化が起きたのかを調べる必要がある。

また、当該期における学校の機能に関しては、久富善之が同時期に下層の家族も含めた

幅広い階層を引き寄せていったことを指摘している。しかし、それは下層の家族にとって、2つの周辺化（排除と振り落とし）①競争への「参入を制限して初から排除する」②「競争過程の優・劣によって『上・下』の秩序がつくられ、上下秩序の再創出が繰り返されて、その下部では競争過程からの振り落としが進行する」(4)を深刻化させるものであったと述べている。

以上、当該期において幅広い階層が、学校教育に引き寄せられ、一元的競争社会へかかわらざるを得なくさせた。これは現代に連なる競争システムの契機ともいえるものである。現代の競争システムの仕組みを解明する上でも、この様な作用を促進させた要因を都市社会の変容の中で、しかも住民との関係の中でとらえる必要がある。

## 第1節 神戸市の学制整理

前章で述べたように、神戸市による「学制整理」は、二部教授の撤廃と高等科の独立を主たる目的としていた。さらに、男女別学廃止や通学区域の変更、商業学校や実業学校等の中等教育機関も含めた学校の再編成を計画していた。それは、市内の教育条件の「平準化」を促すものであった。では、これらの施策はどのように打ち出され、どのような住民からの反応を得たのか。当時の新聞記事や市会史から検証する。

まず、1926（大正15）年1月12日の「神戸又新日報」において「二部教授を撤廃すると共に神戸全市に亘る学制の大改革、学級整理の為め高等小学校を独立、男女共学制をも実施する、之に伴う通学区域の変更」との見出しで、大々的に報じられた。長文であるが、「学制整理」の要点をまとめているので、全文を掲載する事にする。（註：下線部は引用者がひいた）

過ぐる数年前から神戸市当局が本市の義務教育に対して採り来った根本方針は二部教授の撤廃を期するための校舎の増改築でこれがために相当巨額な教育公債を発行して来ているのであるが昨年の予算市会で端なくも学級整理の要求が勃然として起り市当局でも通学区域の変更と学級の整理とを大正十五年度予算において実行す

る旨誓約するに至った、爾来市教育課では通学区域に於ける児童数と教室数の根本的調査をなし来っていたがいよいよ大正十五年度をもって通学区域の小整理、高等小学校の独立、学級の整理を断行して二部教授を撤廃するの改正案を樹立しこれによって大正十五年度の教育費予算を編成するに至ったので十一日午前十時から学務委員会を開いて該改正案を附議すると共にその内容の詳細を新聞記者に発表したが大勢によつて小学校では二部教授撤廃に伴い教員数四十名を増加するも学級は三十一を減じて現在の千四百七十学級が千三百九十一学級になり高等科は高等小学校独立によつて二十九学級を減じ現在の百九十学級が百六十一学級になる、そこで改正の要点を挙げると、

- 一、 高等小学校の独立
- 二、 学級の整理
- 三、 通学区域の変更
- 四、 二部教授の撤廃
- 五、 尋常小学校に於ける男女共学制

の五項であるが二部教授の撤廃は宮本、若松、蓮池、鶴越の四新設校の完成をまつにあらざれば全校の撤廃は困難である、そこで高等小学校独立のために現在の雲中尋常高等小学校を始め全市二十六の尋常高等小学校の高等科が廃止されて尋常校となり新に高等小学校として野崎、八雲、中宮、楠、兵庫、中道、和田、蓮池の八校が創設されることになる、更に男子のみ又は女子のみを収容していた生田川、小野柄、神戸、諏訪山、山手、湊川、橘、兵庫、大開第一、大開第二の十校は男女共学制に改正されると共にこれ等学級整理に伴いて長狭小学校が全然廃止されて、兩三年前より校舎の狭隘になやまされていた第三神港商業学校がその後釜として移る猶生田川小学校に併置されていた葺合技芸学校が八雲校に移転併置されることになった、でこの改正案による学級の配置を見るに左の通りである

そして記事は、続けて改正後における神戸市内の教室数と学級数の一覧を掲載した。

### 3-1 学校別教室数と学級数

#### 高等小学校

校名	教室数	学級数
野崎	24	19
八雲	17	9
中宮	25	21
楠	25	21
兵庫	46	37
中道	19	15
和田	13	8
蓮池	46	31
計	215	161

#### 神戸区

神戸	43	38
諏訪山	40	35
手	36	31
北野	29	25
下山手	26	23
計	174	152

#### 湊西区及林田区東部

兵庫女子	41	37
入江	42	39
大開	23	21
大開女子	23	21
明親	34	31
道場	31	28
川池	25	23
水木	23	21
須佐	42	36
室内	37	35
濱山	26	23
遠矢	38	35
御蔵	24	22
御崎	18	16
計	424	388

#### 尋常小学校 葺合区

校名	教室数	学級数
雲中	41	36
生田川	26	25
小野柄	26	23
脇濱	26	23
若菜	24	18
筒井	20	17
二宮	38	33
吾妻	40	32
宮本	24	20
計	259	227

#### 湊東湊区

湊川	39	34
橘	28	19
多聞	27	21
東川崎	18	15
荒田	29	24
湊山	33	28
平野	22	18
菊水	16	12
鴨越	42	19
計	248	190

#### 林田区西部及須磨区

眞陽	51	48
長楽	41	38
眞野	43	23
長田	23	20
神楽	36	31
若松	44	32
須磨	33	30
東須磨	44	41
妙法寺	4	4
多井畑	3	3
白川	3	3
計	311	263



第二章で述べたように、神戸市は二部教授の撤廃を目指しており、その実現のために校舎の新增改築や高等小学区の独立、男女共学や通学区域の再編など全てを連動させた総合的施策を練っていた。しかも、前期の一覧表をみてのとおり、区別学校別に空き教室の数と予定学級数とを算出するほどの力の入れようである。学区を廃止したことによる教育行政の一元化を示す再編成といえる。

しかし、はやくも翌日には、「実行上幾多の難問題を含む市の学制改革」との見出しで、実現には困難が伴うとの報道がなされた<sup>(5)</sup>。その記事は、困難な点が3つあると述べている。第一には、「先づ近く発表せんとするは通学区域の変更で、この変更は全市を通じて行はれるもので、ある程度まで歴史、習慣等を度外視しているに相違なく、ここに至って地方の有志や父兄の希望を全然裏切るの箇所を発生して来るから先づこの点から相当面倒な問題が湧いて来て、査定市会をして或は大なる波紋を惹起せしめぬとも限らない」ことである。第二には、「高等小学の独立と男女共学に伴う三月末の教職員の大異動であって、(中略)多数教員の異動には必ずや無理も出来、公平も欠く点が出来るとは従来市当局が採って来た手腕に徹して明かであるからこの大難問題に対しては、予め市参事会並に市会が十分の注意なり又希望を附して置く必要がある」である。第三には、「一学級についての収容児童数の問題であって当局は平均的に小学校は一学級二人増しの五十二名半、高等小学校は七人半増しの五十名と唱えているが高等小学校の急激なる収容児童数の増加は教育上決して看過することが出来ない問題であると共に全市を通じ一様に学級生徒数を平均することは出来ないである校は多くある校は少ないと云う個所が発生するに相違ない」ことである。さらに、1926(大正15)年1月23日には、「市の学制案頗る不評判、教育費補助問題と共に一波瀾は免れまい市参事会の形勢」との題で次のように述べている<sup>(6)</sup>。

該案を実施する場合の状態を一度で考慮するならばそこには幾多の欠陥と矛盾とを  
発見してやまないのみか到底実行不可能なる点さへも発見されるのであるから、直  
に看板に掲げられた美名にのみ惚込んでこれを鵜呑みにすることは出来ない、つま

り市当局が第三神港商業に充当すべき校舎を空けることと、二部撤廃を遮二無二断行して大向うの喝采を得んとする功名心に駆られての無理無態な提案で教育の方針なり、従口の尊ぶべき歴史習慣とを当局の虚栄心のために犠牲にした感がある、現に各学校通学区域の有力なる父兄は市内至るところで連夜集合を催し該案実施にたいする態度につき協議を重ね、いづれも口を揃えて該案を羊頭狗肉的な拙劣案だと非難していることによっても該案が市民に歓迎されていないことを証拠立つるもので、市参事会員も早くもこれに着眼し今や研究と調査に没頭しているから、相当大なる波瀾を惹起することとなろう。

ところが実際は、新聞社の予想をはるかに超え、神戸市に施策を見直させるような深刻な問題が表出したのであった。それを次節でみていく。

## 第2節 学制整理反対運動

### 反対運動の勃発

1926（大正15）年1月26日に「無理な学級詰込みや男女共学は困る、市の学制改正案に対し中宮校を中心として父兄の反対運動」との見出しで次のような記事が掲載された(7)。

「二十五日に至り此の改正案に対しての陳情が先づ中宮校を中心として神戸区父兄会有志、長狭校家庭会、神戸区元区会議員の各代要十数氏によって行われた。即ち右代表は同日午後一時市庁舎に黒瀬市長を訪い横尾学務課長列席の上」で、次のような陳情が為された。

中宮校を男女合併の高等小学校にする事は（一）男女共学の結果風紀上の懸念がある事（二）生徒の増加と共に運動場が狭隘となり此の二点から見て甚だ面目くない、これは市当局が無理をして学級の詰め込みをして居るのだ殊に学区改正の時神戸全市に於ける教育は決して低下させないと約束しながら長狭校を廃し又中宮校に対しては詰込み主義を行うは教育の低下にあらずして何ぞ、宜しく中宮校は男子のみの小学校とし長狭校は女子のみの小学校とし、男生徒の中宮校に編入

に伴う余る学級を第三神港に充当するようせられたい

これに対して市当局は以下のように回答した。

- (一) 男女共学に伴う風紀問題惹起の杞憂は今日では単なる杞憂に過ぎない事は幾多の事例がよく是れを証明している又
- (二) 運動場が狭隘になると云う点に付いては、同校の運動場は六百五十坪で改正案によって生徒数は千五十名（現在は八百余名）となるが、これを仙校の運動場に比較すれば充分とは云わないが決して比率に於て遜色ない寧ろ広大な部に属する、今回の改正案は全市に亘る改正案であって部分的のものでなく、学級の詰込み主義を取ったものでもなく又教育の低下とも思わない

反対は、神戸区の父兄会だけが行ったのではなかった。1月28日には、林田区（後の長田区—筆者註）の住民からは「新設蓮池校を高等にするは怪しからぬ、児童の危険を無視するものだ、又亦父兄連から反対陳情、不評判極る学制整理案」(8)と報道された。また、明親校の父兄は、反対の意思を示すため神戸市会の傍聴席へのりこんだのである(9)。

ところで、住民らが争点とした問題は、「現在一教室の収容児童数五十名内外を整理の結果五十四五名に増すことはこれ明に教育の低下ではないか（中略）現在の小学校七校はこれを減せずに適当に処理してほしい」との神戸区の要請にみられるように、そもそも学区間で格差のあった一学級についての収容児童数を全市平均化することで生じる、教育の質の低下への懸念であった(10)。これは前節で述べた新聞報道での予想どおりの問題である。つまり、それまで比較的余裕を持った教育が行われていた神戸区では、全市平均とすることでかえって一学級あたりの人数が増加してしまうのである。

ところが、その他に新聞報道でも予想できなかった問題があらわれた。2月2日の「市の学制改革案に反対の陳情を知事へ持出した神戸区父兄会、県当局は市会の決議次第」との見出しの記事(11)には、「神戸市の学制整理案に就て神戸区小学校父兄会連合会総代とし

て村上五郎兵衛、竹馬隼三郎、永田良介氏の名義で一日知事宛に左の4ヶ条からなる陳情書を出した」とあり、それは以下の通りであった。(註：下線部は引用者がひいた)

- 一、現在施設されている小学校はそれぞれの歴史を持っているし殊に市会では嘗て教育費の負担は何程でも辞せぬと云うた事が有るのであるかた市民の負担を増してでも既設小学校を廃止せぬこと
- 二、発情期前後の両性を一しょにすることは危険である。且つ高等小学校は是を社会化し実業化するが文部省の方針であるが男女の共学は此の方針に対して何等の役にも立たぬから高等小学校の男女共学は是を阻止し適当な学校に男女別に高等小学校の併置をすること
- 三、尋常小学校の男女共学はつとめて一学年から漸進的にじっこうすること
- 四、折角設備された特別教室はつとめて保存利用すること

それまで神戸区でおこなわれてきた男女別学<sup>(12)</sup>を継続することと、特別教室に関する項目が列記されていた。特別教室に関しては、川島論文が指摘するように、学区廃止をみこして少しでも良い教育条件にしようとする旧「学区」の意向があった。第二章で述べたように神戸区では、大正15年までに新增築改築された校舎が集中していた。それらの校舎には、当時の新しい教育制度構想から設置された特別教室が備わっていた。したがって、住民にとっては、神戸区の小学校校舎に再編の手が入ることに抵抗感があり、敏感に反応した。

さらに、神戸区に属する長狭小学校廃止に対し神戸区の父兄が、「学制統一の際神戸市は神戸区の教育を現在よりは低下しない約束をした、しかるに今回長狭校を廃校するなどはその約に背いて神戸区の教育を低下するもに外ならないまた神戸区の如き人家緻密なところに中等学校を設置することは中等教育上不適當であるから、第三神港商業学校を他に建設するを適當とする従ってこの建設をなすまで神戸区の小学校で教室に余裕あるところは一時これを貸与しても宜い」<sup>(13)</sup>と、あくまで長狭校廃止とその跡地への第三神港商業学

校の設置には反対した。それは、長狭小学校と同じく第三神港商業学校の移転地候補とされた諏訪山小学校でも同じ反応を示した。諏訪山小学校の父兄会は、次のような要請書をしに提出した(14)。(註：下線部は引用者がひいた)

仄聞スル所ニヨレバ第三神港商業学校トシテ諏訪山小学校ヲ提供スルコトヲ適当トナス説アル由ナルモ、同校ヲ小学校ヨリ廃スルコトハ左ノ重大ナル理由ニヨリ固ヨリ問題トシテ採ルニ足ラザル説ナリトハ信ズレドモ併セ記シテ参考ニ供ス。

- 一、 初等教育機関トシテノ地位ヨリ見テ諏訪山小学校ハ其ノ位置、設備、環境等ノ店ヨリ見テ区内ニ於テ最モ優秀ナル地位ヲ占ム。其ノ優秀ナル小学校ヲ廃スルコトハ区ニトリテ非常ナル損失ナリ。
- 二、 通学区域ノ異動上ヨリ見テ諏訪山小学校ヲ廃スル場合ハ全区ニ亘リテノ大變動通学区域ヲ生ジ、児童ハ大ナル不便ヲ来タス。
- 三、 経済上ノ見地ヨリ諏訪山小学校ハ四十教室ヲ有ス第三神港商業学校ニ要スル教室ハ二十教室ニ過ギス。四十教室ノ大校舍ヲソレニ充当スルハ大ナル不経済ナリ。
- 四、 特別教室ノ設備上ヨリ諏訪山小学校ヲ廃スルコトニヨッテ神戸区ハ教室数ヲ著シク減少シ特別教室ハ他区ニ比シテ非常ナル不備ヲ来タス。

右諏訪山小学校父兄会ノ意志ニヨリ茲ニ陳情候也

大正 15 年 2 月 8 日

神戸市長 黒瀬弘志殿

神戸市諏訪山小学校父兄会会長

藤井治三郎

この要請書は、反対理由として次の三点を挙げている。第一に、「学制整理」による市全

体の教育条件の平等化が、神戸区においては教育条件の悪化をもたらす。第二に、中等教育機関にするのは効率の面からよくないとの主張である。第三に、特別教室を失うことによる教育条件の悪化である。それは、前述の長狭小学校と同じであり、神戸市の学制整理に対する神戸区住民の共通した意見だった。住民らは、中等教育機関の設立よりは、尋常小学校の存続の方を選んだのである。つまり、神戸区の住民たちは、神戸市の「学制整理」が、これまでの教育制度経験を大きく変えるものだったので大反対したのである。

### 過熱する反対運動

住民の反対運動は沈静化しなかった。さらに、それに対抗する運動まで登場することでいっそう過熱した。「神戸又新日報」1926（大正15）年2月3日には、「市の原案を可とする運動が起った、長狭、中宮両校問題に就て、父兄連の反対陳情に対抗、コネ廻される学制整理案」との見出しで、次のように述べている。

昨報、神戸区小学校父兄会連合会代表者として竹馬、永田、村上の三氏から長狭校廃止反対、高等小学校男女共学反対等の陳情をしたに対し今度は神戸区の田宮卯一、西本茂吉、中井一夫氏其他の人が是と反対に

▲ 神戸区には従来男子の中等学校がないのであるから此際長狭校に第三神港商業学校を置かれない

▲ 中宮等尋常小学校を高等小学として此処に男女生を収容されたい

と市の原案と同様の意見を以て反対運動を起し県にも迫るべき模様で本運動に従って市三時会員中此の意見に同意する人が出て来るべき模様にあるらしいと

これに対して、「神戸又新日報」1926（大正15）年2月6日の記事には、「一部の策動に顧慮せず、全会一致を以て学制案反対に邁進、神戸区父兄大会」との見出しで、「神戸市今回の学制整理案に対して神戸区父兄会大会は之れ神戸区の義務教育を低下するものなりとして先に長狭校の廃校に反対し更に青年会館で演説会を開いて区民の決起を求め、区会議員を呼び集めて「八日開会の区会において同一の主旨による学制整理案反対についての

建議案を提出することに一致したが猶当日父兄会理事会と区会議員とによって左記の決議文を可決し午後五時散会した」とある。決議文は、次の通り。「決議 今回神戸市が企画せる教育整理案中神戸区に関する内容は区教育の現状を低下せしむるものと認む、従ってさきに学区統一当時における市当局の言明に基づき適当に本案を解決されんことを 右決議す」とあるように、ますます勢いづいたのであった。

さらに、『神戸又新日報』1926（大正 15）年 2 月 11 日の記事には、神戸区学校委員会が、「廃校反対の宣伝ビラを全市に撒布することを決議し」とあり、2 月 21 日には、「市の教育整理案は光輝ある市教育の攪乱、黙過出来ぬと神戸区民が昨日大会を催して反対を決議」した。そこでは、「神戸区の長狭小学校は廃止せられて光輝ある教育の歴史は葬られるのみならず同窓会は忽ち葬家の狗となり各学校の通学区域は大変動を来し児童等は多年通ひ馴れた母校と離れて新学期からは見も知らぬ他の学校へ通はねばならぬ、而もそれは男女を一くるめにした教育で子女の風儀も気遣はれるのみならず師弟の情誼は生々しく引き割かれ特別教室は減り学級人員は倍加し教育の實質は低下する、これをしも父兄又は区民は黙過すべきであろうか？」と呼びかけ、「吾人は今同市の企画せる神戸市教育整理案は光輝ある市教育の攪乱にして頗る教育の内容を低下せしむるものと認む特に恣に既設歴史ある小学校を廃止し中等教育機関に充つる如きその最悪の一たり故に吾人は既設小学校は飽迄小学校として現存し一校だに減ずる事なく以て国民義務教育の欠陥なき事を切望す」との決議をした。

もともと神戸区内では学校単位でも反対もした。神戸区内の諏訪山小学校では、2 月 25 日に山手小学校と合同で臨時緊急大会を開催し、「降頻る吹雪を衝いて父兄母姉の勢揃い、山手諏訪山総合父兄家庭大会で学制整理案反対の叫びを」<sup>(15)</sup>と新聞で報じられた。

以上、反対決起集会、ビラの配布、数度にわたる請願書の提出と、住民運動は過熱していき、とりわけ神戸区は、学校設置区域単位で反対した。こうした住民の反対運動を受けて神戸市会はどういった反応を示したのか。市会の様子を見ていく。

## 市会の動向

神戸市の行政当局は、「学制整理」に関して大変厳しい状況におかれた。2月20日の「神戸又新日報」(16)では、「手厳しく突込まれ答弁に大汗、学制案質疑で賑った市予算委員会第3日」との見出しで、前日の予算委員会での様子が報告されている。そこでは「学制整理」案が容易に議会通过しないことがあきらかになった。

これには、市会内部における政治党派(17)の対立もあった。3月4日の記事(18)では、「学制整理案を修正するせぬで大同会と友党の維新会、交渉決裂を来す奇勝を博した興革両派、市予算委員会査定継続」との見出しで、大同会派は「蓮池高等小学校を高等尋常の併置とすると共に眞陽校にも同様へ位置する、中宮校の高等を尋常小学校にして山手校に女子の高等を神戸校に男子の高等を併置し更に和田小学校の高等校を修正して明親校に女子高等を併置する」との修正案を提出することにしたが、「友党の維新会は絶対に反対し単に高等の男女共学を不可とするのみで他は大体原案を承認すると言うので双方容易に折れ合わず」、両者共々これまでの提携を破棄するとまで言い出した。「この間に介在して少数派の興革両派も奇勝を得べく頻に対策を専心し、すったもんだの騒ぎを続けたが遂に大同維新両派は折衝決裂のまま午後五時半開会」した。開会后、学制案のうち「高等小学校設置の件」に関して、各党派の議員から学校単位の修正案が次々出された。当然のことながら、これらの修正案がまとまるはずなく休憩となった。その休憩中にも、「学制整理案に対し又もや大同会と維新会との再折衝が開始され執拗に揉み合ったが双方相降らず興民会も新しい修正案を抱いて漁夫の利を得んとするの奇策に専念し三派三様相鼎立し委員会の空気が次第に市当局のために不利に傾いて行く斯くて相對時したまま」であった。午後八時に再開した後も、学校単位の修正案が議論された。そして、最終的に採決をとった結果、単独高等科としての蓮池校の設置や長狭校を廃止し第三神港商業学校を跡地に設置する箇所が否決されるなどの大修正を加えた委員会案が成立した。

さらに「第三神港商業の位置決定の件」に関して、学級整理の結果、余った教室に同校を収容するとの修正で採決したところ大同、興革両派はこれに賛同して多数で可決した。高等第三神港商業の位置変更の件は廃案となった。こうした有様に記事は、「学制整理案に



対して興革両派の策戦図に当り大同会と相結んで維新会を孤立無援の窮地に叩き込んで学制整理案に根本的大修正を加えたのは何んと言っても当日の大見であった」と結んでいる。

市会内部の政治会派の争いが加わったことで、修正案は政治の妥協の産物であり、原案よりもひどいものなので「一年延期を主張して該案を否決せん」との批判もでた<sup>(19)</sup>。

### 「学制整理」案通過へ

3月13日の市会において、予算案の調査委員長であった勝田銀次郎議員<sup>(20)</sup>から、学制案に関する説明が行われた<sup>(21)</sup>。そして説明の後、「学制整理」案に関する質疑応答が行われた。その質疑応答で、大越兵蔵議員は今回の学制整理が「経済本位」であり、「多年己レノ学校ヲ愛シテキタ愛校心ヲ失ヒ、延ヒテハ、不便ナリトモ学校ノ大切ナコトヲ考ヘル習慣ヲモ、根底カラ破壊スルヤウナコトニナル」<sup>(22)</sup>と主張した。中議員から「重大ナル教育案」なので「一ヶ年延期」すべきとの意見も出された<sup>(23)</sup>。結局、議論が尽きなかったため、議案の決議は3月15日へ持ち越された。

1926(大正15)年3月16日は、神戸市の教育にとって重大な転回点となった。この日、「傍聴席は熱心な明親校の教育会員を始め学制案に反対する人々を以て相変らずの満員、殊に明親教育会員の如きは古き歴史と子弟を思う熱情で溢れ涙ぐましいばかりの情景を呈して居た」と新聞記事は伝えている。開会してまず、前回出た「学制整理」案を一年延期する案に関する採決がおこなわれが否決された。そして、「最後の委員会修正案、所謂一夜漬案なるを採決する事になった」のである。記事は議場内の様子を次のように伝えている。

此の最後のドタン場に入るや、今回の学制案に対して先ず反対の烽火をあげた神戸区の有志は、同区選出の市会議員にして而も父兄大会等に臨みては学制案に対して明かに反対意見を表して斡旋これ努めたか見えながら市会にては一言も発言せずして与党振りを発揮して居る大同会の木下勢三両君や維新会の坪内駒平君等を環視する外、連日連夜に亘り物狂わしい程に東奔西走した只管現状維持をこい願うて居る兵庫明親校の父兄達は片唾を呑んで成行きを凝視して居るさま寧ろ凄惨の極みである、一方当面の人であり、而もかくまで市民を駆って熱狂に導いた渡辺助役、

横尾教育課長等両君は胸中勝算はありながらも常には似もやらず渋面作ってソワソワと落着かぬ態であった

だが、無記名投票の結果は以下のようなものであった。

修正案を可とする者 四十三票

否とする者 十三票

白票 二票

「学制整理」案は通過した。この結果に対して「学区民が叫んだ『有栖川宮殿下の御命名になり而も神戸最古の明親校』も長狭校の現状維持希望も葬られるの止むなきに至った、時に八時三十五分—鯨詰めの際聴者中、その大半を占めて居た明親教育会の連中は此の結果『明親教育会の方は退場しましょう』と悲痛なリーダーの声と共に口々に『覚えて居ろ』『改悪学制案を徹底的に葬れ』『今後があるぞ』と悲憤に燃えて叫びを後にして退場して行った」と『神戸又新日報』(24)は記している。

#### 通過後の対応

市会通過後も、明親校の父兄たちは、「学制整理」に対する異議申し立てをおこなった。3月19日には、父兄たちが大挙して押し寄せ、代表が知事と市長に陳情をしたが決議を覆すことは出来なかった(25)。

こうして、4月1日から「学制整理」は実施された。男女共学が実行され、通学区域は再編された(26)。反対運動の争点になっていた長狭校と明親校は、単立の高等小学校となった(27)。

以上、神戸市による「学制整理」に対する住民の反対運動の経緯とその結果をみた。結果的に、住民たちは、「学制整理」案の一部修正させたのみで、根本を覆すことは出来なかった。だが、住民たちが学校単位あるいは設置区域単位でまとまり行動したことを確認した。とりわけ神戸区では、かつて「学区」として、自らの区有財産で校舎を建設し運営し

てきた経験や新築された近代的学校施設へのこだわりから、住民が学校設置区域単位でまとまり、市当局に対抗したことが指摘できるのである。

### 第3節 学校の社会的評価の変化

本節では、「学制整理」による学校の再編成や通学区域の変更によって変化した地域教育をみていく。

前章における校舎の標準化の徹底や「学制整理」で、神戸市内の公立学校の教育条件は、学校設置区域間で格差のない等しいものとされた。もっともそれは、それまで学校設置区域単位で培ってきた住民の教育制度経験を刷新するものでもあった。神戸市により教育行政が一元化されたことで、住民自身が自らの居住する学校設置区域内の教育条件を向上させる経路が絶たれたのである。

このことは、学校と住民との関係のあり方を変えた。それを「学制整理」後の各尋常小学校の進学率から検証する。なぜなら上級学校との接続に関する事項は、学校と住民との関係のあり方を示す指標となりうるからである。対象としては、雲中尋常高等小学校（学制整理後、大正15年4月以降は尋常小学校）・山手尋常高等小学校（学制整理後、大正15年4月以降は尋常小学校）・蓮池尋常小学校・本山尋常高等小学校（以下、尋常・尋常高等小学校を省略して記す）の4校をあげる。この四校を選んだ理由は、かつて住民が学校運営に関与していた経験を持つ旧「学区」の学校（雲中小学校と山手小学校）、「学制整理」後に新設された学校（蓮池小学校）、神戸市の周辺地区にあり住宅地開発が進んでいた地区の学校（本山小学校）と住民による学校運営に関与した経験の有無によって比較できるからである。では、次頁から各小学校の進学状況を検証する。

3-2 雲中小学校進学状況

雲中小学校:中等教育学校入学者

	卒業生計	入学者数	進学率
大正2年	106	17	16.0%
3年	118	35	29.7%
4年	123	28	22.8%
5年	148	42	28.4%
6年	234	57	24.4%
7年	173	40	23.1%
8年	213	49	23.0%
9年	197	70	35.5%
10年	233	76	32.6%
11年	206	56	27.2%
12年	280	100	35.7%
13年	318	161	50.6%
14年	314	163	51.9%
15年	333	196	58.9%
昭和2年	307	206	67.1%
3年	343	241	70.3%
4年	256	195	76.2%
5年	269	220	81.8%
6年	270	215	79.6%
7年	324	251	77.5%

第一は、かつて富裕だった旧「学区」に  
存立した雲中小学校である。

ここでは、大正 12、13 年あたりから急激  
に進学率が伸びている。昭和 3 年以降は  
70%台を維持し、80%を超えた年もある。

中学校・高等女学校入学者

	卒業生計	入学者	進学率
大正2年	106	13	12.3%
3年	118	21	17.8%
4年	123	22	17.9%
5年	148	34	23.0%
6年	234	43	18.4%
7年	173	37	21.4%
8年	213	40	18.8%
9年	197	59	29.9%
10年	233	61	26.2%
11年	206	49	23.8%
12年	280	85	30.4%
13年	318	132	41.5%
14年	314	130	41.4%
15年	333	178	53.5%
昭和2年	307	166	54.1%
3年	343	202	58.9%
4年	256	158	61.7%
5年	269	167	62.1%
6年	270	174	64.4%
7年	324	197	60.8%

旧制中学校と高等女学校のみを見ても、  
大正後期までは 20~30%であったのが、  
大正 13 年には 40%を超え。昭和 4 年には  
60%以上になっていた。

かなり進学率の高い進学校であったこと  
がわかる。

『創立六十周年記念誌』（神戸市雲中尋常小学校、1933 年、473~474 頁）より作成した。

3-3 山手小学校進学状況

	卒業生	入学者	進学率
大正2年	123	48	39.0%
3年	130	60	46.2%
4年	102	47	46.1%
5年	98	47	48.0%
6年	133	68	51.1%
7年	147	58	39.5%
8年	177	67	37.9%
9年	161	61	37.9%
10年	180	74	41.1%
11年	238	115	48.3%
12年	253	101	39.9%
13年	259	155	59.8%
14年	223	179	80.3%
15年	389	249	64.0%
昭和2年	265	155	58.5%
3年	268	185	69.0%
4年	286	183	64.0%
5年	260	161	61.9%
6年	268	157	58.6%
7年	255	163	63.9%
8年	282	167	59.2%
9年	260	144	55.4%
10年	260	124	47.7%
11年	286	148	51.7%
12年	287	143	49.8%
13年	276	152	55.1%
14年	246	120	48.8%

	卒業生	入学者	進学率
大正2年	123	46	37.4%
3年	130	53	40.8%
4年	102	37	36.3%
5年	98	41	41.8%
6年	133	63	47.4%
7年	147	47	32.0%
8年	177	51	28.8%
9年	161	53	32.9%
10年	180	69	38.3%
11年	238	108	45.4%
12年	253	95	37.5%
13年	259	143	55.2%
14年	223	176	78.9%
15年	389	218	56.0%
昭和2年	265	136	51.3%
3年	268	144	53.7%
4年	286	139	48.6%
5年	260	113	43.5%
6年	268	116	43.3%
7年	255	128	50.2%
8年	282	114	40.4%
9年	260	101	38.8%
10年	260	100	38.5%
11年	286	107	37.4%
12年	287	88	30.7%
13年	276	105	38.0%
14年	246	82	33.3%

『山手教育四十年』(神戸市山手尋常小学校、1940年、117頁)より作成した。

次に、かつて富裕な旧「学区」であり、激しい学制整理反対運動を展開した神戸区の手小学校を見てみる。雲中小学校同様、大正13年あたりから進学率が伸びだしている。雲中小学校ほどではないが、それでもかなりの進学校であった。

三番目は、工業地域内にあり学制整理の際に新設された蓮池小学校である。新設校なので、昭和2年からのデータであるが、中等教育機関入学者が30%台で、旧制中学校・高等女学校入学者が10%後半であったことがわかる。

### 3-4 蓮池小学校進学状況

#### 蓮池尋常小学校

中等教育機関入学者				中学校・高等女学校入学者			
			進学率				進学率
昭和2年	289	83	28.7%	昭和2年	289	51	17.6%
3年	289	118	40.8%	3年	289	56	19.4%
4年	365	143	39.2%	4年	365	70	19.2%
5年	373	133	35.7%	5年	373	68	18.2%
6年	351	127	36.2%	6年	351	57	16.2%
7年	344	105	30.5%	7年	344	55	16.0%
8年	378	125	33.1%	8年	378	60	15.9%
9年	415	156	37.6%	9年	415	88	21.2%
10年	433	119	27.5%	10年	433	71	16.4%

『創立十周年記念誌』（神戸市立蓮池尋常小学校、1937年）より作成した。

最後は、神戸市の周辺地区にあり住宅地開発が進んでいた本山村にある本山小学校である。当該期の本山村は、阪急電鉄による住宅地開発が進んでいた。阪急電鉄は、当該地を岡本住宅地として中堅サラリーマン層をターゲットにした安価な木造住宅を大規模に建設していった<sup>(28)</sup>。したがって、本山小学校の児童は、新規流入のサラリーマン層の子弟が多かった。

### 3-5 本山小学校進学状況

#### 武庫郡本山村立本山尋常高等小学校

中等教育機関入学者			
	卒業生	入学者	進学率
昭和7年	150	57	38.0%
昭和8年	168	72	42.9%

#### 中学校・高等女学校入学者

	卒業生	入学者	進学率
昭和8年	168	46	27.4%

『本山第一小学校九十年誌』（神戸市立本山小学校、1966年、92～93頁）より作成した。

ここでは、中等教育機関入学者が40%前後で、旧制中学校・高等女学校入学者が20%台であった。

4校の進学状況から次のことが指摘できる。第一には、大正12、13年ごろから進学率が急増し、1926（大正15）年の学制整理をもって固定化したことである。第二には、都市社会の類型に対応して進学率が異なることである。これらは都市社会における人口流入や住み分けの進行といった変容に学校制度が対応していたことを示している。また、それは進学に関する学校間格差を生じさせるものであった。こうして神戸市内の公立小学校の社会的評価は、校舎の充実といった教育条件よりも、進学するにあたって有利か不利かに焦点が移ったのである。

さらに、住民自身が自らの居住する学校設置区域内の教育条件を向上させる経路を、神戸市による教育行政の一元化によって絶たれたことは、前述の小学校の社会的評価の変化を助長させた。「住民のまとまり」として学校設置区域の教育条件を上げる選択肢を失った父母は、少しでも良い教育条件に子どもを学ばせるために、進学率が高いと評判の小学校に子どもを越境通学させたのである。そのことは、前述の進学校であり、校舎が最も早く鉄筋コンクリート造となった雲中小学校において、生徒の37%が同区内または周辺区からの越境通学であったからうかがえる。

## 小括

神戸市による教育行政の一元化と市内公立学校の平準化を目的とした「学制整理」に対して、かつて旧「学区」として小学校を設置運営していた住民は、自らの教育制度経験に基づき神戸市による「学制整理」に反対した。しかし、「学制整理」案は一部修正された上で可決され実施された。

「学制整理」後、住民自身が自らの居住する学校設置区域内の教育条件を向上させる経路は絶たれた。それにより住民の関心が、自らが居住する学校設置区域内の子弟の教育条件向上から、自らの子弟の進学優先へと変わり、住民と学校との関係のあり方は変化した。子どもを持つ父母は、学校設置区域内の学校に関して意思表示をする住民から、保護者へと変わったのである。これより後、学校を進学のための機関として利用する新たな教育制度経験が形成されていったのである。

- 1 大門正克『民衆の教育経験』青木書店、2000年。
- 2 大門、前掲書(1)、69頁。
- 3 大門、前掲書(1)、56～58頁。
- 4 久富善之「周辺化される下層家族とそこに産れ育つ子どもたち」、片倉比佐子『教育と扶養』、吉川弘文館、2003年、138頁。
- 5 『神戸又新日報』1926(大正15)年1月13日付。
- 6 『神戸又新日報』1926(大正15)年1月23日付。
- 7 『神戸又新日報』1926(大正15)年1月26日付。
- 8 『神戸又新日報』1926年(大正15)年1月28日付。『創立十周年記念誌』(神戸市立蓮池尋常小学校、1937年)にも「地方有志の方々は(蓮池の新設校が尋常ではなく高等科になるのは一筆者註)素より黙止するに忍びずと為し縷協議の上市当局に陳情さるる」との記述がある。
- 9 『神戸又新日報』1926(大正15)年3月16日付。
- 10 『神戸又新日報』1926年(大正15)年2月9日付。
- 11 『神戸又新日報』1926年(大正15)年2月2日付。
- 12 当時は、男女別学が一般的な認識であった。実際、神戸市のとった男女共学の施策に対して、文部省は、母性尊重の思想から「よく熟考さるべき性質のもの」との見解を示している。『神戸又新日報』1926(大正15)年3月29日付に「実行困難なる男女の共学制度、大いに熟考の余地がある、文部省当局の意見」との見出しで掲載された。
- 13 『神戸又新日報』1926年(大正15)年2月11日付。「市当局が公約を破ったと、反対運動益々熾烈、例の長狭校問題で衛生連合会支部の決議 委員を選んで陳情」との見出しで掲載された。
- 14 『創立70周年』諏訪山小学校、1970年、46～48頁。
- 15 『神戸又新日報』1926(大正15)年2月25日付。
- 16 『神戸又新日報』1926(大正15)年2月20日付。
- 17 当時、市政維新会・市政大同会・興革連合(革正会と興民会)の3つの会派があった。当時すでに市会派の政党化が進んでおり、市政維新会が政友会系、興民会が憲政会系、革正会が革新倶楽部(かつての国民党)であった。なお市政大同会は、神戸の海運業者による海運派(市政研究会)が非政党を称して、中立議員や非興民会の憲政会議員たちを集めて結成した会派であった。議席の内訳は、大正15年4月の時点で62議席中、市政維新会19、興革連合13、市政大同会28、無所属2であった。『新修 神戸市史』神戸市、1994年、675～682頁。
- 18 『神戸又新日報』1926(大正15)年3月4日付。
- 19 『神戸又新日報』1926(大正15)年3月13日付、同3月15日付。
- 20 当時、大同会派に属する海運派(市政研究会)の一人、海運業者であり、後の神戸市長。都市計画委員でもあった。『神戸市史』、『明治大正昭和 神戸人名録』交詢社、1936年(復刻版)日本図書センター、1989年、明治編32頁、大正編68頁。
- 21 『神戸市会史』第二巻大正編、神戸市会事務局、1970年、863頁。
- 22 前掲書、『神戸市会史』、866頁。
- 23 前掲書、『神戸市会史』、866頁。
- 24 『神戸又新日報』1926(大正15)年3月16日付。
- 25 『神戸又新日報』1926(大正15)年3月19日付。
- 26 『神戸又新日報』1926(大正15)年3月31日付。
- 27 『神戸又新日報』1926(大正15)年4月1日付。
- 28 阪本勝比古「郊外住宅地の形成」『阪神間モダニズム』淡交社、1997年、30～34頁。



## 第四章 教育行政区画再編と住民

### 本章の課題

本章では、地方制度の変動期に、すでに共同体が解体し新たな関係認識が生じていた大都市で、都市住民のまとまりが、国家権力へと連なる団体とは異なる社会団体になり得た可能性を明らかにする。さらに、都市住民にとって身近な「建造環境」である小学校校舎に、都市住民を地方行政団体の代わりに行政機能を担いうる「住民のまとまり」としてまとませる「シンボル」機能(1)があったことを示す。

教育行政区画の再編は、当該地区における住民の生活圏域に大きな影響を及ぼすが、その区画の確定にあたって地方行政団体以外の団体は関わるできない。本論では、これまで公共性を含まないものとされてきた生活圏域における住民の行動から、地方行政団体の代わりに行政機能を担いうる「住民のまとまり」になりえた可能性を明らかにする。とりわけ都市学区に居住する住民の動きから公共性が立ち起きたことを示すと同時に、その公共性の内容を検討していく。なぜなら、都市学区には社会的インフラとしての「建造環境」である学校を介することで「資本制を生きる住民にとっての自らの発展に寄与する『資源の複合体』としての可能性」(2)があり、それは都市の小学校に自らの子弟を通わせる住民にとっては、自らの行動を公的なものに発展させる契機にもなったと考えるからである。

### 対象の特性と先行研究の整理

対象として、1920年代の神戸市とその周辺町村を設定する。対象とする周辺町村は、神戸市東部に位置し、現在では神戸市灘区を構成する西灘村・西郷町・六甲村の三町村(以下、「東部三町村」と称す)である。当該期の神戸市の「学区」(3)に関する先行研究には、『新修 神戸市史 歴史編IV近代・現代』における尾崎耕司の研究(4)や三上和夫の都市教育行政に関する研究がある(5)。

尾崎は、1918(大正7)年の「学区」の廃止問題に焦点を当て、その原因として次の二点を挙げる。第一に、「学区間の格差」(6)である。これは、都市化に伴う学齢児童の増加によって都心の周辺部の学区にある学校で、大量の児童を詰め込んだため教育条件が悪化したことや「学区」の収入源たる家屋税(7)の仕組みにより税徴収が不公平となった事に起因する。第二に、「越境通学」が「市制施行以前の地域社

会を単位とし、一種の地元への“愛郷心”をもとに教育の普及を図る「学区」の存在理由を薄れさせた」(8) ことである。尾崎は、「学区」の廃止を都市化による都市問題として把握し、こうした問題を解決するため「学区」を廃止し、行財政の集中を図ったことは避けられなかったとする。

三上は、神戸市において学校の設置や運営を行う主体としての都市内「学区」が廃止された過程を検証することで、家屋税の不公平を是正しようとする論議が、教育行政区画と経済圏とが一体となった新しい区域を希求するに至ったことを指摘する。そして、結果的に都市内「学区」は廃止せざるをえなくなったとはいえ、そこに至るまで交わされた家屋税論議こそ「教育をめぐる社会的実践」であったと都市内「学区」の意義を評価するのである。

両者は、経済社会の変化が進行したことで都市学区の内部社会が変容し、そうした状況に「学区」が対応できなかったとする点では共通する。しかし、尾崎が統治機構としての有効性限界から「学区」廃止の過程を述べ、三上が住民らにとっての「学区」の意義から述べる点で大きく異なるのである。

本章では、住民らにとっての「学区」の意義を重視しつつ、「学区」廃止後に注目する。なぜなら、教育行政に関する権能を失ったとはいえ、それまでの教育行政団体としての経験は、容易に消えるものではないからである。つまり、神戸市とその周辺に居住する住民らは、教育をめぐる経験に富んでいたので、「学区」廃止後も「住民のまとまり」として教育行政機能を残存させていたと考える。したがって、本論では、都市に居住する住民が、教育行政に関する権能を失いながらも、「住民のまとまり」としてまとまり、自らが属する都市学区に関する意志を行政当局に示し、なおも行政機能を発揮した可能性を検証するのである。

### 史料に関する説明

本章では、『神戸市統計書』や『神戸市会会議録』といった公文書の他に、『神戸市史』・『新修 神戸市史 歴史編IV近代・現代』・『神戸市会史』・『神戸市教育史』といった公共団体発行の年史、『神戸市民読本』や『更生』といった教育団体の刊行物、それに日刊紙である『神戸又新日報』といった史料を使用する。複数の団体から発行された史料を使用する理由は、当該期が地方制度の変動期であり、かつ都市

計画が進行した時期で、学校関係者の他に都市官僚や政治家といった諸集団の動向を検証していく必要があると考えるからである。

## 第1節 対象としての都市計画

### 大正期の都市計画の概要

1920（大正 9）年に都市計画法<sup>(9)</sup>と市街地建築物法<sup>(10)</sup>とが施行され、国家事業として全国一斉に都市計画が始動した。この都市計画は、内務省の監督の下、都市計画適用都市のある道府県に設置された都市計画地方委員会が具体的な審議を行い、都市計画中央委員会の議を経て内務大臣が決定し内閣の認可を受けた後、県知事から市長へと下りてくるものであった<sup>(11)</sup>。都市計画地方委員会の構成は、「知事を会長に、国等の官僚や学識経験者と、府県会議員、市会議員、市長などの地方『自治』の側の委員がほぼ半数ずつ」であったが、実際議案は内務省の都市計画地方委員会事務局員が作成しており、国家主導の下で進行していった<sup>(12)</sup>。

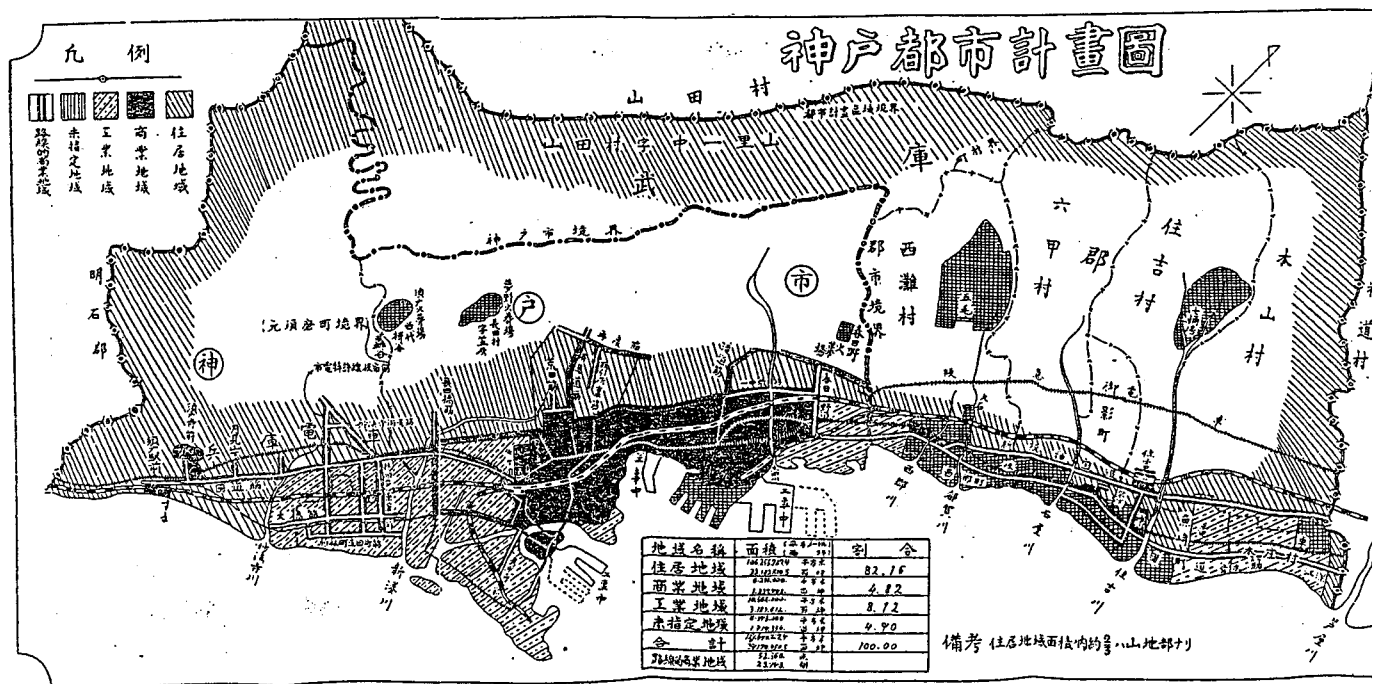
神戸市においては都市計画兵庫県地方委員会の将来構想に基づき、道路の改修や新設・電車道路の敷設(市電)・橋梁建設・上下水道の敷設・公園の建設といった都市計画事業が打ち出され実行されていった<sup>(13)</sup>。それは神戸市都市計画区域に関する調査委員の「当市ノ人口増加率ヲ今後三十年間ノ先ヲ見越シテ予想ヲ立テテ」あるとの報告にみられるように、急激な人口増加<sup>(14)</sup>に対処し得る機能を備えた都市を目指した計画であった<sup>(15)</sup>。

### 都市計画の特徴

我が国大正期の都市計画の特徴は、都市計画の財源を受益者負担に求めたことや住宅地や工業地といった土地利用区分、「都市計画区域」なる概念の登場、都市計画決定による計画の機能の確立や近代都市計画技術の導入・制度化、都市計画官僚組織の確立等であることが先行研究によって指摘されている<sup>(16)</sup>。本論では、とりわけ「都市計画区域」概念に注目する。この「都市計画区域」は、「都市計画上まとめて考える必要のある範囲」<sup>(17)</sup>のことであり、「市町村の行政区域とは別な概念」であった<sup>(18)</sup>。つまり、計画対象区域は計画の中心となった市域を越えて設定されたのである。この様に行政区域と別にした理由は、市街地が拡がりすぎて市域を越えた場

合も周辺町村を含めた計画を施行するためである。したがって「都市計画区域」は、道路や上水道といった都市基盤の整備を重点的に行う対象区域を示していただけにとどまらず、その区域に含んだ町村を都市計画適用都市へ合併するように促進させた(19)。神戸市では、すでに市区改正調査委員会(20)の時から市域拡張が議題にのぼっていたが、都市計画によって一層促進された。後述する都市計画の紹介本たる『神戸市民読本』の「都市計画区域」を一覧できる図(→神戸都市計画図参照)にも示されていたことから、「都市計画区域」の設定によって周辺町村の吸収合併は、確定したことになるのである。

4-1 神戸都市計画図



『神戸市民読本』

## 都市計画の人脈

神戸市では、政治家と官僚とが都市計画に積極的であった。それは、都市計画の普及に努めた都市研究会<sup>(21)</sup>に連なる団体である兵庫県都市研究会<sup>(22)</sup>などを通じて、都市計画を推進する官僚と神戸市会とがつながっていたからである。この研究会に所属していた神戸市会議員は、1917（大正6）年から1929（昭和4）年までの議員の中で29名おり（→表4-2を参照）、その中に兵庫県都市計画地方委員が13人いた。この内さらに、神戸市教育会<sup>(23)</sup>にも所属していた議員がいたことから<sup>(24)</sup>、教育界にも都市計画の影響は及んでいたのである<sup>(25)</sup>。

### 4-2 神戸市会議員人脈リスト

	兵庫県都市計画地方委員会	神戸市教育会	兵庫県都市研究会
大前 光太郎	○	役員	○
丹下 良太郎	○	幹事	○評議員
白崎 潤蔵	○	役員	○評議員
上西 亀之助	○	役員	○評議員
有阪 忠平	○	役員	○評議員
西村 正次	○	○	○
紀谷 弥吉	○		○評議員
赤尾 福松	○		○
福永 嘉吉	○		○評議員
細見 慶吉	○		○評議員
大久保 直次郎	○		○
松岡 勝栄	○		○
上田 実	○		○
中迫 恂逸			○
中 亥蔵男			○
榎並 充造			○
大越 兵蔵			○
加藤 惣七			○
池田 涼一郎			○
兼吉 藤兵衛			○
勝田 銀次郎			研究会会長
福原 芳次			○
小曾根 貞松			○
西川 莊三			○
南 陽二郎			○
植田 一郎			○
前田 二一六			○
太田 保太郎			○
西本 茂吉			○
京橋 繁造	○		
小泉 長造	○		
田代 伊之助	○		
山平 久太郎	○		
船引 信示	○		
阿江 宏		幹事	
中山 理		役員	

註：  
 神戸市会議員は『神戸市会史 大正編』巻末の議員一覧表(大正6年から昭和4年まで)から抽出し  
 兵庫県都市計画委員会委員は、『神戸市会史 大正編』538頁より、大正10年と大正14年選出委員。  
 神戸市教育会委員は雑誌『更生』神戸市教育会、第1巻第1号、大正13年の会員名簿より抽出した。  
 兵庫県都市研究会委員は『都市研究』第1巻第1号(大正14年)と第27号(昭和8年)より注出した。

## 第2節 都市計画と市町村合併

### 神戸都市計画区域

当時、神戸市の東部に位置する周辺町村として、現在の神戸市灘区になる六甲村・西灘村・西郷町の東部三町村と、現在の神戸市東灘区になる御影町・住吉村・本庄村・本山村・魚崎町の五町村があった。これらを「都市計画区域」に含む旨の諮問が兵庫県知事から神戸市長にあり(26)、市長は「本諮問区域ニ於テ三十年後ノ人口百五十万ヲ包容スルトセハ人口密度大ニ過ク殊ニ山地面積五分ノ地域ニ現神戸市人口ノ密度ヲ容ルルハ不可能ト考ヘラル故ニ人口百二十万ヲ限度トシテ当区域ヲ支障ナキモノト認ム」と答申し、また神戸市参事会も同様の答申をした(27)。

東部三町村は神戸市都市計画区域に設定され、さらに住居地域・商業地域・工業地域の3種類(28)の用途地域をもって区分された(→神戸都市計画図参照)。この用途地域は旧町村の境界に関係なく、市域をまたがって設定されたものであり、東部三町村は将来の合併対象として見込まれたのである。

### 合併問題の経緯

「都市計画区域」に含まれ将来合併の対象となった地域では、合併に向けて動きだすところと、合併促進の動きに反対するところが現れた。東部三町村における合併に関する動きの概略を、年表(→4-4年表)を参照しながら述べていく。

東部三町村のうち神戸市との合併に向けて動き出したのは西灘村であった。1926(大正15)年には、合併研究会を設立し神戸市との合併を検討し始めた。そして、村会において合併決議を行い、代表を神戸市へ送り合併交渉を始めた。合併は支障なく達成されるかにみえたが、合併先の神戸市は、西灘村との単独合併ではなく西灘村の合併に併せて他の二町村も同時に合併するよう働きかけてきた。これに対して、六甲村は合併する意向を示すが、もう一方の西郷町は、神戸市との合併に乗り気ではなく、反対の意向を示した。西郷町は、神戸市との合併より、むしろ御影町を中心とした「大灘市」の建設に期待をかけていたからである。「大灘市」建設の動きが活発になればなるほど、神戸市と東部三町村との合併交渉は停滞した。神戸市の意向は、あくまでも東部三町村の同時合併を目指すものであったため、西灘村と

神戸市との合併交渉は暗礁に乗ったかにみえた。しかし、都市計画区域内における新たな市の誕生を望まない内務省の意向があり、それを受けた兵庫県が「大灘市」を認めなかったことが転機となり、西郷町の態度は一変して西郷町は神戸市との合併を決定した。しかし、そのかわり神戸市にとっては厳しい合併条件を提示した。これに対し神戸市は、西郷町からの厳しい合併条件の他にも、西灘村と六甲村から既に提出されていた合併条件も含め、東部三町村の要求を全てのものだ。こうして1928(昭和3)年に合併が確定となり、1929(昭和4)年4月1日に東部三町村は神戸市と合併したのである。

合併に関する一連の騒動を通史的に追うだけでは、西郷町の神戸市との合併反対を取り下げた要因は、「大灘市」建設構想の挫折にあったようにみえる。また、合併当日の「神戸又新日報」が、「時の流れは解決の鍵を与えた、この四月の町村会議員をはじめ神戸市会議員の改選がせまってきたことだ、かくてさしもの難産も目出度く出産を見るに至った」<sup>(29)</sup>と述べるように、早期合併が自らの既得権益の確保になると判断した東部三町村の議員たちの政治的判断が作用したともみえる。だが、前節における都市計画の存在を考慮すると、「大灘市」建設や選挙といった政治的契機であるよりは、他の要因があるのではないかと考える。

#### 合併に至らせた要因

西郷町が、合併反対から合併容認へと動きを変えた要因を前節とは異なった視点から検証する。

まず、東部三町村の人口増加をみると(→周辺町村人口表参照)、西郷町や六甲村の人口は、1914(大正3)年から1925(大正14)年までわずか11年で倍増しており、同時期の西灘村にいたっては6.7倍にもなっていた。

4-3周辺町村人口表

			西郷町		六甲村	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
1909(明治42)年	937	4597	750	3375	607	3596
1914(大正3)年	1320	6057	1229	4592	657	4044
1919(大正8)年	1545	12760	1449	7027	1109	5337
1920(大正9)年		21926		7524		6546
1925(大正14)年	9942	40997	1957	8396	2534	10967

註：1909年・1919年は『武庫郡誌』より、本籍者及び非本籍者を含む現在人口。  
1920年と1925年は国勢調査の現在人口数。「神戸市統計書」昭和3年より。

ここまで人口が急増した原因を東部三町村の1909(明治42)年と1919(大正8)年の職業別人口<sup>(30)</sup>から検証する。六甲村と西灘村の農業人口は、六甲村が39.1%からには26.3%に、西灘村が35.9%から5.4%に激減していた。その一方で、日雇及び労働者の人口は、西灘村が15.9%から50%に、西郷町が37.8%から54.1%になるなど、半数以上に昇った。六甲村では商業人口が12.7%から55.3%になっていた。これは「神戸又新日報」の記事に「僅か一年間に二千戸も新築御影外七ヶ町村だけで」<sup>(31)</sup>とあるように、神戸市の市街地拡大が急激に進行していたことを示している。さらに記事は「その内西灘村内は主として長屋建な小月給取りの住宅向で御影、住吉等は相当な居宅である事など切実に各町村内に於ける一般の生活状態を表している」と続けており、西灘村は主として神戸市へ通勤する住民が流入してきたとする。神戸市の行政区別人口をみると、東部三町村の西に位置し、当時神戸市の東端にあった葺合区の人口は、1920(大正9)年に人口116428人・戸数26439戸、1925(大正14)年人口120060人・戸数27519戸、1930(昭和5)年には人口115752人・戸数25734戸と、人口・戸数ともに横ばいであった<sup>(32)</sup>。つまり、住宅地が飽和状態になった葺合区から大量の新規住民が東部三町村へ流入することで、東部三町村内部の住民構成が劇的に変化していたのである。

さらに西郷町においては、酒造業の衰退が第二の要因として挙げられる。酒造業は西郷町の主幹産業であり、合併に関しては「神戸市への編入は産業の破壊だ、灘酒造上に統一が取れない」と強硬に反対するなど町政に深く関わっていた<sup>(33)</sup>。だが、大正末期から昭和初期にかけて灘<sup>(34)</sup>の酒は、生産量こそ50万石代で推移していたが、価格は1920(大正9)年を100とした指数で大正末に79、1930(昭和5)年で71と下落していた<sup>(35)</sup>。そして、ついに合併後に「西郷町(中の郷とよばれてゐる)には七十棟の酒倉があるが、そのうちすでに十七棟の休倉を出し、なほぞくぞく休倉が現れる状態にある」<sup>(36)</sup>など、自らの運営さえも維持しにくくなっていたのである。

こうした東部三町村における住民構成の劇的な変化と地元産業の衰退に起因して、都市化の進展に適応する環境に変えようと行政当局が設定した「都市計画区域」と、学校設置運営主体としての経験を持つ旧来の住民との間に新たな相互関係が構築さ



れることになり、それが西郷町の合併動向を変えたと考える。ただし、「都市計画区域」と神戸市の周辺町村との間に新たな相互関係が築かれたならば、そこには対立や妥協の場となる、実体をともなった媒介物たる「建造環境」があったはずである。それを次章で考察する。

### 第3節 争点としての小学校舎

#### 合併条件としての小学校舎

合併の影響は、住民の子弟が通う小学校に及んだ。なぜなら合併は、教育行政区画の変更に加えて小学校の設置運営の担い手を変えるからである。

東部三町村の合併条件には、小学校に関する項目が共通してあった。その内容を町村毎にみていく。西灘村は小学校の改築増築を要求した。六甲村は小学校の新設を要求した。西郷町に至っては授業料の徴収を5年間行わないことと、通学区域を西郷町の旧町域に設定することを要求した<sup>(37)</sup>。こうした条件が提示された第一の要因は、前述の東部三町村の人口急増による東部三町村の在籍児童数の激増である。1914（大正3）年には三町村合計で2075人であったのが、合併直後の1929（昭和4）年には7828人にもものぼっていたのである<sup>(38)</sup>。この数値は急増する新規住民の子弟が小学校に入ってきたことを示している。児童の急増は教育条件の悪化をまねく。それに対処するために校舎の新增改築が急務となるが、それには莫大な費用がかかる。したがって西灘村のように「小学教育施設に脅かされ」<sup>(39)</sup>続けている現状よりは、学校の設置運営も含めて村政をまとめて神戸市へ移行させて教育条件の整備にかかる負担を減らしたいとの意向があった<sup>(40)</sup>。第二の要因は、西郷町は授業料を徴収しない施策をとっていたが<sup>(41)</sup>、前述の主幹産業である酒造業の不振から授業料無料を維持しにくくなり、前述の条件を提示する結果となったと考える。合併することは学校の設置運営の担い手の変更されることであり、同時に通学区域も変更されるが、旧町村の区域を越えた通学区域を設定されることに対しては抵抗があるので、旧町域をもって通学区域とするように神戸市に認めさせたのである。

こうしたことから小学校が、前述の「都市計画区域」と神戸市の周辺町村との相互関係が顕現化する最たるものの一つであったのであり、当該地域では「建造環境」

としての小学校舎が合併問題の争点の一つとなったのである。

### 神戸市小学校拡充計画

当該期の神戸市の小学校は、近代的な鉄筋コンクリート造の校舎へと増改築される傾向があった。神戸市は、市街地の周辺区において増大する児童<sup>(42)</sup>を収容するため厳しい予算状況にもかかわらず、都市計画が始動しだした 1919（大正 8）年から 1940（昭和 15）年までの間に、合併前に旧町村が立てた計画を神戸市が継承したものも含めて 10 次にわたる小学校拡充計画を立案し実施した<sup>(43)</sup>。とりわけ 1927（昭和 2）年に市会に上程された第 5 次拡張計画は、児童が増加している市街地周辺区を対象に小学校校舎の新設 2 校・増築 8 校＋幼稚園 1 園・移転改築 2 校で総工費 368 万 8442 円の「第二期拡張以来の大計画」<sup>(44)</sup>で、その内の新設 2 校と改築 2 校は鉄筋コンクリートの三階建てであった<sup>(45)</sup>。この計画は三カ年継続事業であり、財源は教育公債を発行することでまかなった<sup>(46)</sup>。この計画に対して「九州方面を視察して帰った市議（神戸市学校改築の調査－筆者注）委員の感想」として「神戸より西にしては（中略）総じて旧式建物其大半を占め又随分古い建築物もあるが何等支障なく教育を施している点より見て現在の神戸市の校舎の如き財政急迫の場合四百万円近くの借金迄負うて改築するの必要を認めざるのみか現在改築せんとする校舎の如き優に十年位の維持には支障なかるべしと思わるる」<sup>(47)</sup>といった批判があった。1927（昭和 2）年の夏は、この案件に関する審議で市議会は大荒れになったが<sup>(48)</sup>、結局、案自体は 7 月 29 日に市会を通過した。この市会において第一章第 3 節において示したメンバーの動向をみると、兼吉藤兵衛は原案を議決した学校調査委員会の委員長であり、勝田銀次郎はその委員長報告の可否を問う採決をとる提案をして可決させた。福永嘉吉は黒瀬市長と共に可決に向けて各会派をまとめようと奔走した。紀谷弥吉は修正案を出し否決されたが、その修正案は所属会派の独自性を出すためのものであった<sup>(49)</sup>。メンバーの中で、神戸市小学校拡充計画案を全否定したものはいなかったのである。

さらに、小学校舎の拡充計画に関する宣伝も実施された。神戸市教育会が刊行した『神戸市民読本』<sup>(50)</sup>である。この本は、学制頒布五十年記念の一事業として刊行されたものであるが、神戸市当局の手で造られた神戸市の都市計画の事業に関する

紹介本であった(51)。その中に、「二五、神戸市の都市計画」(52)という題で、叔父と甥との会話形式による、次のような文章がある。

都市には多くの人が集まっているので、色々の弊害が起りやすい。これを除き去って永久に公共の安寧を維持し、市民の福利を増進せんとするために行はれる施設を(都市計画と一筆者注)いふので、主として交通・衛生・保安・経済等について行はれる。もとよりその実行にあたっては、最新科学の知識を応用して、都市永久の繁栄をはかることは言ふまでもないことなのだ

ここでは都市問題に対処するための近代的設備を整える都市計画が必要不可欠であるとしている。

そして、「二七、教育」では、神戸に出てきた少年が郷里にいる弟にあてた手紙の形式で以下のように述べている。

幸ひ三の宮の叔父の家近く、鉄筋コンクリートの新築小学校がある。(中略)  
凡てに完備した都市の学校で、教育を受ける方がお前の将来の為によいと思ふ

続けて同じく郷里にいる旧師に宛ての手紙として、

神戸市のやうな大都会では、人口の出入が頻繁な上に、その増加がまた急激でありますから、これに応じて教育の施設を全うして行くといふことは、なかなか容易な事ではなからうと思ひます。しかし市は、なんでも神戸市の教育を、日本の大玄関たる誇を傷つけない、りっぱなものにしなければならぬといふ方針で、学校の増設、設備の改善、内容の刷新、優良なる教育者の任用等に、鋭意力を尽くし、着々成績を挙げて居られます。私が神戸市へ来て第一に驚きましたのは、小学校の校舎のりっぱな事でした。現今市内のあちこちにそびえている鉄筋コンクリート三階建の宏壮な建築は、皆第一期の小

学校大改増築工事に出来上がったものだそうです。しかし市はこれに満足せず、更に第二期の計画を立てて既に市会の議決を経、漸次建築を進めることになっています

と述べ<sup>(53)</sup>、近代的な教育施設の充実を強調している。いずれも近代的施設の充実を図るところに力点を置いているところからも都市計画と小学校拡張計画は同一の理念に基づいた施策であった。こうして、市会運営に支障をきたしてまで、計画当初から比較的低廉な木造校舎よりも、経費のかかる鉄筋コンクリート校舎を建築することに執着したこと、小学校舎の鉄筋コンクリート建てを市民向けの都市計画紹介本に掲載していたことから、小学校拡充計画は前述の都市計画における近代都市計画技術の導入・制度化に連なったものであった。

#### 小学校舎の意義

東部三町村の合併後、神戸市は、神戸市小学校拡充計画第7次拡張計画として、合併した旧町村の教育施設を新設もしくは増改築した<sup>(54)</sup>。

「神戸又新日報」は、今回市会に上程された「百五万円の小学校新築案はながい間の懸案である編入町村西灘方面の教育施設の完備せんとするもの」として、東部三町村で新築されるのは、第四西灘小学校（都賀川附近）・西灘高等小学校（灘中心地）・徳井小学校（徳井字備後堂）の三校であり、西灘幼稚園は全部改築して内容の充実をはかるものと述べている<sup>(55)</sup>。これらの敷地はすべて地元における部落有財産の寄附で、計画全体に要する「工費は百五万円でうち六十三万円が起債四十一万円が地元の寄附」であった。加えて「右小学校新增築により経常費として六十三学級六十三訓導、三専科教員、四校長の費用約十万円は六年度の新予算から計上する筈で市当局ではこれにより就学児童の激増は緩和し得ると言明している」<sup>(56)</sup>と述べている。合併前に旧町村が神戸市に提示した合併条件の項目の中に教育施設や授業料に関するものが含まれていたことから、こうした小学校拡充計画は前述の「都市計画区域」とそれに対する住民との動きに関連していた。したがってこの案は、紛糾した昭和2年の小学校新增改築案とは異なり、反発なしに議会を通過したのである<sup>(57)</sup>。つまり、何としても設定した「都市計画区域」を実現させたい都市官僚としては、莫大

な費用をかけて東部三町村の提示した近代的施設の充実した小学校舎を整備することで合併にこぎつけることができたのである。

一方、学校設置運営主体としての経験を持つ旧来の住民にとっては、新しく流入してきた住民が多数となった状況では、神戸市と合併しなければ、子弟が通う自らの町村域の教育費（小学校の整備費等一筆者注）のために、町政や村政自体が成立しなくなることから合併に動いたのである。ただし、あくまでも彼らには自らの町村の小学校舎を整備したい意向があった。それは教育費が村政を圧迫していながらも、かつて「西宮以東の各町村では何れも最新式に依るスレート屋根木造建であるのに反し精道以西の各町村小学校では揃いも揃って鉄筋コンクリート建である」<sup>(58)</sup>と報道されたことから、また合併後、学校の建築にあたって六甲八幡土地区画整理組合の名義で、東部三町村を構成していた旧部落から、計18万4500円もの費目指定寄付金があったことから指摘しうるのである<sup>(59)</sup>。

以上、これら両者の意向がぶつかりながらも妥協点を見出す契機となった小学校舎は、都市住民にとって文化的な「シンボル」であったのである<sup>(60)</sup>。

## 小括

本章ではまず、神戸市の市町村合併問題から、当時の市町村合併が都市計画の事業の一環であり、政治家や官僚らによって推進されていたことを示した。次に、当該地の住民構成が、神戸市の市街地拡大により新規流入してきた住民と、学校設置運営主体としての経験を持つ旧来の住民とに分化していたことを指摘した。市町村合併問題は、こうした行政区画と都市社会空間との相互関係の変化から生じたのである。本来ならば、こうした複雑かつ重層的な問題は、解決困難である。だが、この神戸市の事例では、住民らが身近な「建造環境」である小学校舎を介して「住民のまとまり」としてまとまり、小学校の教育条件を争点することで神戸市との合併紛争を解決した。このことから、紛争解決の契機となった小学校舎には、都市住民を地方行政団体の代わりに行政機能を担いうる社会団体としてまとませる「シンボル」機能があったと考える。

#### 4-4 年表

神戸市から吸収合併に関する打診は、かなり前からあった。神戸市は、西に位置する須磨を編入する際に、東に関しても同様に広域化を目指していた。だが、須磨とは異なり東部の周辺町村は、受け入れなかった。

1918(大正7)年 須磨の編入の際、東部三町村にも合併の打診あったが拒絶する。

1925(大正14)年 西灘村政研究会発足する。

大正15年に合併の話が再燃した。

1926(大正15)年7月 合併促進村民大会で合併促進の決議がおこなわれる。

10月5日 西灘村会で合併促進建議案可決する。

11月28日 西灘村会で合併を可決し交渉委員を挙げて接衝を開始する。

12月3日 神戸市、合併問題に関して六甲、西郷両町村もこの機会に合併させたい意向を表明する。これに対して六甲村は合併を希望するが、西郷町は反対の意向を示す。

1927(昭和2)年1月19日 西灘村合併交渉委員が神戸市役所を訪れ希望条件を提示、交渉開始する。

2月下旬 部落有財産の扱いで交渉が難航する。

3月4日 西灘村会で合併に関する協定事項を決議する。

4月2日 神戸市会の編入交渉委員会で協定事項の検討始まる。→承認へ

6月18日 長兵庫県知事に上申する。

6月中旬 六甲村へ神戸市から編入の打診あり、村長は積極的な姿勢をみせる。

6月27日 六甲村と神戸市との交渉が始まる。

西灘村と六甲村は、神戸市への合併に積極的であったが、西郷町は、こうした動きとは異なり独自行動をとりはじめた。

7月14日 西郷町会、灘市建設と神戸市合併の両案を上程する。六甲村の歩調をみた上で決定することとして散会する。

西郷町はあくまで御影町などの東部に位置する町村同士で合併しようとしたのである。

7月20日 御影町会で灘市建設問題が具体的に検討される。

7月23日 六甲村会、合併に関する協定事項を決議する。

- 8月8日 六甲村字高羽の西平野の住民、神戸編入から切離し御影町へ編入する願い書を神戸市長宛に提出する。→承認へ。
- 8月 西郷町と御影町とで神戸市編入反対運動の展開する申し合わせ。
- 8月15日 神戸市、県知事に西灘村と六甲村の先行編入を申し出るが止められる。→県、仲介に乗り出す。
- 8月18日 非公式に県知事を訪ねるが、「神戸都市計画区域内に新市設置はあり得ない」と助言される。「大灘市」建設構想を断念する。
- 11月17日 県会議事堂で当事者の代表で話し合い、西郷町合併希望条件を提出、協議始まるが平行線で終る。ただし、この後も継続的に協議が行われる。

こうした協議を繰り返すことで、妥協点を見出せそうになったのであろう、三月には次のような報道がなされた。

- 1928(昭和3)年3月2日 西郷町が合併へ動き出し、懸案の解決が近づいたとの記事が神戸又新日報に掲載される。
- 3月5日 西郷町幼稚園で評議会が開かれる。神戸市との合併へと意見がまとまる。神戸市への具体的希望条件に関する意見も交換される。
- 6月18日 西灘村、県庁へ西郷町を後回しにして神戸市と合併すると陳情する。  
→県、あくまで同時に合併することを強調する。
- 6月27日 西郷町議会、編入の時機と条件に関する調査を開始する。
- 9月17日 西灘村と六甲村、西郷町へ編入態度の決定を促す。  
→21日にも行う。
- 11月 県、調停を開始する。
- 11月28日 県の仲介で、神戸市と西郷町とが会合する。妥協点見出し、合併へ。
- 11月29日 神戸市、市会協議会を開き、西郷町の協定事項を検討する。  
→承認へ。
- 1929(昭和4)年 3月1日 県知事から神戸市会へ東部三町村との合併に関する諮問を発する。
- 3月2日 神戸市会で東部三町村との合併に関する諮問を可決する。→答申へ。
- 3月16日 県、東部三ヶ町村編入を告示する。
- 4月1日 東部三町村が神戸市と合併する。

こうして、神戸市都市計画区域に含まれていた東部周辺町村は、神戸市に吸収合併されたのである。

註：『神戸市会史 昭和編(1)』神戸市会事務局、1973年・『新修 神戸市史 歴史編IV近代・現代』・「神戸又新日報」の記事より作成。

- 1 松原治郎は、学校のシンボリック的意義を「地域社会とそこに生きる人々をつなぐ“心の糸”」であるとする。『コミュニティの社会学』東京大学出版会、1978年、37頁。
- 2 拙稿「学区改革にみる国家」、篠原清昭編『ポストモダンの教育改革と国家』教育開発研究所、2003年、225頁。
- 3 三上と尾崎が対象としているのは、学校の設置主体であった歴史的学区である。本論では歴史的学区を「学区」とし、「学区」廃止後の学区と弁別する。
- 4 『新修 神戸市史歴史編IV近代・現代』神戸市、1994年、第三章第二節、505～550頁。
- 5 三上和夫「都市化と教育行政の歴史的研究 その1 一戦前神戸市内の学区廃止問題一」『大阪大学人間科学部紀要』第4巻、1978年、159～180頁。
- 6 前掲『新修 神戸市史 歴史編IV近代・現代』、511～515頁。
- 7 当時の家屋税は、都心部においては地等をもとにした等級制によって累進性があったが、都心周辺部では等級制がないため累進性を欠き都市化は進んでも税収は増えず、住民にとって過重な負担となっていた。
- 8 前掲『新修 神戸市史 歴史編IV近代・現代』、515～517頁。
- 9 1919(大正8)年4月公布、1920年(大正9)年1月施行、法律第36号、『法令全書』大正8年、38～42頁。
- 10 1919(大正8)年4月公布、1920年(大正9)年12月施行、法律第37号、『法令全書』大正8年、42～45頁。
- 11 都市計画法第3条、『法令全書』、38頁。
- 12 石田頼房『日本近代都市計画の百年』自治体研究社、1987年、115頁。
- 13 『神戸市会史 大正編』神戸市会事務局、1970年、545～573頁の都市計画予算に計上された案件から抽出した。
- 14 1920(大正9)年人口608644人・戸数138970戸が、1925(大正14)年には人口644212人・戸数151505戸、1930(昭和5)年になると人口787616人・戸数178325戸になった。数値は第22回『神戸市統計書』1935(昭和10)年における国勢調査の現在人口から。
- 15 前掲書(13)、542頁。
- 16 石田頼房『日本近代都市計画の百年』自治体研究社、1987年、116～143頁。
- 17 石田、前掲書(16)、117頁。
- 18 石田、前掲書(16)、117頁。
- 19 都市計画区域内に包された六甲村・西灘村・西郷町の東部三町村と、御影町・住吉村・本庄村・本山村・魚崎町の五町村の計八町村は、昭和20年代半ばまでに神戸市と合併して、それぞれ灘区、東灘区となった。
- 20 市長の諮問機関として神戸市の土木行政を合理的に行うために明治45年に設けられた。(『神戸市会史 大正編』神戸市会事務局、1970年、531～532頁)
- 21 内務官僚や都市官僚を中心として1917(大正6)年に発足した。会報は『都市公論』であった。(前掲『新修 神戸市史 歴史編IV近代・現代』、498頁)
- 22 1924(大正13)年に発足し、会長は神戸市会議員の勝田銀次郎で、会報は『都市研究』であった。(前掲『新修 神戸市史 歴史編IV近代・現代』、498～499頁)
- 23 会頭は兵庫県都市研究会の発起人である鹿島房次郎であり、1924(大正13)年1月から雑誌「更生」を発刊した。
- 24 主要な議員の社会的属性や伝記等については今後の課題とし、ここでは政治家と官僚とのつながりを示唆するに止める。
- 25 後述する都市計画の紹介本たる『神戸市民読本』は、神戸市教育会から刊行された。
- 26 大正10年6月13日付け、「諮問第11号」(『神戸市会会議録』大正10年6月27日、8709頁より)。
- 27 『神戸市会会議録』大正10年6月27日、8708頁。



- 28 未指定地域を加えると事実上4種の地域区分となる。
- 29 『神戸又新日報』1929(昭和4)年4月1日付。
- 30 『武庫郡誌』職業別現在戸数および人口より数値を算出した。小数点以下第2位は切り捨てた。
- 31 『神戸又新日報』1927(昭和2)年1月9日付。
- 32 第22回『神戸市統計書』1935(昭和10)年における国勢調査の現在人口から。
- 33 『神戸又新日報』1927(昭和2)年8月6日付。
- 34 この灘とは、西宮・今津・魚崎・御影・西郷の灘五郷を指す。
- 35 『新修 神戸市史 産業経済編 II 第二次産業』神戸市、2000年。459~462頁。
- 36 『神戸又新日報』1930(昭和5)年11月25日付。
- 37 西灘村の合併条件に関しては、「(写)西灘村合併ニ関スル協定事項」『神戸市会成議録』(昭和3年度、知事諮問ノ部、21~22頁)より。六甲村に関しては、「(写)六甲村合併ニ関スル協定事項」『神戸市会成議録』(昭和3年度、知事諮問ノ部)より。西郷町に関しては、「(写)西郷町合併ニ関スル協定事項」『神戸市会成議録』(昭和3年度、知事諮問ノ部、22~23頁)より。
- 38 1914(大正3)年の数値は、『武庫郡誌』より算出した。西灘村と西郷町は高等科の児童も含んだ数である。さらに西郷町は学齢児童数と就学率を記していたので、算出の際には就学率をかけて端数をすてた。大正3年の就学率は98.64%であった。1929(昭和4)年の数値は、『神戸市統計書』1932(昭和7)年より。
- 39 『都市研究会』第3巻第2号、兵庫県都市研究会、66頁。
- 40 早々と神戸市との合併を決定していた六甲村では、新規流入層の増加で激増する就学児童を收容するため小学校舎を増築する必要に迫られたが、経費の6、7万円が工面できず、「村の共有林を売却」した。『神戸又新日報』1926(大正15)年4月25日付。
- 41 『新修 神戸市史 歴史編IV近代・現代』、468頁。
- 42 とりわけ西の周辺部に位置する林田区では、1920(大正9)年の11471人から1929(昭和4)年の22049人と急増している。
- 43 『神戸市教育史』(神戸市教育史刊行委員会、1966年)では旧町村の計画を引継いだ分も含めて10次あったとしているが、『神戸市会史 第三巻昭和編(1)』(神戸市会事務局、1973年)では神戸市の新規計画から数えているため『神戸市教育史』よりも一つ少ない。
- 44 『神戸又新日報』1927(昭和2)年1月30日付。『神戸市教育史』の第三次にあたる。
- 45 『神戸市教育史』神戸市教育史刊行委員会、1966年、787~788頁。  
この計画に関しては「就学児童の激増で校舎の大不足、最も困る林田須磨方面、応急策では駄目だとて新增築大計画の内議」と題して「この際神戸市全体を包含した新增築の大計画を樹立する方が適策なりとの意見を主張するものがあるのみならず市会議員中にもこれに共鳴するもの相当あるので或いは近々の内に三ヶ年継続事業位の学校新增築案が市会に投げ出されるやも知れない」と予想する報道があった。『神戸又新日報』1927(昭和2)年1月26日付。
- 46 『神戸市会史 第三巻昭和編(1)』神戸市会事務局、1973年、1263~1264頁。
- 47 『神戸又新日報』1927(昭和2)年4月21日付。
- 48 当時『神戸又新日報』は、「揉みぬいた上旬、只一名の差を以て小学校増築問題委員会案成る、策戦に敗れた大同派」(7月12日付)、「黒瀬市長の運命に及ぶ、市会の大波乱起るか、四ヶ月間揉みに揉んだ、学校問題委員会の醜態、囂々たる非難の声」(7月13日付)、「又亦議論に花が咲いた神戸の学校問題、大同会派が捨鉢になった為、興革維新両派の委員だけで予算二十万円を削減」(7月17日付)、「波瀾を予期される神戸市会、重要議案の捌きは一体どうなる？」(7月27日付)というように連日報道され、案件が通過した翌日には「炎熱下に開いた神戸市会、居中調停むなしく市長さんもご心配、学校問題は兎に角通過、教育課長は一安心だが案ぜられる市政の将来」(7月30日付)と報道された。
- 49 『神戸又新日報』1927(昭和2)年7月30日付。『神戸市会史 第三巻昭和編(1)』神戸市会事務局、1973年、1264頁。
- 50 提案者の永田亀作助役は、刊行理由として「紐育ニ於テハ、書物ニ依テ紐育ノ現状ヲ知ラナイモノヲシテ知ラシメル手段ヲ採ツタノデアリマス。(中略)我ガ神戸市モ「紐育」ヲ標準トシテ施設ヲスルノガ、教育上ノ必要デアルト考ヘマシテ、第一着手トシテ、五〇年記念事業トシテ、将来ニ亘ル事業ヲシタイト云フノデ、市民読本ヲ編纂シヤウト云フノデアリマス」(『神戸市会史 大正編』、928頁)と述べている。この様に、市当局の意向が強く反映した史料で

---

あるが、都市計画と小学校拡張計画との関連を示唆する上で必要だと考え、採用した。

- 51 当時の『神戸又新日報』の記事（1925（大正14）年9月2日付）は、「応募二十五編のうちから二等の東須磨小学校訓導三木修一氏の一編と三等の神戸商工実修学校教諭大山綱志、勇内信次両氏共編の一編とが選抜された、それを更に審査委員の新村、小西、石橋、廣井の五文学博士と河田法学博士の手によって、前期二編の長所を纏めて一編としたものである」と述べている。さらに、出版部数は1千部で非売品であり、官公庁や学校、他の都市に無料配布されたとも述べている。
- 52 『神戸市民読本』、107～112頁。
- 53 『神戸市民読本』、119～130頁。
- 54 『神戸市教育史』、790頁。
- 55 『神戸又新日報』、1930（昭和5）年11月14日付。
- 56 同（55）。
- 57 『神戸市会史 第三卷昭和編(1)』神戸市会事務局、1973年、1266～1267頁。
- 58 『神戸又新日報』1927（昭和2）年10月9日付。なお、西灘村は合併直前に「モダン」な「ゴシック式の鉄筋三階建」の西灘第三小学校を竣工させ神戸市に引継がせているが（『神戸又新日報』1929（昭和4）年4月1日付）、これは神戸都市計画の影響が既に存在していたことでもあり、合併を見越して西灘村が建設したとも考えられる。
- 59 六甲八幡土地区画整理組合として昭和5年11月22日に提出された（『神戸市会会議録』11月26日、17907）。土地区画整理組合は、宅地開発のための地元の有力地主の組合であった。
- 60 合併前に開催された村の解散式が、村役場ではなく小学校で催されたことからいえる。西灘村の解散式、きのう挙行（『神戸又新日報』1929（昭和4）年3月24日付）、「六甲村でも解散式、きのう小学校で」（『神戸又新日報』1929（昭和4）年3月25日付）。

## 第五章 地域社会の構造転換と住民

### 問題の所在

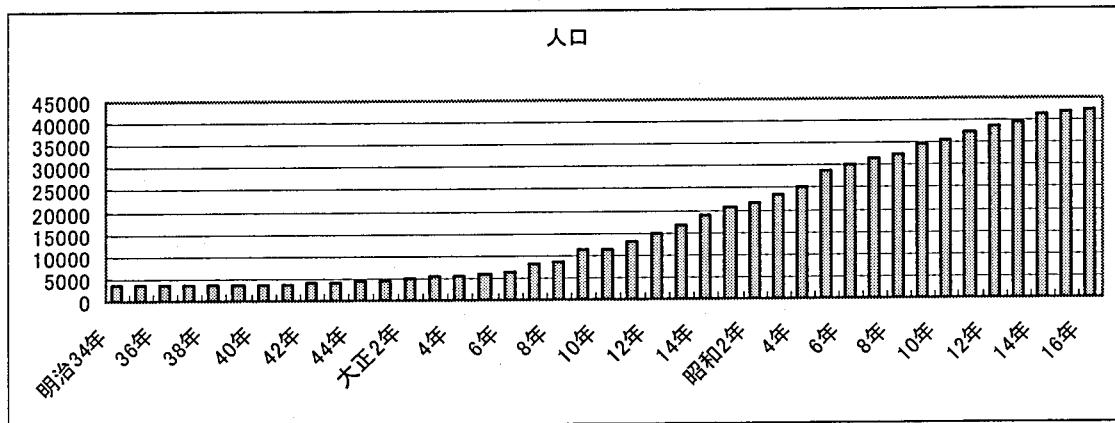
本章では、1920年代－1930年代の阪神間地区を対象として、小学校の支持基盤である地域住民の動向を検証する。当該期は、都市問題に対処するための施策が本格化しだした時期である。さらに対象とする阪神間地区の社会環境が、現代に通じるものへと変容しだした時期でもある。本章に至るまでに、当該期の神戸市とその周辺町村における都市化の進展と都市計画に基づく施策によって変容した生活圏域に対する住民の動向に注目してきた。そして、住民らが「建造環境」である小学校を「都市の文化的シンボル」としながら社会的機能を果たしたことを明らかにした。しかし、これらの研究だけでは、阪神間における都市化の類型をすべて網羅したとはいえない。北に六甲山系、南に大阪湾があり、東西の両極に大阪と神戸が存在する阪神間地区では、その間にあって郊外地として位置づけられた精道村（現：芦屋市）を対象としなければ、阪神間における都市化の類型は明らかにできない。それはまた、都市化の類型に伴う地域住民の動向の差異とその全体像を把握できないことを意味する。したがって本研究は、精道村の地域構造と住民構成の変容過程を明らかにし、さらに小学校をめぐる地域住民の動向を検証するのである。

### 第1節 対象としての精道村

#### 人口の推移

まず、対象である精道村を検証する。精道村は、明治22年の町村制施行の際に芦屋村・三条村・津知村・打出村の4つの部落が合併することで成立した。その際に、村名を地名からとらずに小学校の校名からとったのである(1)。戦後の芦屋市がまとめた精道村の統計データ(2)によれば、精道村の人口は、大正初期まで5,000人に満たなかったが、5,000人を越えた大正3年から12年後の大正15年には20,000人を越えた。さらに、昭和6年には30,000人を越え、市制を施行した昭和15年には40,000人となった。僅か四半世紀の間に、人口が劇的に増加したことが指摘できる。(次頁の5-1精道村人口グラフを参照)

5-1 精道村人口グラフ



『市制・町村制実施以来の財務統計資料（武庫郡精道村・芦屋市）』

（芦屋市財務部財政課、1963年）より作成する。

5-2 地目別面積表

	地目別面積表						
	単位(町)						
	大正5年	大正10年	大正15年	昭和5年	昭和10年	昭和15年	昭和19年
農業 (田・畑)	301.6	278.6	253.8	215.8	183.3	154.1	143.8
宅地	50.5	70.6	114.6	158.2	197.2	225.7	254.9
山林	349.8	359	350.7	371.8	375.6	364.6	354.4
原野	10.4	10	9.5	4.6	4.6	3.1	2.1

（『新修 芦屋市史』705頁の表73を参照した）

このような人口急増は、郊外地としての大規模な開発によるものであった。阪本勝比呂<sup>(3)</sup>は、とりわけ当該期の阪神間地区で郊外地開発が進展したと述べている。もっともその開発形態は、「私鉄による住宅地経営」と「土地業者による住宅地経営」、「耕地整理組合による住宅地分譲」、「その他」（個人地主によるものなど一筆者注）の四種類があり、私鉄は中間サラリーマン層で和風住宅、土地業者は富裕層で洋風、耕地整理組合は和風と洋風の混交などと、それぞれ売る対象と建物の趣向が異なっていたことを指摘している。そして芦屋（精道村）では、民間土地業者による計画的な郊外地の形成が先行したことを指摘している。代表的なものとして株式会社六麓荘による高級住宅地の開発があった。加えて、精道村の耕地整理組合は、他の組合と異なり比較的広い区画を造成したので、富裕層が購入したと述べる。主として土地業者と耕地整理組合の2つの開発形態をもって、高級な郊外地としての開発が推し進められていったことを阪本は指摘するのである。

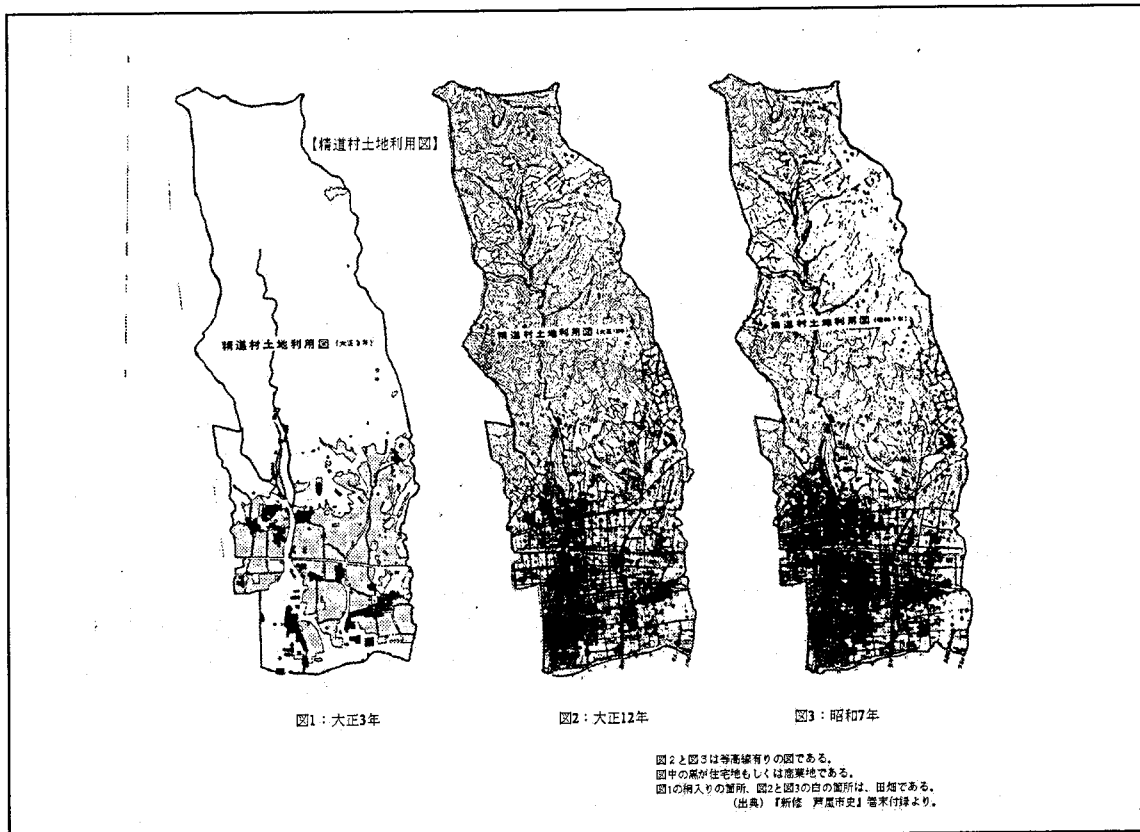
ここで精道村の耕地整理組合に関してみていく。青道村においては大正 6 年 1 月に第一耕地整理組合ができたのを始めとして、16 の組合ができ昭和 16 年まで続いた。その内容は有力地主を中心とした住宅地開発であった。つまり精道村の耕地整理組合は、「農地改良を目指すものではなく、大阪・神戸間における先行的住宅都市化現象を投資的にとらえた地主層を中心とした上層民による住宅地化事業」(4) であったのである。とりわけ大正末期から昭和初期にかけて活発に事業が行われた。(→5-2 地目別面積表を参照) また前述のように広く区画をとり富裕層向けの郊外地として売り出したので、精道村では新規流入層のうちでも富裕層の大量流入を促したのである。

## 都市域の拡大と都市基盤整備

郊外地としての住宅地の拡大は、農業中心だった精道村の様子を一変させた。

(→都市域の推移図を参照、黒い箇所が住宅地または商業地である)

### 5-3 都市域の推移図

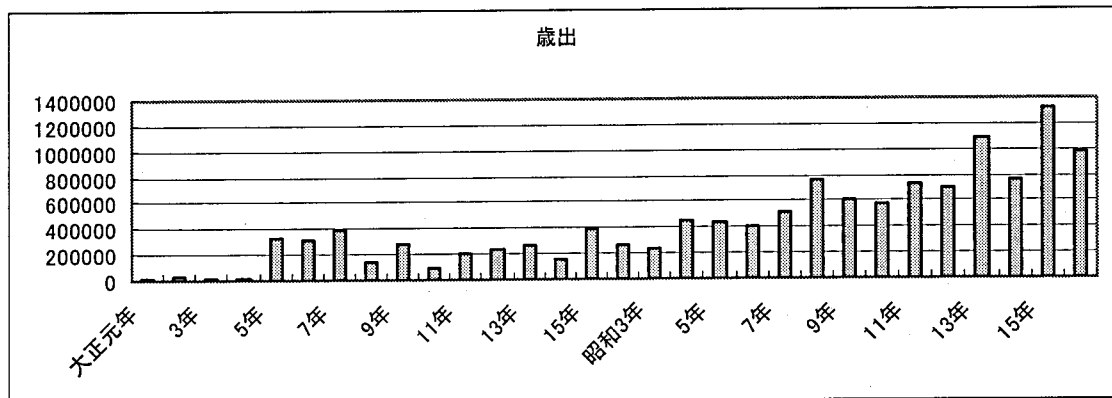


郊外地の拡大は田畑を減少させ「建造環境」を増大させた。これは、いわば急激な都市化であり、都市基盤の整備を必要とさせることになった。都市基盤の整備に関して、当該地でとりわけ装飾性を抑えた様式で親しみやすさを特徴とする「ポピュラー・アーキテクチャー」としての公共施設が数多く建設されたとする梅宮弘光<sup>(5)</sup>の指摘がある。梅宮は、公共施設の管理が市町村単位であり、建設の際に地元からの寄附が存在していたことから、当該地において都市中間層の都市環境への意識が高まり、中央集権的で威圧的な「上からの近代化」に対して「下からの近代化」の受容をあらわした公共建築が当該地において広まったとする。

こうした公共施設の建築様式は、小学校校舎に関しても同様で、早くからモダンな鉄筋

コンクリート造校舎が四校も建設された。精道尋常高等小学校（以下、精道小学校とする）では大正 13 年に鉄筋コンクリート造校舎が増築された。その後すぐに、精道第二尋常小学校（現：宮川小学校）が昭和 2 年に建設され、昭和 8 年には鉄筋コンクリート造三階建ての山手尋常小学校が建設された。さらに木造校舎で開校した岩園尋常小学校も昭和 12 年に鉄筋コンクリート造三階建てに改築された。これら四つの小学校の新造改築には莫大な費用がかかり、その度に村費を圧迫したのである。（→歳出表と投資的経費の明細を参照）

#### 5-4 歳出表



『市制・町村制実施以来の財務統計資料（武庫郡精道村・芦屋市）』

（芦屋市財務部財政課、1963年）より

5-5 小学校に関する投資的経費表

	事業費	明細
大正4年	7621	小学校営繕費
5年	154565	芦屋川改修費152036
6年	194065	
7年	159155	
8年	82232	
9年	57888	
10年	19674	
11年	102271	
12年	124995	精道小学校建築費81197
13年	133519	精道小学校用地買収費11249
14年	31588	
15年	258954	宮川小学校建設費106743
昭和2年	105452	宮川小学校建設費61387
3年	47656	
4年	256413	
5年	253777	
6年	193332	
7年	240934	
8年	508294	小学校建設(山手292045・岩園61116)
9年	41379	岩園小学校用地買収9375
10年	211823	岩園小学校用地買収9375
11年	191805	学校営繕費(岩園小学校94205)
12年	303669	岩園小学校建設事業145210
13年	338924	
14年	164350	
15年	524327	中学校敷地買収費414250

『市制・町村制実施以来の財務統計資料（武庫郡精道村・芦屋市）』

（芦屋市財務部財政課、1963年）より

さらに当該期の阪神間地区の小学校舎建設に関して、民間建築家が関与したことを指摘する川島智生<sup>(6)</sup>の先行研究がある。川島は、精道村も神戸市も同時期に鉄筋コンクリート造校舎を建設したが、神戸市が営繕課などの行政当局が行ったのに対して、精道村では民間建築家が行ったことを指摘している。しかし、川島はこの差異を指摘するのみで、その原因に関して言及していない。この点に関しては、次章で精道村の独自性を堅持する動きから検討する。

一方、中等教育機関の設置に関しては、昭和10年代後半にやっと本格化するが、初等教育機関に比べるとかなり消極的であった。この点に関して、土方苑子は、当該地がベッドタウンであったからだと説明している<sup>(7)</sup>。しかし、土方は当該期に既に存在していた私立



の高等女学校の存在や県立中等学校の建設の動きを見逃しており、その説明に関しては再検討が必要である。

本章では、精道村が農村から高級な郊外地へと劇的な変化を果たしたことを示した。そして、こうした劇的な変化に対処するために都市基盤の整備が進められ、とりわけ小学校舎を集中的に整備したことを明らかにした。次章では、地域構造の変化による住民の意識の変容を確認する。

## 第2節 精道村民の意識の表出

本章では、都市計画事業や居住地の地名に対する住民の意向の推移から当該地域の構造変化に伴う地域住民の意識の変容を検証する。

### 都市計画区域への編入

当該期に精道村の東西に位置する西宮市と神戸市は、それぞれ都市計画事業を推し進めていた。都市計画法と市街地建築物法が施行した翌年の大正 10 年に神戸市の都市計画区域が確定した<sup>(8)</sup>。西宮市も 1926 (大正 15) 年に都市計画法適用都市の指定を受けて、都市計画区域を定めた<sup>(9)</sup>。しかし、「神戸又新日報」1926 (大正 15) 年 5 月 18 日付けの記事には、「(都市計画区域は一筆者注) 西宮市を中心として今津、瓦木、芝甲東、鳴尾、大社、精道の七村を含んでいるもので、ただ右の中、精道村が以前菟原郡に属していた関係上神戸市都市計画区域内に編入せよと云う議論が一部に高唱された事もあり、或は多少の問題を起すかも知れぬが結局は西宮都市計画区域内に編入せられることとならう」と、はやくも精道村の動向が問題とされていた。

そして新聞記事の予想通り、精道村会において西宮都市計画編入に関して反対する意思表示がなされた。1927 (昭和 2) 年 7 月 2 日付けの「神戸又新日報」に「西宮都市地域編入に精道村だけは反対、昨日四度目の村会で態度決定、県の出方を一般に注目」との見出しで、次のように述べている。

先に県当局から諮問を寄せられた西宮都市計画地域決定の件に就てはそれぞれ関係町村で異議なき旨の答申を為しつつあるが独り精道村のみは反対気分が頗る濃厚で既に三回迄も村会を開き県都計課から小野技師が出張して説明を加えるなど百方手を尽して反対派の説教に当る所あり、一日正午から四度村会を招集して最後の採決を行った結果、出席議員十六名中大多数を以て遂に左の如き反対答申を通過して二

日早速県に其の手続きを執る事となった

本村の現状並に将来に鑑み本案に反対す

反対の理由に就いて聞くに

精道村は他の各町村と異り耕地整理其他道路の改修等全く竣功しているの  
若し都計地域に編入せられて道路の買収其他の負担を命ぜられては甚だ困る、  
精道村は独立してやって行けるから今更他の御厄介になる必要はない

と云うに在るもので飽迄も天下の芦屋を以て誇りとしている点に同村の荒い鼻息が  
うかがわれるが勿論村会の決議如何に拘らず県としては其の有する権力に拠って強  
制的に編入を命ずる事が出来るから今後県の態度は相当注目せられている

精道村の村会議員たちは、精道村独自に進めている耕地整理の事業の貫徹のため、兵庫県  
の都市計画担当者の説得をも無視して都市計画区域編入に反対したのである。この反対決  
議を受けて県は焦ったのであろう、1927(昭和2)年7月12日付けの「神戸又新日報」は、  
「小栗内務部長此程助野村長と会見して事情を聴取する所あり十二日は更に都計課長等  
も善後策を講ずる」と報道している。もっとも助野精道村長は、「県当局が何んと言うと村  
会の決議を取り消す事は勿論出来ない相談だから県でも大分頭を悩んでいるらしい結局神  
戸都計地域決定の際住吉村が反対したが県で決定してした様に今回も或ひは無理矢理に押  
し付けて了う事になるであろうがそれにしても県では相当無理押しするだけの理由を揃え  
ねばならぬから困るであろう今更兎に角云っても何分は村会の決議を支持する外ない」と  
述べている。その後も県の説得は続いた。1927(昭和2)年7月13日付けの「神戸又新日  
報」は、「都市計画は一定の区域を必要としし反対があればとて歯の抜けた様な区域を定め  
る訳にも行かず決定しようとするれば内相の権限で定められるが夫では不親切の議を免れぬ  
からよく説明して諒解させ様と云う所から中井都市計画課長其他職員が来る十五日尚該両  
村へ出張することになった」と述べている。しかし、「西宮市都市計画地域編入反対決議に  
関し県当局から中井都計課長出張し村会議員一同に対し縷々都計問題の詳細を説明し再考  
を促し委員よりも種々質問があつて結局是が為め三時間余も費すに至ったが県として如何  
なる事情あるも絶対村会の決議は変更できぬと云うに一致し県当局の説明も何等の結果を  
もたらさず散会した」(10)と翌日の新聞記事にあるように、精道村は頑なに西宮都市計画区  
域への編入を拒否したのである。

この精道村会に対して、兵庫県は強引な態度にでられなかったのであろう(11)、結局精

道村は、昭和 15 年に市制をしき芦屋市として発足したことをもって西宮都市計画から脱退し (12)、芦屋都市計画区域として独立したのである(13)。

一方の神戸都市計画との関係は、どうだったのか。筆者は別稿で、すでに東灘区・灘区の一部と精道村が大灘市もしくは甲南市を建設する構想をもっていたことを指摘している (14)。しかし、この構想は、都市化による周辺町村の地域構造の変化と神戸都市計画の進展による周辺町村の吸収合併の推進によって、精道村以外の神戸市周辺町村が神戸市と合併していったことで実現しなかった (15)。このあたりの経緯は、財産区の問題が絡んでい

る可能性が高く、本研究の目的からそれるので、このあたりで言及を止めることにする。都市計画事業に関していえば、精道村は神戸都市計画と西宮都市計画との間で独自性を堅持したのである。

#### 名称に関して

精道村民の意向は、地名に関してもあらわれた。前述のように、そもそも「精道」なる名称は、西宮の漢学者が明治 19 年に小学校名として「養精修道」からつけたものであった (16)。それを、明治 22 年の町村制施行の際に芦屋村・三条村・津和村・打出村の 4 つの部落が合併した際に、村の名称として選んだ (17) のである。校名のもつ「シンボル機能」が村をまとめる名称として拡大したといえる。

しかし、村の社会構造が劇的に変化しだした 1926 (大正 15) 年 9 月 14 日付けの「神戸又新日報」に「精道村を芦屋村に改称したいとブル連中の運動精道村では名が通らぬ」との見出しで、次のような記事が掲載された。

芦屋と云えばアノ兵庫県のかと誰でもすぐ解るが武庫郡精道村と問をかけるとどの辺りにあるか兵庫県の人でさえ知らない人が多い位であるがそれでは困ると流石に警察署設置に十二万円も投げ出して太っ腹を見せている富豪揃いの芦屋だけに精道村を改めて芦屋村と改称しようではないかと云う議論が頗る盛んになって来て村会議員の中でも打出から出ている一二の議員を除いては殆ど全部賛成しているから遠からず実現を見るべき気運に向いつつある、右に就き同村の某有力者は『現在の精道村は芦屋打出三條津知の四つの大字に別れているが三越や大丸に荷物の運搬をして貰う際など芦屋字三條と云えばすぐ届けてくれるが精道村三條と云うと何所か分からないで届けて呉れないこんな例は他には少なくないから改称する必要は十分ある』とて頗る鼻息を荒くしているが成程ブル階級の為す所唱う所は違っている

富裕層を中心とした住民が「芦屋」の名称を望むようになったと述べている。この動きは、一時のものではなかった。「芦屋」への改称の意向は、市制施行の際、以下のように明確に主張された(18)。

市ノ名称ヲ「芦屋」ト定ムル理由

- 一 「芦屋」ハ打出・三条・津和ト共ニ本村ノ一大字名ナルモ、本村ノ中央部ニ位シ、其ノ中間ヲ流ルル芦屋川ノ兩岸ニハ老松多ク、芦屋海岸ノ風光ト共ニ、高級住宅地芦屋トシテ今日ニ至リ、面積・戸数・人口等何レモ本村ノ大半ヲ占メ、今ヤ芦屋ノ名ハ全国ハ固ヨリ、遠ク海外ニ知ラルル所ニシテ、本村民ニ於テスレ本村ノコトヲ芦屋ト呼ビ、従テ隣接スル阪神間ニ於テモ一般ニ精道村ノ名ヲ知ラザルモノ多キ実状ニアリ
  - 一 本村ニ在ル官公衙ノ名称ハ総テ「芦屋」ヲ冠シ、即チ省線芦屋駅・芦屋警察署・芦屋郵便局・芦屋電話分室・神戸職業紹介所芦屋分室・芦屋高等女学校等之ナリ、又電話モ芦屋ヲ冠シ、阪神・阪急両電鉄ノ停留所モ芦屋又ハ芦屋川ト呼ビ、精道ヲ冠スルモノ更ニナシ
- 以上ノ理由ニ依リ、新市ノ名称ヲ世間一般ニ知ラルル「芦屋」ト定ムルヲ最モ適当ト認ムルニ依ル

そして、ついに「芦屋」の名称をもって市制をしいたのである(19)。

以上から、精道村の発展に伴って住民構成に変化がおきたことが指摘しうる。これは、かつて町村制施行において「精道」の村名がついた経緯を知る旧来の住民層よりも、「芦屋」の名称にこだわった新規流入層が量的にも力学的関係においても上位となったことをあらわしている。では、精道村内での尋常小学校の位置づけはどうだったのか。次章で検証していく。

### 第3節 村内における尋常小学校の位置づけ

都市化による住民構成の変化は、地域社会だけでなく地域教育のあり方、すなわち精道村内の尋常小学校の実態をも変容させていったと考える。村内の小学校のデータから検証すると、小学校児童数は次のようになる。→5-6 精道村内の尋常小学校児童数を参照。

#### 5-6 精道村内の尋常小学校児童数

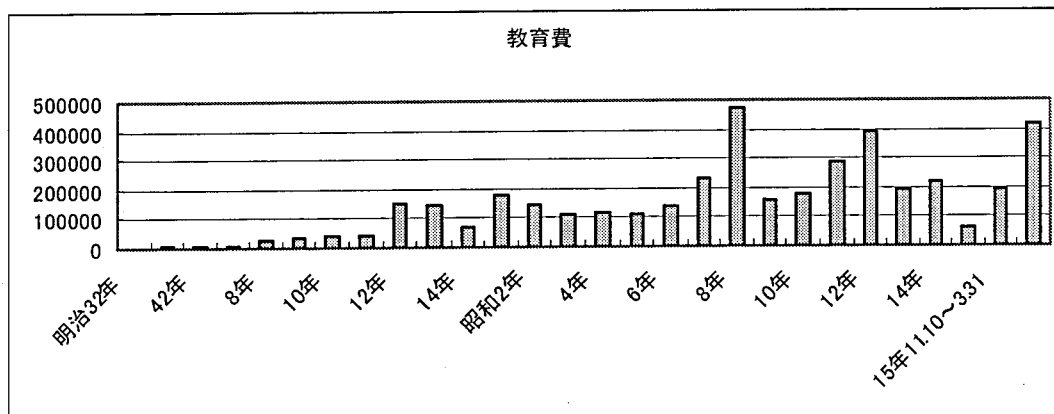
##### 小学校児童数(高等科を除く)

	精道小学校	宮川小学校	山手小学校	岩園小学校	計
明治 32 年	275				275
37 年	296				296
42 年	492				492
大正 3 年	703				703
8 年	1136				1136
13 年	1793				1793
昭和 4 年	2108	820			2928
9 年	1549	969	1072	242	3832
12 年	1560	1060	1413	415	4448
15 年	1378	1157	1476	929	4940

『市制・町村制実施以来の財務統計資料（武庫郡精道村・芦屋市）』

（芦屋市財務部財政課、1963年）より

## 5-7 精道村の教育費グラフ



『市制・町村制実施以来の財務統計資料（武庫郡精道村・芦屋市）』

（芦屋市財務部財政課、1963年）より

村の発展に伴って児童数も劇的に増加していった。教育費に関しては、前述のように小学校校舎建設の度に著しく増加した（5-7教育費グラフを参照）。ここから、村内の人口増加に伴う就学児童の急激な増加に逐次新增改築をもって対応しようとしたことが指摘しうる。

では、当時の精道村の小学校の様子はどうだったのか。ここでは、「学校誌」や当時の「文集」から、その様子を検証していく。精道村立精道尋常高等小学校（以下、精道小学校と記す）に関して、加藤瑞穂<sup>(20)</sup>は「芦屋児童の村小学校」と対比させながら「マンモス校でありなおかつ進学校であるという、近代の教育制度が生む典型的な状況を抱えていた」と言及している。ここで、より詳しく昭和初期の時点における精道小学校の子どもの状態をみるために、精道小学校の文集「青空」を参考とする<sup>(21)</sup>。この文集から、精道小学校の児童の様子を垣間見ることが出来る。昭和6年から昭和12年までの分を閲覧した限りにおいて、児童の全校的特質として身体が頑強であったとの記述は見受けられなかった。むしろ虚弱気味であったとの印象を受けた。そのことを端的に示す例として「健康」と題する6年生の女子の作文には次のような記述がある<sup>(22)</sup>。

健康は私たちに取って一番大切なものです。

若し身体が丈夫でなければ、学校を休む。すると勉強がおけると、お父さんお母さんが心配なさいます。

此の村は、別荘地帯なので大部分の人が、すききらいをしています。精道校では身体の弱い人が多いので、朝学校へ行ってから朝会があり、其の後にラジオ体操をし、又三時間目の勉強が終れば業間体操をし、五時間目の勉強がすめば又業後体操といって濱などを散歩するのです。

此のように私たちは学校で一生懸命に運動をし、太陽を浴びて身体を鍛えています。私は一年間一度も休まないという事が一度もないので今年こそは、一生懸命に体を鍛えて休まないようにしようと思っています。(以下省略)

自分自身に対してだけでなく、全校的な特質を克服する誓いの文章となっている。将来獲得すべきものとして頑強な身体を挙げているのである。

さらに、精道小学校の 100 周年記念誌には、かつての児童の回想として次の文章がある(23)。

○昭和の初からは、もう天下の精道でした。○そうでした。胸の病気をなおすため入院すると目立つので、芦屋の空気のいいところで別荘を建てて養生しながら勉強するというひとがありました。○その頃から学級 45 名中、42 名ぐらいは中学進学をめざしていました。(中略) ○そのかわりよく勉強しました。精小で中ぐらいても転向して行くと上位になりましたし、反対に他の学校から上位の子が転入してくると、中ぐらいにさがるのもいました。

虚弱気味ながらも、上級学校への進学に関して熱心な家庭の子弟たちが数多く通う小学校であったようである。

## 進学校としての位置づけ

上級学校への進学の実態はどうだったのか。当時の進学状況を知るために、精道小学校の他に4校の進学状況を取りあげて比較を行う。第一は、神戸市の工業地区に位置する蓮池尋常小学校（以下、蓮池小学校とする）である。第二は、かつての富裕な「学区」<sup>(24)</sup>に位置する山手尋常小学校（以下、山手小学校とする）である。第三は、かつての富裕な「学区」にあり進学率が高かった雲中尋常小学校（以下、雲中小学校とする）を取り上げる。第四に、当時神戸市の周辺町村であり、阪急電鉄によって中間サラリーマン層を対象とした住宅地開発が進められていた武庫郡本山村立本山尋常高等小学校（以下、本山小学校とする）を取りあげる。その際に、実業学校や商業学校を含んだ中等教育機関の入学者と旧制中学校・高等女学校入学者とに分けて、それぞれの進学率を示す。

### 5-8 精道小学校の進学状況

中等教育機関への進学率

	卒業生	入学者	進学率
男子	175~200	98	49~56%
女子	175~200	91	45~52%

中学校・高等女学校への進学率

	卒業生	入学者	進学率
男子	175~200	71	35.5~40%
女子	175~200	83	41~47%

まず、精道小学校の進学率に関して、昭和5年度の進学実績一覧<sup>(25)</sup>はあるが当該年度における卒業生の人数が不明である。前年度の尋常小学校在校生が2100人で、次年度が2400人であったことから、2000人~2400人の間であったと推測すると、一学年350人から400人となる。男子の中等教育機関入学者が98人で、女子が91人であったことから、中等教育機関への進学率は、男子が49%から56%、女子が45%から52%となる。さらに中学校・高等女学校に関してみると、男子の中学校入学者が71人、女子の高等女学校進学者が83人である。したがって、中学校への進学率は約35.5%から約40%であり、高等女学校進学率は女子が約41%から約47%である。→5-8 精道小学校の進学状況参照。

比較に際しては、昭和5年と昭和6年のデータを用いる。ただし、本山小学校に関しては、史料の問題から昭和7年と昭和8年のデータを掲載する。なお、兵庫県の公立中学校入学競争率は、昭和8年において県内15校の中学校数に対して入学志願者数が5,449人、入学者数が2,714人で約50%であった<sup>(26)</sup>。



他の小学校の進学状況をみていく。

神戸市の工業地区に位置する蓮池小学校では、以下のようになっている。

#### 5-9 蓮池小学校進学状況

	卒業生計	中等教育機関入学者	進学率
昭和5年	373	133	35.7%
6年	351	127	36.2%

	卒業生計	中学校・高等女学校入学者	進学率
昭和5年	373	68	18.2%
6年	351	57	16.2%

『創立十周年記念誌』（神戸市立蓮池尋常小学校、1937年）より作成した。

次に、かつての富裕な「学区」に位置する山手小学校である。

#### 5-10 山手小学校進学状況

	卒業生	中等教育機関入学者	進学率
昭和5年	260	161	61.9%
6年	268	157	58.6%

	卒業生	中学校・高等女学校入学者	進学率
昭和5年	260	113	43.5%
6年	268	116	43.3%

『山手教育四十年』（神戸市山手尋常小学校、1940年、117頁）より作成した。

かつての富裕な「学区」にあり進学率が高かった雲中小学校である。

#### 5-11 雲中尋常小学校進学状況

	卒業生計	中等教育学校進学者	進学率
昭和5年	269	220	81.8%
6年	270	215	79.6%

	卒業生計	中学校・高等女学校入学者	進学率
昭和5年	269	167	62.1%
6年	270	174	64.4%

『創立六十周年記念誌』（神戸市雲中尋常小学校、1933年、473～474頁）より作成した。

当時神戸市の周辺町村であり、阪急電鉄によって中間サラリーマン層を対象とした住宅地開発が進められていた本山小学校である。

#### 5-12 本山尋常高等小学校進学状況

	卒業生	中等教育機関入学者	
昭和7年	150	57	38.0%
昭和8年	168	72	42.9%

	卒業生	中学校・高等女学校入学者	進学率
昭和8年	168	46	27.4%

『本山第一小学校九十年誌』（神戸市立本山小学校、1966年、92～93頁）より作成した。

これら4校と比較すると、精道小学校の進学率は、神戸市のかつて富裕な「学区」に位置する山手小学校と同じぐらいになる。

さらに、中学校と高等女学校への進学先の内訳を比較する。精道小学校と雲中小学校、  
本山小学校の3校の実績を示す。

5-13 三校の進学先内訳（旧制中学校）

中学校	精道小学校	雲中小学校	本山小学校
兵庫県立神戸第一中学校	16	27	2
兵庫県立神戸第二中学校	1	8	1
兵庫県立神戸第三中学校	2	20	
兵庫県立伊丹中学校		1	3
私立甲南学園	3	3	1
私立甲陽中学校	21	6	4
私立灘中学校	4	26	5
私立関西学院	5	10	4
私立神港中学校		1	3
私立瀧川中学校		1	
私立関西第二中学校			1
大阪府立北野中学校	15		1
大阪府立豊中中学校	1		
大阪府立堺中学校	1		
川越中学校(埼玉県)	1		
暁星中学校(東京)	1		
暁成中学校		1	
撫順中学校		1	
天理中学校		1	
小田原中学校		1	
沼津中学校		1	

精道小学校の進学状況は、昭和五年度（六年三月卒業生）のものである。

雲中小学校は、昭和八年三月卒業生のものである。

本山小学校は、昭和八年三月卒業生のものである。

5-14 三校の進学先内訳（高等女学校）

	精道小学校	雲中小学校	本山小学校
兵庫県立第一高等女学校	13	14	1
兵庫県立第二高等女学校	2	9	
神戸市立第一高等女学校		14	
神戸市立第二高等女学校	1	20	
私立神戸女学院	6	4	1
私立親和高等女学校	7	7	2
私立山手高等女学校	6	3	4
私立成徳高等女学校	4	14	8
私立松蔭高等女学校	5	19	1
私立甲南高等女学校	24	2	1
私立聖母高等女学校		1	
ハワイ高等女学校		1	
私立森高等女学校			1
私立日の本高等女学校			1
私立野田高等女学校			1
兵庫県立伊丹高等女学校	1		
兵庫県立西宮高等女学校	3		
大手前高等女学校	4		
清水谷高等女学校	1		
相愛高等女学校	2		
大阪市立高等女学校	3		
梅花高等女学校	1		
京都府立第一高等女学校	1		
東京三輪田高等女学校	1		

当時、神戸の公立上位校であった兵庫県立第一中学校や兵庫県立第一高等女学校に 2 桁の入学者をだしていたことから、精道小学校は自他共に認める富裕層の通う進学校であったのである。

前述のように精道村は、精道小学校の他にも鉄筋コンクリート造校舎の小学校を 3 校建設した。これらの村内の小学校建築に関しては、西宮都市計画の一環ではなく、村が独自に施行した。莫大な村費を費やしてでも住民の要求に対応したことで、小学校舎の整備から進学へと住民の関心が移ったと考える。さらに精道小学校の側も、住民の進学要求に応えたことで、住民との間に小学校に関する肯定的な教育制度経験が築かれた。こうした肯定的な教育制度経験があったからこそ、とりたてて小学校をめぐる紛争が起きなかったのである。

## 小括

精道村の地域構造は、農村から高級な郊外地へと劇的な変化を果たした。それに伴って多くの富裕層が流入し、村の住民構成が大きく変容した。新規流入層は、直接的な紛争を避けながらも、自らの意向を押し通すときは押し通した。西宮都市計画区域への編入に関しては、市制を施行する形で脱退した。また、地名を改称し、「精道」から「芦屋」へ名称を変えた。「精道」なる名称は、昭和初期の段階で校名を示すのみになった。

小学校をめぐる地域住民の動向に関しては、校舎の新造改築の時期が社会変動に適応していたので、神戸市やその周辺町事例のように、小学校舎の「シンボル機能」は劇的に作用しなかった。むしろ、住民たちに自覚されないまま機能し、新たなる志向を形成させる結果となった。その志向とは、自らの子弟の進学に関心を注ぎ、小学校そのものを進学のための機関として利用しようとするものである。

最後に、精道村の一連の動向から、社会変動に対応した学校の編成に関する行政施策を行うために重要なことを2点指摘できる。第一には、地域構造の変容による地域住民の意識の変化を、学校に対する住民の評価内容の変化から読み取ることが可能であることである。第二には、住民の意識を把握した上で、学校の「シンボル機能」を基にして行政施策を行っていくことである。

- 
- 1 芦屋市『新修 芦屋市史』芦屋市、603頁。
  - 2 『市制・町村制実施以来の財務統計資料（武庫郡精道村・芦屋市）』芦屋市財務部財政課、1963年。
  - 3 阪本勝比呂「郊外住宅地の形成」『阪神間のモダニズム』淡交社、(初版)1997年(再版)1998年、26～54頁。
  - 4 芦屋市『新修 芦屋市史』芦屋市、1971年、704頁。
  - 5 梅宮弘光「阪神間の公共建築」『阪神間のモダニズム』淡交社、(初版)1997年(再版)1998年、92～100頁。
  - 6 川島智生「大正・昭和戦前期の大都市近郊町村における鉄筋コンクリート造小学校建築と民間建築家との関連 一兵庫県旧・武庫郡の町村を事例に」『日本建築学会計画系論文集』第515号、1999年、235～242頁。
  - 7 土方苑子「中等学校の設置と地方都市」、大石嘉一郎・金澤史男編『近代日本都市史研究』日本経済評論社、2003年、651～698頁。
  - 8 「神戸都市計画区域決定諮問ニ対スル答申」『都市計画要鑑』第2巻、内務大臣官房都市計画課、大正11年刊行、(復刻版)柏書房、165頁。
  - 9 『西宮市史』第三巻、西宮市、1967年、341～347頁。
  - 10 『神戸又新日報』1927(昭和2)年7月14日付け。
  - 11 『西宮市史』第三巻の都市計画の項には、精道村区域で都市計画事業が実施されたことは記述されていない。精道村に関しては、西宮都市計画区域に含まれたことと、昭和3年に市街地建築物法が精道村にまで拡張適用されたこと(347頁)しか記述されていない。『新修 芦屋市史』には、西宮都市計画との関係についての記述はない。なお、『精道村会議事録』は、芦屋市立美術館に所蔵されていることが判明しているが、閲覧許可がおりなかった。

- 
- 12 『官報』第 4151 号、1940 (昭和 15) 年 11 月 6 日。
  - 13 兵庫県史編集委員会『兵庫県百年史』兵庫県、1967 年、957 頁。
  - 14 湯田拓史「教育行政区画の再編と住民」『神戸大学発達科学部紀要』(第 11 巻第 1 号、2003 年 191~201 頁)
  - 15 神戸市の周辺町村に関しては、前掲書 (14) において検証した。ここでは尋常小学校を介在させながら、神戸市へ合併する周辺町村の動きを追跡した。
  - 16 芦屋市『芦屋のうつりかわり 市制施行 50 周年記念写真集』芦屋市、1990 年、54 頁。ただし、現：精道小学校の校長の談によれば、出典は不明で郷土史家が調査中とのこと。
  - 17 芦屋市『芦屋 今むかし』芦屋市、1990 年、58 頁。
  - 18 「市ノ名称ヲ「芦屋」ト定ムル理由」、「市制ニ関スル綴」1939 (昭和 14) 年。芦屋市史編集委員『新修芦屋市史 資料編 2』芦屋市役所、1986 年より。
  - 19 前掲書 (15)。
  - 20 加藤瑞穂『「美」を求めた教育』『阪神間のモダニズム』淡交社、(初版) 1997 年 (再版) 1998 年、145 頁。
  - 21 文集『青空』は、戦前に発行された分の大半が散逸していた。最近になって同窓生が偶然に古本屋で 20 数冊見つけ、複写と複製本を施し精道小学校へ寄贈した。今回、山口晋精道小学校校長のご協力を得、保管されていた『青空』を閲覧させていただいた。文集の内容は、児童の綴り方の他にも、書写の優秀作品の掲載、スポーツ行事や保健の記録、教員執筆のエッセイや進学実績など多岐にわたる。文字や構成を統一したうえで、印刷所で発行されたものである。
  - 22 文集『青空』第 10 巻第 1 号、1938 (昭和 13) 年 7 月 28 日、49~50 頁。
  - 23 『精小創立 100 周年誌』芦屋市立精道小学校、1972 年、70 頁。
  - 24 ここでの「学区」とは、かつて学校の設置運営主体であった歴史的学区のことを示す。神戸市では、大正 8 年に廃止された。
  - 25 「昭和五年度 (六年三月) 中等学校入学者調」、文集『青空』昭和六年度第 1 号、1931 (昭和 6) 年 6 月 1 日発行、35~37 頁。
  - 26 兵庫県教育史編集委員会『兵庫県教育史』兵庫県教育委員会、1963 年、432 頁。

## 補論 校地と住民

### 問題の所在

本稿では、校舎を含めた小学校の敷地を「校地」とし、「校地」と小学校の設置区域を構成する住民との関わり方を的確にとらえるために必要な視点の抽出をおこなう。ただし、第三章から第五章までとは異なり、対象時期は市制・町村制が施行された明治中期であり、対象場所は長野県下高井郡の旧：日野村（現：中野市）である。これまで注目してきた都市学区とはいえないことから補論として掲載する。

小学校と住民との関わり方を考えていく上での好例としては、かつて学校の設置運営主体であった「学区」がある。三上和夫は、大都市部の「学区」の検証をおこない、人口と資源が凝集する都市部において「学区」が有効に機能していたことを実証した(1)。だが、学区制度に関しては、まだ次の課題が残されている。それは大都市以外であっても地方制度成立期において「学区」とは別の形態をとりながら、小学校を中心とした住民のまとまりが社会的機能を果たした可能性である。なぜなら、町村や学区に関する境界の広域化は、人や物の流れを変更させて新たな行政や経済の中心地へと凝集させるものであり、それまでの生活圏域の構造を大きく変化させるからである。このような状況の下で住民が、行政団体の代わりに社会的機能を発揮していたとすれば、社会変動に対応しうる当該地域特有の「公共性」が現出していたことに他ならない。日本の近代化過程において、国家機構から発動されて上意下達をもって現れる「公共性」とは異なる、生活圏域の問題を住民自身によって解決する「公共性」の発現の可能性を検証する必要がある。

以上の問題を検証するため下高井郡日野村小田中部落の分離問題（以下、小田中分離問題とする）をとりあげる。小田中分離問題をとりあげる理由は、第一に「三新法」(2)によって団体性を有した地域的まとまりが複数合併して出来上がった町村の内にあるまとまりが、合併後、行政の権能を失っていたにもかかわらず、市町村に異議申立てをした事例であること、第二に長野県下高井郡において市制町村制施行後、唯一合併後に異議申し立てをしてそれが承認され、町村の境界が変更した事例であること(3)、第三に分離問題の争点の一つに小学校の「校地」の選定が挙げられており、住民にとって分離判断材料となっていたと考えるからである。

## 第1節 小田中部落の分離問題

### 対象としての小田中部落

現在の長野県中野市を形成している旧町村の日野村、さらにもう一つ小さい大字単位の旧日野村こだなか中部落（4）に焦点を当てる。小田中部落は、面積が東西 12 町 10 間、南北 13 町 25 間であり（5）、1889（明治 22）年の町村合併時、戸数は 122 戸で、人口は 647 人であった（6）。→（位置は補－1 絵地図と補－2 現在の地形図を参照）

### 他の部落との比較

他の部落の戸数と人口は、1889（明治 22）年の町村合併時で間山部落が戸数 158 戸で人口 800 人、新野部落戸数 104 戸で人口 506 人、更科部落が戸数 99 戸で人口 462 人である。地理上の差異は、小田中部落以外の三部落は扇状地の上に存しており、小田中部落は平野部に存している。したがって、部落毎の生業は小田中部落の田畑中心と他の三部落の畑作と林業との兼業というように異なっている。→（補－3 日野村統計データを参照）

道路は、南北にのびる道路が大きく 2 本あり、そのうち一本は、更科から新野へ向かう東西にのびた道路と合流して、西に折れている。もう一本は、その東西へ向かう道路と十字路となり、それから北へ小田中部落と更科部落との境界と重なりながら続いている。小田中の集落は北の中野町との境界に偏っており、更科の集落は新野部落・間山部落へ向かう道路沿いに存している。

### 区画の変遷

本稿の対象時期である明治二十年代までに地方の行政区画のサイズは、旧幕藩体制期、大区小区制期、「三新法」期、1884（明治 17）年の連合戸長役場の設置時期、そして 1888（明治 22）年市制・町村政施行後と地方制度が変わるたびに変遷した。→（補－4 行政区画変遷表を参照）特徴として小田中部落が他の部落と小区を構成したり、中野町と連合戸長役場を開設したりするなど連合の経験をすることがあっても、部落内で分割されることはなかったことが挙げられる。つまり、地域的まとまりとしての単位は、最も小さい旧幕藩体制期から続く区画が市制・町村制施行まで維持していたのである。

次に、小学校の設置区域の変遷をみると、地方制度改変による行政区画の変化にともない幾度も変化したことがわかる。→（補－5 設置区域変遷図を参照）この図から①小田中部落単独で「学区」を運営しなかったこと、②本稿において対象とする 1889（明治 22）年以降において小田中部落は、市町村内学区でなかったことを挙げる。



## 小田中分離問題の概要

小田中分離問題の経緯を、年表をもとにして述べていく。→(補一6 小田中分離問題年表) この年表から、1892(明治 25)年3月5日に県参事会は小田中の分離を認めず、小田中を分割し中野町への合併を不可とする通知を出しておきながら、その後小田中部落から1893(明治 26)年5月30日に「再願書」(「小田中 1893①」)が提出されると、それまでとは異なる対応をとっていることがわかる。再び請願書を検討することになった県参事会は、1893(明治 26)年12月25日に日野村大字小田中分離問題に関して、「本願ハ町村制第四条第二項ノ処分ニ属スヘキモノニ付之ヲ却下ス」と判断している。これによって小田中分離問題に関する判断は、下高井郡参事会(以下、郡参事会とする)に委ねられることになり、それまでとは一転して分離を容認する方向へ流れが変わっていくことになったのである。次の章で、この変化を請願書等から検証する。

## 第2節 分離申請却下から分離決定へ

### 請願書にみる論点

小田中の主張と分離に反対する三部落の主張、それぞれの論点一覧表を参照しながら述べる(補一7 請願書の論点を参照)。論点は、大きく3つあった。第一に「既往の関係」、第二に「利害」、第三に「校地」である。ここで「利害」に関しては、「中野町ノ如キハ郡中ノ名邑ニテ郡衙」(7)と述べているように中野町が下高井郡の中心地であるから(8)、中野町の利益増大が即下高井郡全体の利益に繋がるとの言説であった。合併することで中野町の利益は当然上がる→(補一3のうちの日野村-中野町の比較表参照)。したがって小田中部落は、「既往の関係」と「利害」なる二つの論点を交錯しながら、日野村から分離して中野町へ合併することは、「小田中夫レ自身ノ利益ノミナラス進テ郡内ノ利益ヲ増進」(9)することになる、と主張を展開できたのである。そして、この点が分離問題を決着する上で注目すべきことであった。なぜなら「相互公共ノ利益ヲ全カラシメン」(10)と中野町との関係のみに結び付けるだけで、その「公共の利益」を郡全体に関わるものへと発展させることができたからである。

さて、小田中部落が提示した論点には重大な転換があった。1893(明治 26)年以降、小田中の「校地」に関する主張が変容していき、さらにこの時期から分離不可の流れから分離容認へと変わっていったのである。

## 小田中派出所の設置

ここで「校地」に関する主張を詳しくみることにする。前章で述べたように小田中分離問題が表面化したのは、1889（明治22）年10月に小田中から提出された「参考書」からであるが、その中で争点の一つとして挙げられた「校地」に関する不満は、すでに同年5月に現出していた。1889（明治22）年5月17日に小田中の惣代から日野村長へ提出された「御願」（11）に「遠隔ニシテ学齡児童百二十八名ノ内二年生以下就学生則チ五十名ノ如キハ到底通学難致」であることを理由に日野尋常小学校の本校以外の施設に学齡児童を通学させる要望を述べている。小田中部落は5月28日にも「中野学校ヨリ当部落就学生徒へ本月ニテ引払フベク旨口達」があったので「至急何等ノ御処置」を要求するとして「請求書」を日野村長に提出した。つまり中野学校への越境通学を止められ、いよいよ日野尋常小学校へ通わざるを得なくなり、ついに6月12日にも「御請書」を提出し「当部落ニ派出所設置相成候上ハ精々出席候」と述べて派出所の設置を日野村長に促した。

結局、6月22日に町田茂作・町田孝左郎・小林三代松・豊田藤之助・中沢兵右衛門らを「日野学校派出所修繕世話掛ニ相定」、要望どおり派出所を設置することにしたのである。

「小田中1891③」や『中野小学校百年史』によれば、この小田中派出所は小田中下組の光念寺に設けられた（12）。

ここで距離をみてみる、「小田中1891①」によると「中野学校へハ八丁八間三尺、日野学校へハ二十丁六間四尺」とある（13）。現代のメートル法に換算すると中野尋常小学校へは約887mであり、日野尋常小学校へは約2210mである。二校を比較すると中野尋常小学校の方が小田中部落に近い。高低差をみても凹地となっているため約360m地点にある小田中部落から日野村間山部落まで行くには、いったん約345mのところまで下ってから約400m地点まで上らなくてはならない（14）。一方の中野町との高低差は10mほどである。したがって、小田中部落の「通学難致」との訴えには、それなりの正当性があったと考える。こうして派出所が設置されたことで、その後「校地」は分離理由から消滅するはずであったが、実際はそうならなかった。否、むしろ「校地」に関する主張は益々勢いを増し分離問題において大きな争点となったのである。なぜそうなったのか、その原因を考察する前に、まず当該期の地方制度の特質をみる必要がある。

## 県参事会から郡参事会へ

対象とする1889（明治22）年直後の地方制度を規定した法律は、「市制・町村制」（明

治 21 年 4 月 発 布、明 治 22 年 施 行)、「府 県 制」(明 治 23 年 5 月)、「郡 制」(明 治 23 年 5 月) である。この時期の地方制度は、成立期における不安定さと流動性を含んでいた。地方制 度を規定した法律から、それを挙げてみる。

まず、「町村制」には、「町村内ノ区(第 64 条)又ハ町村内ノ一部、若クハ合併町村(第 4 条)ニシテ別ニ其区域ヲ存シテ一區ヲ為スモノ、特別ニ財産ヲ所有シ、若クハ營造物ヲ 設ケ其一區限リ特ニ其費用(第 99 条)ヲ負担スルトキハ郡参事会ハ其町村会ノ意見ヲ聞 キ条例ヲ発行シ財産及營造物ニ関スル事務ノ為メ区会又ハ区總會ヲ設クルコトヲ得、其会 議ハ町村会ノ例ヲ適用スルコトヲ得」(第 114 条)という規定があり、同様の規定が「市 制」(第 113 条)にもあった。これは明らかに市町村団体以外に行政権能を有した団体を 認めた例外規定であった。「学区」はこれによって容認され、さらに教育制度の財政措置に 関する規定を定めた「地方学事通則」(明治 23 年 10 月)によって、その基本的性格が規 定されるに至ったのである(15)。

ところで、前述した文中にある郡参事会なる組織は、「郡制」の第 46 条「郡ニ郡参事会 ヲ置キ郡長及名誉職参事会員四名ヲ以テ之ヲ組織」されたものであり、「名誉職参事会員中 三名ハ郡会ニ於テ郡會議員若ハ郡内町村ノ公民中ヨリ選任スヘシ」とされていた。 その職務権限には「郡長其他官庁ノ諮問ニ対シ意見ヲ述フル事」(第 50 条)等(16)があ り、「町村ノ廢置分合ヲ要スルトキ」と「町村境界ノ変更ヲ要スルトキ」は、「關係アル市 町村会及郡参事会ノ意見ヲ聞キ府県参事会之ヲ議決」する権限も含まれていた(「町村制」 第 4 条)。つまり、府県と市町村との間に郡が存在しており、町村境界の変更に関しては、 町村会及び地主の意見を聞いた上で郡参事会がこれを決定していたのである。

このように明治地方制度成立過程は、市町村が行政団体としての体制を強化していく過 程であったが、その制度を規定する法律には市町村以外の行政権能を持つ団体をもとめる 例外規定があっただけでなく、機構内部には郡参事会なる組織が存在しており「町村ノ廢 置分合」の決定に強く関与していた。府県・郡・町村と連なる地方制度の機構は未だ実体 の確定したものでなく、市制町村制施行後の数年間、地方制度は流動的であり柔軟性を有 していたのである。小田中分離問題に関して、県参事会から郡参事会へと分離問題の判断 が委ねられことはまさにこの規定が適用されたことを示している。では、それまでの分離 不可から分離容認へと流れを変わった要因は何であったのか。それを次章で述べる。

### 第3節 争点としての校地

#### 中野尋常小学校への学齡児童委託

前章で述べた派出所の設置によって、通学の不便さは解消されたかのように思われたが、派出所の設備はおよそ充実したものとはいえなかった(17)。備品目録をみても、整っているとはいえない。→(補-8 下高井郡日野尋常小学校小田中派出所出所品物引渡書を参照)そこで小田中部落は「小田中 1891③」において設置場所が小田中部落内であっても、設備の「不完全」な所で学習しても効果がないと主張したのである。

さらに、派出所に通学できたのは「一年二年ノ幼稚ナル生徒」だけであった。それは、1889(明治22)年3月26日「県令第二十三号」(18)の実施要項によって、「支校ニ於テ教授スルハ尋常科三年級以下派出所ニ於テ教授スルハ尋常科二年級以下タルヘシ」と規定されていたことによる。これによって小田中部落が自らの地区の学齡児童全員を通わせるために自らの地所内に日野尋常小学校から分岐した学校を設置できなかったのである。全年の通学の不便さを解消するためには、小田中派出所に学齡児童を通わせるのを止めて、中野尋常小学校に寄留通学、または越境通学しかなかったのである。

この状況下で小田中部落は、小田中派出所への不満と「三年生以上ハ本校へ通学スル所ノ里程ノ遠隔ト、生徒ノ親和セサル」(19) こととをもって中野尋常小学校へ学齡児童を通学させることを選び、ついに1892(明治25)年1月8日金曜日、「小田中派出所生徒一同欠席」(20)し、中野小学校へ自らの学齡児童を通わせた。→(補-9 都市地図参照、当時は町の中央に位置する「陣屋跡」にあった)

これに困惑したのは日野村であった。なぜなら他町村の学校へ自らの町村の学齡児童が通う場合、その教育事務を当該町村へ委託する必要があったからである(21)。これに関しては、その年のうちに小田中部落の学齡児童の中野町への委託は、村会で承認されたのであろう、村会が学校数と位置を郡へ報告する「成議按 答申書」には、「本村ノ内大字小田中部落生徒ハ本校新築整頓迄ハ本郡中野町へ委嘱スルモノト決ス」と述べてある。さらに、委託の際にとりかわされた「生徒委嘱契約取交換証」(22)には、委嘱料として一人あたり2円50銭として46名で総額115円を日野村から中野町へ納めることと、1893(明治26)年4月以降も委嘱する際には更新することが必要である旨が述べてある。これによって学事だけでなく行政事務の上でも、日野村と中野町にまたがる問題となったのである。

#### 校舎新築問題：日野尋常小学校舎

つぎに小田中部落が分離理由として強く主張したのは、日野尋常小学校舎の新築問題で

ある。これは町村制施行後の学区改定にともない、1 町村に 1 校と学校を統合するために新たな位置に学校を新築しようとしたことに起因する。『学事関係書類』には「本村立小学校新築期ニ関スル書類」が綴られており、そこに「長野県下高井郡日野村立尋常小学校新築落成期議案」の「理由書」がある。それによると「本年四月十九日付郡衙告示第三十四号ヲ以テ本村立尋常小学校位置本村字久保田ト指定」とされたが、そこには校舎がないから新築しなければならないと述べてある。→（補－1 絵地図参照）なお、地形図上で図ると小田中部落から約 1800m 離れている。以前立地していた間山部落内の石動社の場所が不明であるが、前述のように 2210m 間山部落方面へ離れていたのであれば小田中部落にとっては遠隔であることに変わりはない。

この新校舎の建設については、全部落の合意が得られなかった。→（補－10 「校舎新築に関する四部落の意見一覧表」を参照）これは、分離反対する他の三部落にとっては村営に大いに関わる校舎新築がいたずらに延期されていくだけであり、一方の小田中部落にとっても、何ら不満を解消するものでもなく、分離をさらに推し進める要因にしかかなりえなかったのである（23）。なお、更科部落はかつて分教場が設置されていたほど、新築前の日野尋常小学校から遠かったが、新しい校地がより更科に近く、しかも更科 - 間山間の道路沿いに立地することで便がよいとの判断から賛成に転じたと考える。

最終的に小田中部落の分離後、議案は可決され、1 年 4 ヶ月遅れで新しい日野尋常小学校校舎は 1893（明治 27）年 7 月 31 日に竣工し、同年 10 月 1 日に開校したのである（24）。

#### 中野尋常小学校校舎

さらに、同時期（1890（明治 23）年～1895（明治 28）年）に中野尋常小学校でも新校舎の建設が始まっていたことも分離の動きに作用を及ぼしたと考える。この新校舎建設事業について『信州中野小学校百年史』（25）は「二十年十月、連合町村会は約四、〇〇〇円の公借金を募集して新築工事を起こすことを議決したのであるが、翌二十一年四月の町村制の実施をひかえて町村合併が行われることが予想され、学区・学校にも変動が生ずるだろうということで連合町村はその新築工事の決議を取り消してしまった。（中略）二十八年一月には工事が始まり翌二十九年五月に落成、六月五日の開校記念日を迎えるにいたった」と述べている。

ここで注目すべきは、連合町村会期中に中野尋常小学校の新校舎建設事業が始まっていたことである。この時期の小田中部落は、中野町と同一の組合であり組立中野学校を運営していたから、小田中部落も新校舎建設事業に参画していた。この時の経験が、分離運動時

に影響を与えたのではないか。つまり、2つの町村が建設しようとする校舎を比較検討して、より教育条件のよいのはどちらか判断できたのである。そして、その際の判断材料は、とりわけ新校舎の施設内容であったと考える。中野尋常小学校の新校舎の施設内容を建築費用からみてみると、日野村尋常小学校の建築予算は金 2,442 円 49 銭 7 厘である (26)。もう一方の中野尋常小学校の 1896 (明治 29) 年 5 月に落成した新校舎工事費の合計は 14,159 円 48 銭であった。収容する学齢児童の数は、前者が 120 名 (27) で、後者が 500 名 (28) と約 4 倍の差があるが、それでも建設費用は 6 倍の差がある。さらに中野尋常小学校は、敷地 1480 坪、教室 14、講堂、体操場 2 棟、宿直室などを備えるものであった (29)。ここから小田中部落のなかで、いずれ壮大な新校舎となる中野町の小学校へ学齢児童を通学させるのであれば、校舎の建築が実施される前に合併したほうが、それだけ不満の多い日野尋常小学校の建築に費用を払わなくてもよいとの計算が働いたのではないか。さらに中野尋常小学校の新しい校地は、「陣屋跡」から松川に移動している (30)。→ (補-8 都市地図参照) 小田中部落にとっては、少し遠くなるのにそのことに対して異議を申し立てていないことから小田中部落の思惑がうかがえるのである。

#### 分離の意義の変化：小田中部落にとっての意義

前述したように小田中部落の学齢児童達の日野尋常小学校への通学を拒否する理由として当初挙げたのは「通学難」から生じる不満であったが、さらに小田中派出所は、教育条件の不備を理由に学齢児童を通わせるのを止めて中野尋常小学校へ通学させた。こうして部落全体で不本意就学を拒否する意思を示したのである。中野町と隣接し、かつ同じ平野部に存して道路も流通経路がつながっている密接な関係であるので、小田中部落としては、通学が困難な場所に立つ日野尋常小学校に児童を通わせるぐらいなら、いつまでも中野尋常小学校に学齢児童を日野村から委託されたままでもかまわないと考えていたが、郡の中心地である中野町の中野尋常小学校の方が、充実した教育施設を享受できること。さらに新しい日野尋常小学校の校地に関して意見が通りそうでなく、かつ工期の延期で村営にも支障をきたしていることから、中野尋常小学校の新しい校地が以前よりも遠くなるにもかかわらず日野村から分離、中野町への合併を強く主張したのである。

#### 三部落にとっての意義

他の三部落にしてみれば、派出所を建設し、さらに中野町への学齢児童委託を認めたことで小田中部落を引き止めておけると判断したが、それを続けているといつまでも日野尋常小学校を新築できないだけでなく、さらに中野町への小田中学齢児童委託に関する行政

事務上の問題も解消できないことから、「最モ小団体ト雖モ大ニシテ不和ノ結合国体ヨリ寧ロ小ニシテ円滑国体トナリ独立自治ノ全ヲ計ルハ永遠ノ得策ナリトス」(31) と分離を認めることでこの局面を打開しようとしたのである。なお、三部落のうち更科部落にとっても校地が「遠隔」であると主張できたが、間山・更科と同じく山腹にあり生業も同様であったことと、新野や間山へ向かう道路に沿って「人家」が存しており、新しい校地予定地はその道路上にあるので更科にとって便利のよいことが、間山・新野との関係継続を求め計画通りの校地に新築することを強く推進したのである。

#### 郡参事会についての意義

分離の是非を県参事会からまかされた下高井郡参事会の判断は、紛争の解決のため小田中の分離を認めるものであり、1894（明治27）年3月12日に提示した紛争解決の仲裁案は、次の5項目であった（32）。

- ① 小田中は役場及び学校一切の共有品を現存のままに残しておくこと。
- ② 小田中は分離確定の日までに徴収された村税はそのままに存しておくこと。
- ③ 間山・新野・更科より中野へ達する小田中地籍に関する道路は、小田中のみの負担にて充分補修する契約を締結すること。
- ④ 小田中・更科の水路関係は分離後といえども、既住の慣行通りの契約を締結すること。
- ⑤ 学校費として金二〇〇円小田中より寄附すること。

つまり郡参事会の仲裁は、小田中部落側に学事に関して相当の条件を課して分離を認めるものであった。また、日野村が終始懸念としていた町村運営に関わる事項にも考慮していた。町村の境界変更の際に意見を述べられるがそれ以上の権限がない郡参事会としては、郡全体の利益を主張して設置区域をまたがった小田中部落を止めることはできないが、日野尋常小学校の運営は一町村一校の原則から維持しなければならないため、先の仲裁案をのませることで小田中部落の分離に痛みをともなわせ、郡としての責務を果たしたのである。

## 小括

小田中部落が分離に至った過程から、学校と住民との関係は、自然地理的な同一平面上でとらえられるものでなく重層的なものであることが明らかとなった。すなわち、同じ学校の設置区域内にも経済的なまとまりと非経済的なまとまりがあり、そこでの富の再配分が問われる経済地理的な面や、「校地」に新しく立つ校舎の大きさに引き寄せられるといった文化地理的な面である。小田中部落と三部落の主張は、共に経済地理的要因と文化地理的要因が複合的に組み合わさったものであった。とりわけ一連の分離運動は、「校地」をめぐりながら学齢児童の教育条件を少しでも改善しようとした住民の行動の軌跡でもあった。学校と小学校の設置区域を構成する住民との関わり方を的確にとらえるためには、これらの視点を必要とする。

また、分離騒動に対する郡参事会の判断は、当事者同士に一定の条件を与えることで解決を図ったものであった。紛争を解決する決定的な権能がない郡がとったこの行動は、地方制度成立期における制度の柔軟性を示すものであり、後の大正の大合併期における紛争解決の方策を検討していく上でも有効な契機であるといえる。

いずれにせよ三者は、上位の行政団体を介在させることなく、紛争を解決させる社会的機能を果たした。当該地で実際に生活する住民同士が、自らの生活圏域の問題を、子弟の通う小学校を媒介させることで解決した一連の動きから、そこに当該地特有の「公共性」が現出していたことが指摘しうるのである。

- 
- 1) 三上和夫『学区制度と住民の権利』大月書店、1988年。
  - 2) 「三新法」とは1878(明治11)年に制定された「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」の三法を指す。
  - 3) この他に分離運動を展開した栗和田集落の事例があるが、これに関しては本稿において検討できなかった。こちらは中野町からの分離を主張したが遂に承認されることはなかった。近世から続く地域的まとまりの独自性が主張された事例であるだけでなく、小田中と比較することで明治期の市町村合併の特徴をより詳しく検証できるだけに栗和田分離問題は今後検討すべき課題の一つとしたい。
  - 4) 「町村制」以降は大字小田中と表記するのが正式であるが、本稿では行政区画のサイズの変遷を把握する必要上、小田中部落と表記する。なお、地名の読み方は長野県総務部地方課『長野県市町村合併誌 市町村編』(長野県、1965年)279頁に記されている大字の読み方一覧に依拠した。
  - 5) 長野県『長野県町村誌 北信編 復刻版』名著出版、1973年、79～83頁。
  - 6) 『従明治二十一年八月 至明治二十二年五月 町村制実施関係書類』より。
  - 7) 「小田中 1891①」
  - 8) 「日野村長 1889①」に小田中部落が中野町へ合併することを望んでいることに対して「該町(中野町一引用者加筆)ハ本郡中ノ小都会ナレバ便宜ナランコトハ想像イタシ」とあるように、この認識は分離反対派と共通したものであった。



- 9) 「小田中 1891①」
- 10) 「小田中 1889①」
- 11) 下高井郡日野村役場『従明治 22 年 5 月至明治 28 年 12 月 学事関係書類』に綴られていた「御願」1889 年 5 月 17 日。
- 12) 中野小学校沿革史編纂委員会『中野小学校百年史』中野小学校百周年記念事業実行委員会、1973 年、157 頁。
- 13) 当時(明治 24 年)、日野尋常小学校は間山部落の石動社境内にあった。『日野村誌』124 頁。
- 14) 国土地理院『1:25,000 地形図 中野東部』1973 年測量、1992 年修正測量、1997 年一部修正測量(高速道路)、1997 年発行。この地区では過去 100 年の間に顕著な地殻変動および土砂堆積はなかったようなので、距離と高低差に限り現代の地形図を用いることは適当であると判断した。
- 15) その第 2 条第 2 項で「一区若クハ数区ヲシテ専ラ使用セシムル小学校ニ関シテハ其区内ニ住居シ若クハ滞在シ又ハ土地家屋ヲ所有シ營業(店舗ヲ定メサル行商ヲ除ク)ヲナス者ニ於テ設立維持ヲ負担スヘシ但其区ノ所有財産アルトキハ其収入ヲ以テ先ツ其費用ニ充ツヘシ」と規定している。『法令全書』1890 年、285 頁。
- 16) 他には、一 郡会ノ権限ニ属スル事件ニシテ其委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事、二 郡会ノ権限ニ属スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ郡長ニ於テ郡会ヲ招集スルノ暇ナシト認ルトキ郡会ニ代テ議決ヲ為ス事、三 郡会ノ定メタル方法ノ範囲内ニ於テ郡邑財産ノ管理又ハ營造物ノ維持ニ関シ必要ナル事件ニ付議決ヲ為ス事、四 郡ノ費用ヲ以テ支弁スル工事ノ次第順序其他必要ナル事件ニ付議決ヲ為ス事、五 郡長其他官庁ノ諮問ニ対シ意見ヲ述フル事、六 郡長ヨリ發スル郡会議案ニ付郡長ニ意見ヲ述ヘ及會議ニ報告スル事、七 臨時必要アルトキ郡ノ出納ヲ検査スル事、其他法律命令ニ依リ郡参事会ノ権限ニ属スル事務ヲ処理ス、があった。『法令全書』1890 年、93 頁。
- 17) 前掲書(8)、158 頁。
- 18) 「県令第二十三号」、長野県教育史刊行会『長野県教育史 第十一卷 史料編五』長野県教育史刊行会、1976 年、112~113 頁。
- 19) 「小田中 1891②」。
- 20) 『従明治二十二年七月一日到明治二十五年九月六日 日誌綴込 第一号』日野尋常小学校。
- 21) 「地方学事通則」の第 4 条は「町村及町村学校組合若クハ其区ハ郡長ノ指定ニ從ヒ他町村又ハ町村学校組合若クハ其区ノ児童教育事務ノ委託ニ応スヘシ」と規定している。『法令全書』1890 年、285~286 頁。
- 22) 原文の日付には、明治二十五年が朱筆訂正で明治二十六年となっているが、明治二十六年五月二十八日であれば、池田顕道は村長(明治二十五年六月二十三日~明治二十六年八月三十一日)であり助役ではない(『長野県市町村合併誌』279 頁の歴代村長の氏名欄)。したがって、朱筆訂正前の明治二十五年に交わされた契約証であると判断する。
- 23) 「小田中 1893①」に「学校ニ関スルコト」として「昨明治二十五年四月ヨリ小学校令実施ニ際シ一校トノ措定スルモ未ダ新築ノ計画ナキノミナラズ異論百出到底数年ヲ経過スルモ新築業ノ事、覚東ナシ故ニ村会モ我小田中部落ニ限り生徒一人ニ付金二円五十銭ノ委託料ヲ出シ教育事務ヲ中野町中野尋常小学校へ委託スルコトヲ可決シ、現今委託教授中ナリ是レ地勢上亦止ラ得サルモノニシテ自他共ニ不利益ト謂ハサルベカラス」と述べている。
- 24) 設置場所は大字新野の地番「八二七ノ一」であり、「明治二十八年七月二十五日池田兵左衛門より買入」たる土地であった(長野県下高井郡日野村役場編纂『日野村誌』1917 年、125 頁)。
- 25) 前掲書(8)、158~159 頁。
- 26) 竣工記念誌編纂委員会『日野小学校竣工記念誌』日野小学校校舎建築委員会、1988 年、31 頁。
- 27) 前掲書(22)、66 頁の「児童数の変遷」によれば、明治 22 年~27 年の児童数は 120 人前後であった。前掲書(19)をみるかぎりでは、平均出席生徒は 70~80 人にでだが、これは派出所の出席生徒を含めているか否かがわからない。
- 28) 前掲書(12)、156 頁。明治 21 年の段階では在籍 633 人、出席生徒が 408 人、日々の平均出席生徒は 388 人であった(162 頁)。
- 29) 前掲書(12)、159 頁。
- 30) 中野尋常小学校新校舎の位置の選定も容易に決まらなかったようである(中野町役場編『中野町誌(復刻版)』文献出版、1976 年、99 頁)。
- 31) 日野村会「答申書」、1894(明治 27)年 3 月 23 日。
- 32) 中野市誌編纂委員会『中野市誌 歴史編(後編)』中野市、1981 年、24 頁。

本文の第2節において略記した史料名の対応は以下の通りである。

いずれも「小田中分離関係書類」と「議事関係書類」に綴られている史料である。

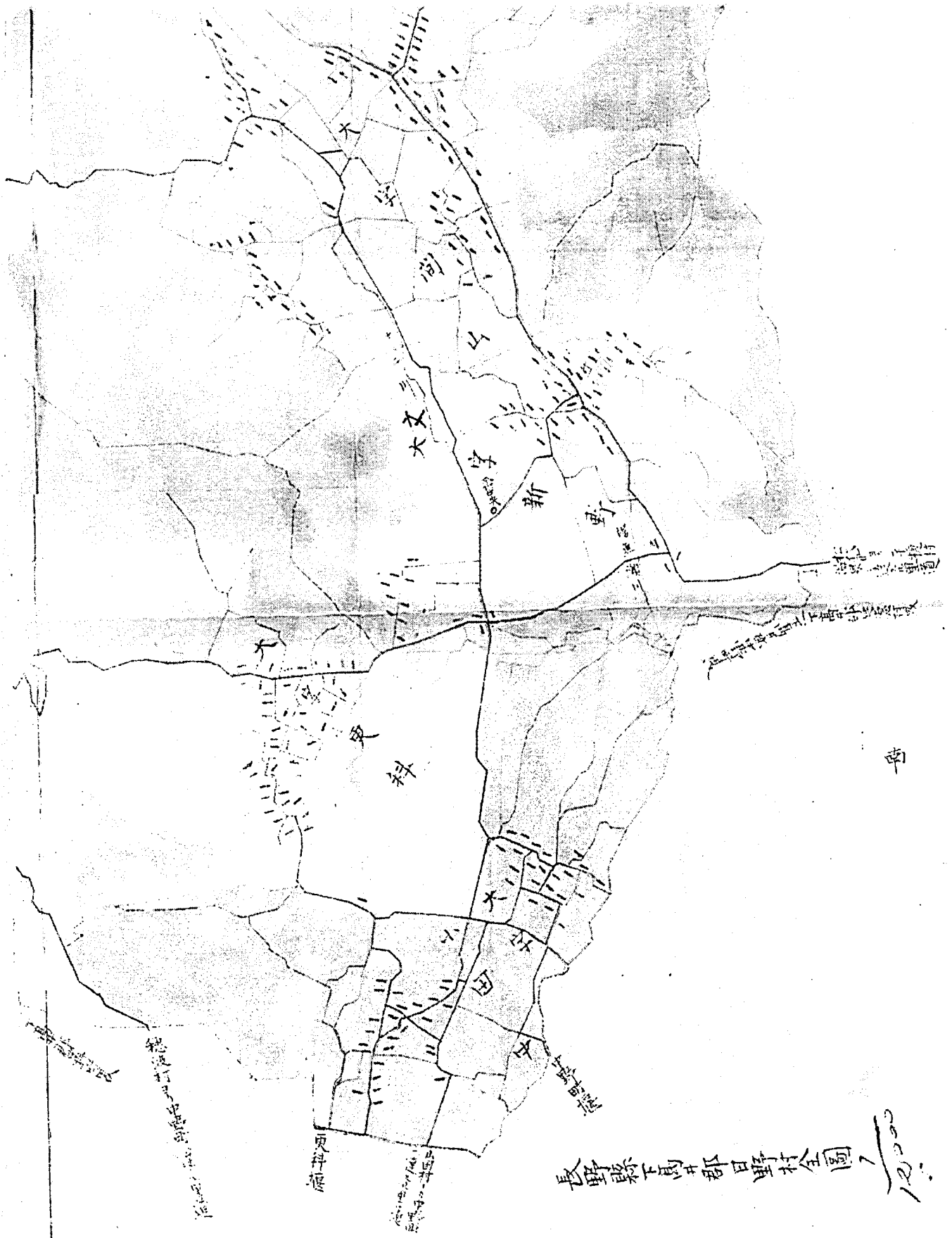
「小田中分離関係書類」

「参考書」	「小田中 1889①」
「意見書」	「日野村長 1889①」
「参考書」	「三部落 1890①一回目」
「再願書」	「小田中 1890①」
「意見書」	「日野村長 1891①」
「請願書」	「小田中 1891①」
「第三回参考書」	「三部落 1891②三回目」
「追参考書」	「小田中 1891②」
「答申書」	「日野村会 1891①」
「参考書」	「日野村会 1891②」
「続追参考書」	「小田中 1891③」
「再願書」	「小田中 1893①」

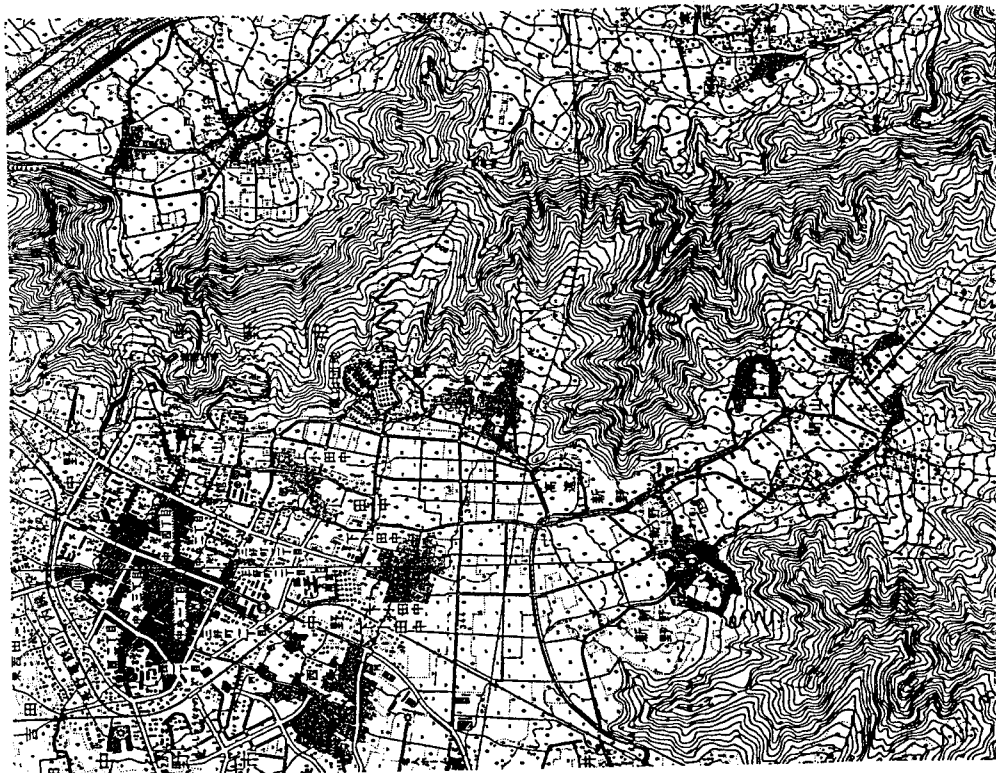
「議事関係書類」

「参考書」	「三部落 1891① 2回目」
-------	-----------------

補-1 絵地図

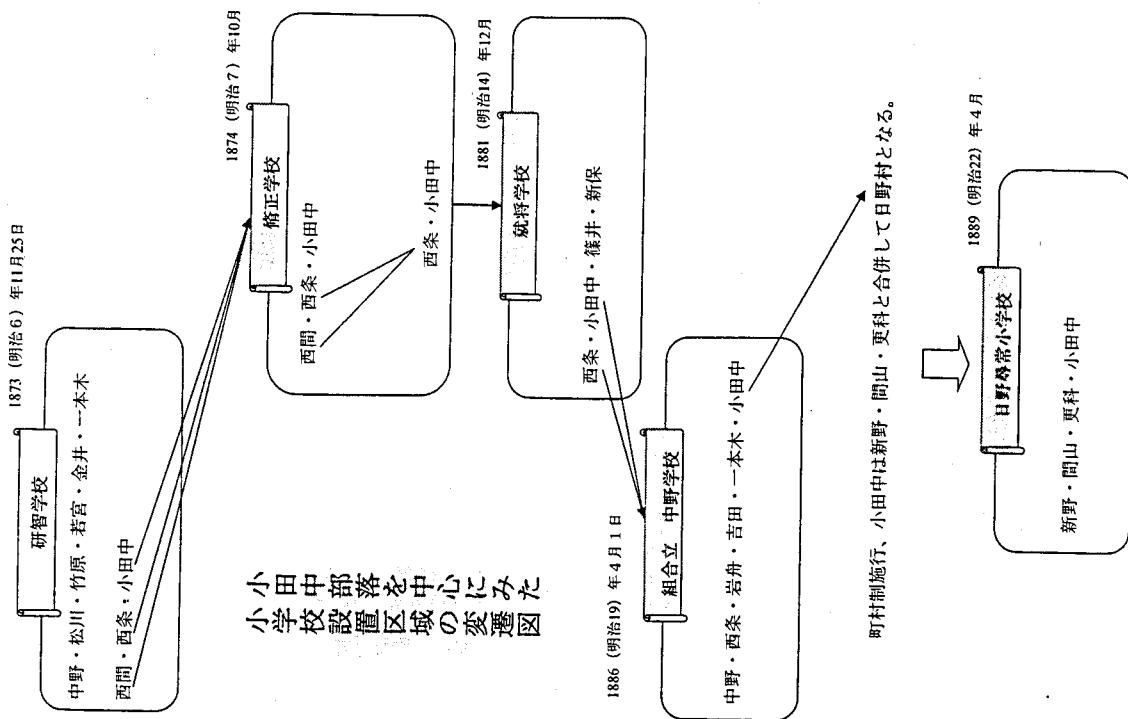


補一2 地形図



〔現中野市〕（2万5千分の1地形図「中野西部」・「中野東部」国土地理院、昭和48年測量、平成4年修正測量、平成8年部分修正測量、1997年発行）

補一5 設置区域変遷図





補一7 請願書の論点

補一6 小田中分離問題年表

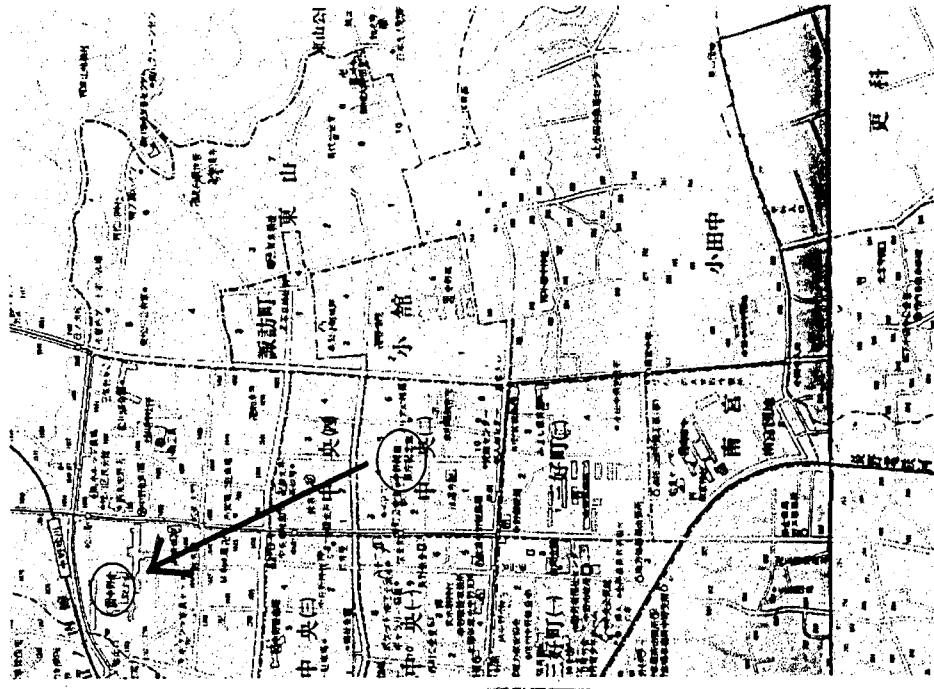
1889年	4月1日	日野村決定
明治22年	10月19日	小田中部落「参考書」を長野県知事へ提出する。「小田中1889①」
	10月25日	日野村長「意見書」を県知事へ提出する。「日野村長1889④」
1890年	4月24日	県議と下高井郡長が調査を実施する。
明治23年	6月16日	日野村長「参考書」を県知事へ提出する。「三部落1890①」
	同日	日野村長、三部落の「参考書」の記述を「至当と断定」した「意見書」を県知事へ提出する。「日野村長1890②」
	8月28日	県知事、分離不可の判断を下し、小田中部落の「参考書」を差し戻す。
	同日	小田中部落、「参考書」を再び呈する旨を述べた「御願」を日野村長に提出する。
	10月10日	小田中部落、「御願書」を県知事へ提出するも却下される。「小田中1890①」
1891年	9月17日	小田中部落、「請願書」を長野県参事会議長へ提出する。「小田中1891①」
明治24年	10月20日	小田中分離問題を日野村会において審議の上、答申せよとの達しを下す。
	同日	日野村会、小田中分離問題に関して県参事会より諮問を受ける。～11月4日まで。
	11月1日	三部落、分離反対意見を記した「参考書」を県参事会へ提出する。「三部落1891①二回目」
	同日	小田中部落、部参事会へ「御願書」を提出する。
	同日	三部落、強く分離反対を主張する「第二回参考書」を県参事会へ提出する。
	同日	小田中部落、県参事会へ「追参考書」を提出する。
	同日	日野村会、県参事会の達を受け「日野村ノ内小田中分割之件」を審議する。
	同日	日野村会、小田中分離に反対する旨を述べた「答申書」と「参考書」を県参事会へ提出する。(前者を「日野村会1891①」、後者を「日野村会1891②」とする)
	12月2日	小田中部落、「統迫参考書」を県参事会へ提出する。「小田中1891③」
1892年	3月5日	県参事会、小田中分離を認めない決定を下す。
明治25年	同日	県知事、分離不可の通知を出す。
1893年	5月30日	小田中部落、県参事会へ「再願書」を提出する。「小田中1893①」
明治26年	10月24日	日野村会、小田中分離問題に関して県参事会より諮問を受ける。～同月二日まで。
	12月25日	県参事会、小田中分離問題に関して「本願へ町村制第四條第二項ノ処分ニ属スヘキモノニ付之ヲ却下ス」と判断する。これにより、小田中分離問題に断る判断は下高井郡参事会が行うことになった。
	同日	日野村会、「境界ノ件」を審議するが、翌年三月一日まで延期すべきとの議決があり、それが議決される。
1894年	3月1日	日野村会、出席議員三分の一に達せず開会できません。
明治27年	同日	日野村会、日野村と小田中部落へ再諮問案を発することと議決する。
	同日	日野村会、郡参事会から3月22日まで「境界変更ノ件」に関する諮問を受け、日野村会は調査委員を設けて、その報告をまつて答申することと議決する。
	同日	調査委員会、「調査ノ結果、境界ヲ変更スルモノト決定セリ」と報告する。
	同日	日野村会、翌日に調査委員会の答申を討議することを決定する。
	同日	日野村会、定数にいたらず敷会する。
	同日	日野村会、調査委員の答申書に賛成し、郡参事会へ答申する。
	同日	日野村会、日野村からの小田中部落の分離、および日野村への合併を議決する。

分離反対派	論点	小田中部落
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人情ノ如キハ彼我農ニシテ共ニ村落ナレハ差違アルコトナシ」(「日野村会1891①」)</li> <li>・流通経路の違いによる影響はない。</li> </ul>	<p>既往の關係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人情地勢風俗慣習の異なり</li> <li>他の三部落は山腹にあり柚橘を生業としているが、こちらは農業のみ。</li> <li>・流通経路上のつながり</li> <li>・毎朝夕野菜を売りに行くので中野町と親密である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田中が分離してしまつたら、自括の団体を全うすることができない。</li> <li>・更科と小田中の用水関係に支障をきたす。</li> </ul>	利害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村税賦課の不公平</li> <li>地勢と生業の違いにより他の三部落より重い税負担を強いられている。</li> <li>・郡の中心地である中野町へ合併することで郡全体の利益が上がる。</li> <li>・他の三部落は杉の良材を産出し、それを財源とし自括可能である。</li> <li>・西条(当時、中野町)とかつて同じ水利組合であり、管理運営面から望ましい。</li> </ul>
<p>「分教場ヲ大宇小田中更科ノ両町ニ設置シ差向不便ヲ感スルコトナシト信ス」(「日野村会1891①」)</p>	校地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔にあり通学難である。</li> </ul>



校地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田中派出所集団欠陥 設備不備、1・2年生しか通学できない。</li> <li>・中野尋常小学校への学齢児童委託 費用負担や事務上の手続きの煩雑さ。</li> </ul>
一八九三年以降の主張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日野尋常小学校の新築計画において、校地の選定が紛糾しており、小田中の意見は通りそうにないこと。</li> </ul>

補一9 都市地図



『都市地図 須坂・中野市 1:10,000』昭文社、1999年。

補一8 下高井郡日野尋常小学校小田中派出所品物引渡所

物品	数量	物品	数量
算数盤	一挺	中テーパー	一筒
下高井郡尋常小学校算術学科程度一覧表	一枚	時計	一筒
諸物品請求及領収証表	一冊	土瓶	一挺
下高井郡簡易小学校算術学科程度表	一枚	煙草盤	一筒
下高井郡小学校作文教科程度表	一冊	茶漬碗	一筒
吏員巡回簿	一冊	白墨明箱	四筒
生徒出席簿	二本	掃塵棒	一本
障子	一綴	火鉢	三筒
読書入門掛図	一冊	短脚テーパー	一筒
読書入門	三冊	銅瓶	二筒
尋常小学校読本	十一冊	火箸	一筒
教案	一冊	塗板用拭器	一筒
訓戒罰科表	一冊	茶碗	十筒
職員出勤簿	一本	五徳	一筒
石炭酸罐	一本		

『間山学校・日野学校校中雑書帳 明治25年』  
 中野小学校沿革史編纂委員会『信州中野小学校百年史』中野小学校百年記念事業実行委員会、1973年、158頁。

補一10 校舎新築に関する四部落の意見一覧表

新野	本部落ハ本村中央ノ位置ニ在ルヲ以テ校舎新築ハ原ヨリ希望スル所ニ候	賛成
間山	「日野村尋常小学校落成期議決会ノ開設ハ時機未ダ早シト云フモアリ」とし、「猶未ダ團結セシ積滯ノ余情動モスレバ再発スル哉ノ恐レアル」ので「今ヨリ少ナクトモ四年ノ后ニ延期セラレ人民ノ意何稍常時ノ温度ニ回リ平素ノ静水ニ復スルノ時機ヲ待」つべきと主張する。	延期 四カ年
更科	校舎新築ノ遅速如何ニ於テハ全村ノ経済上且年齢児童ノ教育ト村内和合上ノ点ニ於テモ最モ校舎新築ノ迅速ナルヲ必用ト確信仕候	賛成 強く推進
小田中	「経済上支フベカラサルヲ以テ永遠委頓教育ニ据ヘ置カント」としているので、新築を望んでいない。後日村会を再開しても、そこでまた「異論百出到底決議ヲ見ル覚束ナキ」となるだろうから「本会ヲ速ク五ヶ年間延期シ四部落三意見合致スルヲ待ツテ着手セラレシコト」と主張した	延期 五カ年

『従明治二二年五月 至明治二八年一二月 学事関係書類』より。

## 終章 総括的考察

この章では、各章ごとの結論をまとめて本論文の課題に対する考察を展開する。

### 各章のまとめ

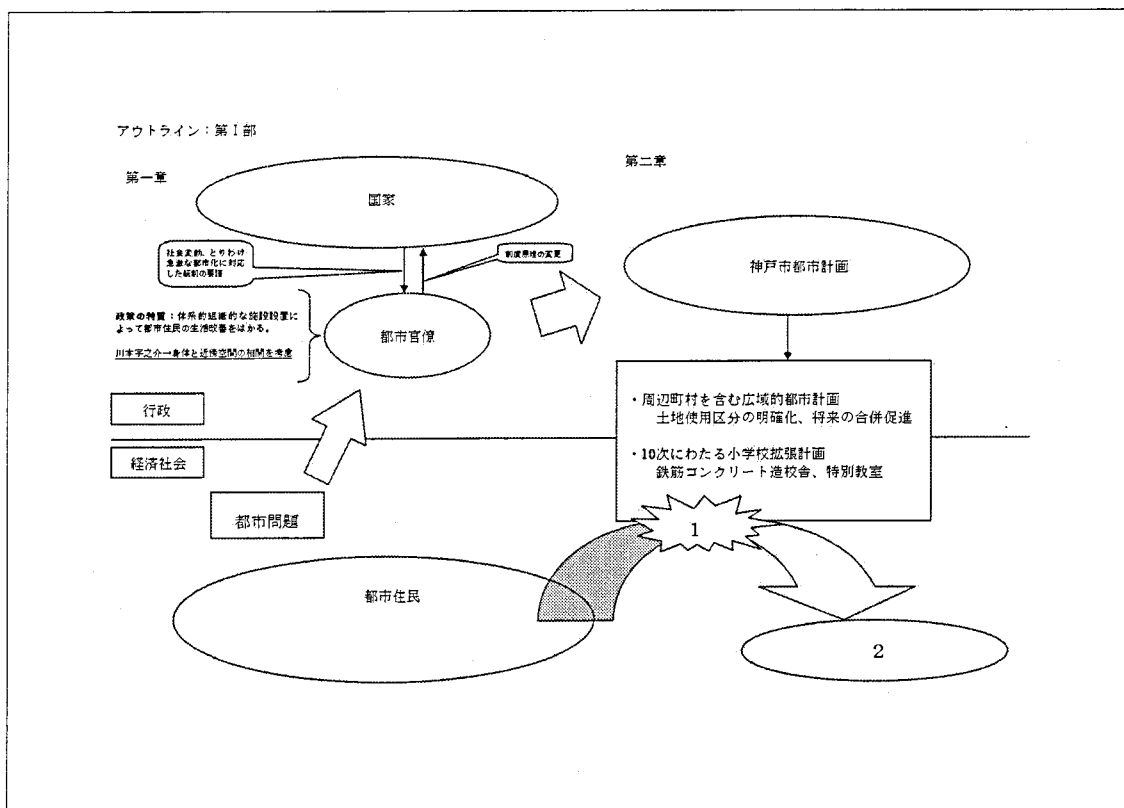
第 I 部では、1920-1930 年代に都市問題に対処するために、当時の官僚を中心として登場した都市教育の制度構想の特質を検証し、大都市における「教育の公共性」に関しての問題構成を吟味した。

第一章では、当該期の都市官僚の一人であり、都市教育の制度構想を積極的に提唱した川本宇之介の都市教育論を分析した。そして、彼の都市教育に関する一連の研究を分析することで、その特質を明らかにした。その特質とは、都市住民の生活を改善するため、都市住民の身体と近傍空間との相関を考慮しながら、体系的組織的な施設を設置することで、生活圏域における都市住民の生活に間接的に介入しようとしたことであった。具体的には、公民教育を中核とし、それが実践可能な近代的な学校施設の整備を主張していたのである。

第二章では、積極的に都市教育に関する施策を展開した神戸市を対象として、都市社会の変動に伴う地域教育の変化に対する行政課題を検証し、次の 2 点を明らかにした。第一には、人口流入や産業の発展等の都市化に対する都市基盤整備の進行過程において、大正 9 年以降、かつて富裕な「学区」であった区から鉄筋コンクリート造で特別教室を有した小学校校舎が設置されていったことである。第二には、昭和初期以降、先行して設置した校舎が標準型として設定され、神戸市全域に広がっていったことを明らかにした。当該期に神戸市がこうした施策を行ったのは、財産区といったかつての「学区」が有する資本を吸収し、市全域へ再分配しようとしたからであった。

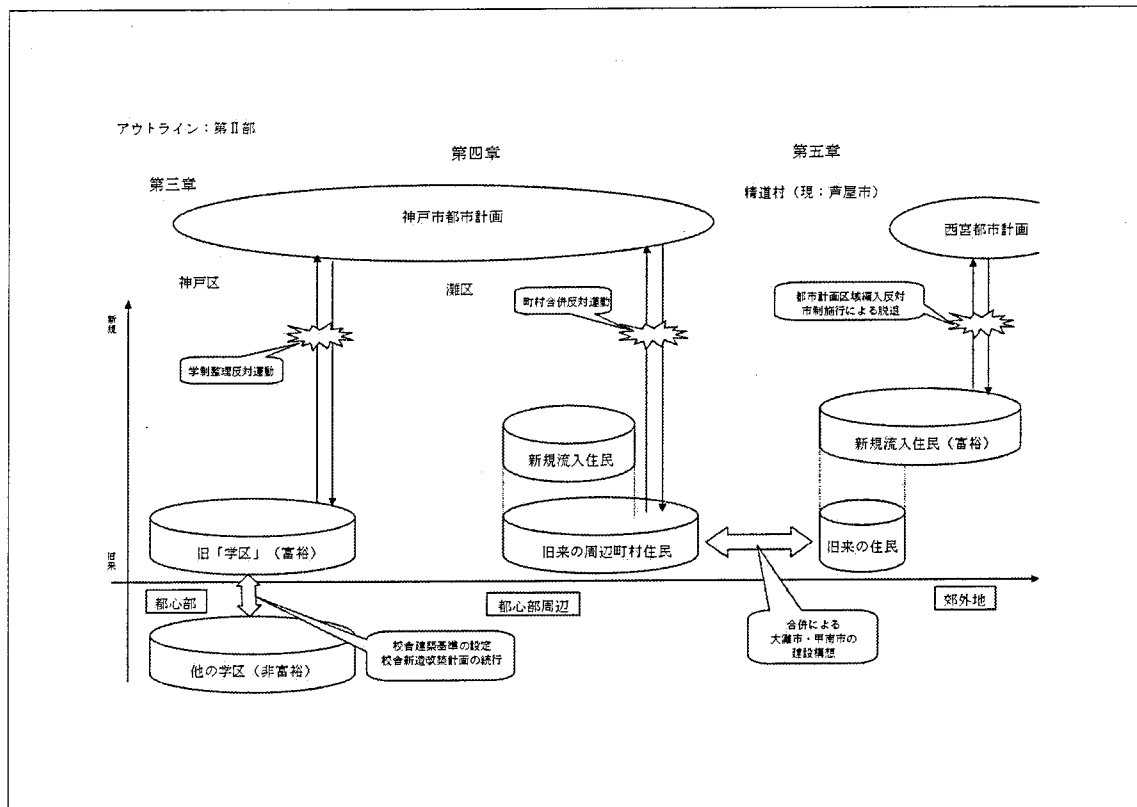
ここまでをまとめて図にすると次のようになる。(→次頁、アウトライン：第 I 部を参照) 第一部では、あくまで行政サイドにおける「教育の公共性」を検討した。それでは、次の課題へ進む事にする。それは、体系的組織的施設としての近代的な学校校舎の積極的建設をもって住民の生活圏域に間接的に介入しようとする行政施策に対して、住民がどのような反応を示したのかである。つまり、アウトライン：第 I 部の 1 と 2 で示している箇所の解明が、第 II 部にあたる。





第Ⅱ部では、第Ⅰ部で示した新しい制度構想に基づいた施策の展開により、大きく変化した生活圏域に対する阪神地区における住民の動向を検証した。もっとも、都市化の進展により資本の蓄積が進行するにつれて、都市内部において私的資本の所有に格差が生じた。したがって、都市内部では、都市化の異質性に基づいて住民構成に差異があったと考える。その差異によって住民の行動がどのように異なったのかを検証した。(→アウトライン：第Ⅱ部を参照)

第三章では、神戸市の神戸区（現：神戸市中央区）の住民を対象とした。旧「学区」の住民が、学区廃止により神戸市に権能を吸収されながらも神戸市による教育行政の整備にともなう生活圏域の変化に抵抗したことを明らかにした。それは、中等教育機関の設立よりも尋常小学校の存続を強く求めたり、通学区域の不変更や男女別学をあくまで主張したりするものであり、住民自らの教育制度経験に基づく社会的制度価値の主張であった。



第四章では、神戸市に吸収合併された周辺町村（現：神戸市灘区）の住民を対象とした。まず、神戸市の市町村合併問題から、当時の市町村合併が都市計画の事業の一環であり、政治家や官僚らによって推進されていたことを示した。次に、当該地の住民構成は、神戸市の市街地拡大により新規流入してきた住民と、「都市化する前から存立していた経済社会」で生活してきた住民とに分化していたことを指摘した。市町村合併問題は、こうした行政区画と都市社会との相互関係の変化から生じた。本来ならば、こうした複雑かつ重層的な問題は、解決困難である。だが、この神戸市の事例では、官僚や住民らが、身近な「建造環境」である小学校舎を介して紛争を解決した。このことから、紛争解決の契機となった小学校校舎には、都市住民を地方行政団体の代わりに行政機能を担う社会団体としてまとめさせる「シンボル」機能があったと考える。

第五章では、1920年代から1930年代にかけての精道村（現：芦屋市）を対象とした。農村から高級な郊外地へと劇的な変化を果たしたことで精道村には、多くの富裕層が流入し住民構成が大きく変容した。そして地名変更や西宮都市計画区域編入に反対を示すなど、住民の意向は大きく変化した。もともと、精道村では小学校校舎が早くに整備されたので、住民の関心は子弟の進学に注がれ、小学校そのものを進学のための機関として利用した。校舎の新増改築の時期が適切であったので、第三章や第四章でみられたような、小学校を

めぐる紛争は起こらなかった。

第Ⅱ部を通して、「教育の公共性」を担う主体である住民の志向には、都市化の異質性に基づく差異があったことを示した。さらに、その差異の類型化に関しては、小学校をめぐる動向から検討した。ここから、社会変動に対応した学校の再編成に関する行政施策を行うにあたって重要なことを指摘できる。それは、学校の「シンボル機能」を基にすることで、地域構造の変容による地域住民の構成の変化の読み取りとそれに対する行政施策を行っていくことが可能となることである。

補論として、町村制実施後の長野県下高井郡日野村（現：中野市）で起きた合併問題の事例を検証した。郡部においても小学校を「都市の文化的シンボル」とすることで、紛争が解決したことを示した。さらに学校と住民との関係は、自然地理的な同一平面上でとらえられるものでなく経済地理的な面や、文化地理的な面が重なったものであることを指摘した。さらに当該地では、上位の行政団体を介在させることなく、当事者間で紛争を解決させる社会的機能を果たした。当該地で生活する住民同士が、自らの生活圏域の問題を、子弟の通う小学校を媒介させることで解決した一連の動きから、そこに当該地特有の「公共性」が現出していたことが指摘しうる。

## 総括

以上から、序章第4節で示した三つの課題に答えたことになる。

1) の「都市教育の制度構想の生成とその展開から、1920—1930年代における『教育の公共性』の問題構成を検証する」との課題には、第一章で述べたように、体系的組織的な施設を設置することで、都市住民の生活圏域へ間接的に介入しようとした制度原理に基づくものであったことを明らかにした。つまり、当該期の新しい社会政策の理念とつながったものであり、「建造環境」をもって積極的に都市社会の環境を変えようとするものであった。

2) の「都市化による地域教育の変容を検証することで、行政課題を吟味する」に関しては次のとおりである。まず、当該期の神戸市内の行政課題は、都市内部で進行していた学校設置区域間の教育条件の格差を是正することであった。これに関しては、1) の体系的組織的な施設の一つであり、富裕な旧「学区」において先行的に設置されていた近代的小学校校舎を、市全体に同水準で建設していった。結果的として、旧「学区」が所有していた資本を神戸市が吸収することになった。次に、神戸市周辺の町村では、行政区画の広域化と新規流入者の増大による都市社会の変化から、小学校の運営維持や校舎の新增改築

が重要課題になったことを示した。最後に、精道村における行政課題は、増大する就学児童を収容するための小学校の設置と多数の進学を希望する富裕層の子弟に対する指導であった。

3) の課題である「都市内での小学校をめぐる紛争を検証することで、都市の文化的シンボルとしての小学校に依拠しながら住民が、自らの生活圏域に関わる問題を解決する社会的機能を果たしたことを明らかにする。」には、神戸市の中心部（第三章）、周辺の市町村（第四章）、郊外地（第五章）でそれぞれ検討した。第三章では、2) の行政課題に基づいた神戸市による「学制整理」に対して、尋常小学校の存続と中等教育機関の設置をめぐる激しい反対運動がおきたことを示した。それは、かつて学校を設置運営したことや、他の学区に先行して近代的な小学校校舎を建てたことなど、自らの教育制度経験に基づく反発であった。結果的に反対運動は、神戸市に学制案を一部修正させるに至らせた。第四章では、小学校の教育条件を争点としながら当事者間が妥協し、困難な市町村合併問題を解決したことを示した。第五章では、小学校校舎の新增改築が都市社会の変容に対して適切に行われたので、直接小学校をめぐる紛争はおきなかった。むしろ、小学校を進学のために利用しだした。こうした村内の小学校に関して肯定的な教育制度経験がもてたからこそ、精道村の住民は西宮都市計画区域編入に反対したり、地名を変更したりと芦屋市民としてまとまることができたことを示した。

最後に、第二部では直線距離にしてわずか15 kmほどしかない神戸市—精道村（現：芦屋市）の区域において、小学校をめぐる住民の動向に大きな差異があり、その差異は人口密度の増加の違いや「非＝同質」性の拡大速度の違いなど都市化の類型による住民構成の差異に対応していたことを明らかにした。このことは、分析方法としての「空間の焦点化」の有効性を示している。さらに、緊張関係をはらみながらも「非＝同質」的な者同士がまとまり、地域空間の制度ルールを設定する社会的機能を果たしたことは、現代の学校の再編成を考えていく上で、重要な示唆を与えてくれる。すなわち、学校が立地する社会空間に対応した学校の設置運営主体としての法人のあり方が重要な意義をもつということである。この法人と空間との関係については、さらに吟味を加えて現在の教育改革にも対応しうる概念とすることにしたい。

## 文献一覧表 (五十音順)

### ア

- 芦屋市『市制・町村制実施以来の財務統計資料(武庫郡精道村・芦屋市)』芦屋市財務部財政課、1963年。
- 芦屋市『芦屋のうつりかわり 市制施行50周年記念写真集』芦屋市、1990年。芦屋市『芦屋 今むかし』芦屋市、1990年。
- 芦屋市史編集委員『新修 芦屋市史 本篇』芦屋市役所、1971年。
- 芦屋市史編集委員『新修 芦屋市史 資料篇2』芦屋市役所、1986年。
- 有末賢『現代大都市の重層的構造』ミネルヴァ書房、1999年。
- 有田弘『「神戸の財産区」—その沿革と財産管理の変遷』『神戸市史紀要 神戸の歴史』第9号、神戸都市問題研究所、1984年。
- アンソニー・ギデンズ著 松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か?』而立書房、1993年。
- アンソニー・ギデンズ著 松尾精文・藤井達也・小幡正敏訳『社会学の新しい方法基準[第二版]』而立書房、2000年。
- アンソニー・ギデンズ著 松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容』而立書房、1995年。
- アンソニー・ギデンズ著 松尾精文・小幡正敏訳『国民国家と暴力』而立書房、1999年。
- Anthony Giddens, *Modernity and Self-Identity, Polity*, 1991.
- 安保則夫『ミナト神戸 コレラ・ペスト・スラム』学芸出版社、1989年。
- アンリ・ルフェーブル著 斉藤日出治訳『空間の生産』青木書店、2000年。
- 五十嵐頭「公教育財政における公共性の矛盾」『教育学研究』第23巻第5号、日本教育学会、1956年、15~28頁。
- 池田信『社会政策論の転換』ミネルヴァ書房、2001年。
- 石田頼房『日本近代都市計画の百年』自治体研究社、1987年。
- 石塚裕道『日本近代都市論』東京大学出版会、1991年。
- 磯部力「都市空間の公共性と都市法秩序の可能性」『都市と法哲学』法哲学年報(1999)、法哲学会編、有斐閣、1999年。
- 磯村英一『都市政策』良書普及会、1978年。
- 伊津野朋弘『大正デモクラシー下の教育』明治図書、1976年。
- 井深雄二『現代日本の教育改革』自治体研究社、2000年。
- 上野淳『未来の学校建築』岩波書店、1999年。
- 梅宮弘光「阪神間の公共建築」『阪神間モダニズム』淡交社、1997年。
- ウルリヒ・ベック、アンソニー・ギデンズ、スコット・ラッシュ著 松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳『再帰的近代化』而立書房、1997年。
- ウルリヒ・ベック著 東廉・伊藤美登里訳『危険社会』法政大学出版局、1998年。
- ヴァルター・ベンヤミン『ヴァルター・ベンヤミン著作集2 複製技術時代の芸術』晶文社、1970年。
- ヴァルター・ベンヤミン『パサーージュ論』第一巻、岩波書店、岩波現代文庫版、2003年。

- エドワード・W. ソジャ著 加藤政洋・西部均・水内俊雄・長尾謙吉・大城直樹訳『ポストモダン地理学』青土社、2003年。
- エリック・H・エリクソン、J・M・エリクソン著 村瀬孝雄・近藤邦夫訳『ライフサイクル、その完結〈増補版〉』みすず書房、2001年。
- 大石嘉一郎『近代日本の地方自治』東京大学出版会、1990年。
- 大石嘉一郎『日本資本主義の構造と展開』東京大学出版会、1998年。
- 大石嘉一郎・金澤史男『近代日本都市史研究』日本経済評論社、2003年。
- 大門正克『民衆の教育経験』青木書店、2000年。
- 太田敏三『葺合懐古三千年史』戦災復興十年記念史刊行会、1955年。
- 大森照夫・森秀夫「わが国における公民科成立の過程と成立後の展開」『東京学芸大学紀要』第20集第3部門、1968年。
- 岡部篤行『空間情報科学の挑戦』岩波書店、2001年。
- 小川利夫『社会教育の歴史と思想』亜紀書房、1998年。
- 奥村弘「三新法体制の歴史的位 置 - 国家の地域編成をめぐる」、日本史研究会編集『日本史研究』290号、日本史研究会、1986年、19～55頁。
- 尾崎耕司「第三章第二節 学区の統一と地域住民組織の動向」『新修 神戸市史』神戸市、1994年、505～550頁。
- 落合洋文『都市と社会の進化論』ナカニシヤ出版、1998年。
- 小野芳朗『〈清潔〉の近代』講談社、1997年。
- 小原啓司「神戸の街づくり - 都市計画法に基づく土地区画整理について」『神戸市史紀要 神戸の歴史』第23号、神戸市企画調整局、1993年。
- カ
- 加藤瑞穂「『美』を求めた教育」『阪神間のモダニズム』淡交社、(初版)1997年(再版)1998年、145～148頁。
- 加藤政洋『大阪のスラムと盛り場』創元社、2002年。
- 金子勇『都市の少子社会』東京大学出版会、2003年。
- 金子照基『明治前期教育行政史研究』風間書房、1967年。
- 川島智生「大正期大阪市における鉄筋コンクリート造小学校の成立と学区制度との関連について」『日本建築学会計画系論文集』第486号、1996年、211～220頁。
- 川島智生「大正期大阪市の鉄筋コンクリート造小学校の成立と民間建築家の関連について」『日本建築学会計画系論文集』第489号、1996年、213～222頁。
- 川島智生「大正・昭和戦前期の神戸市における鉄筋コンクリート造小学校建築の成立とその特徴について」『日本建築学会計画系論文集』第514号、1998年、207～215頁。
- 川島智生「大正・昭和戦前期の大都市近郊町村における鉄筋コンクリート造小学校建築と民間建築家との関連 - 兵庫県旧・武庫郡の町村を事例に一」『日本建築学会計画系論文集』第515号、1999年、235～242頁。
- 川本宇之介「都市教育費に関する研究(一) / (二)」『都市問題』第1巻第3号/第1巻第4号、1925年。
- 川本宇之介『都市問題パンフレットNo.3 大阪市の学区廃止と其れに伴ふ施設計画に就て』東京市政調査会、1928年。

- 川本宇之介「教育上より見たる市制革新と其根本対策 一公民教育の効果と広範なる方策 一」『都市問題』第8巻第2号、東京市政調査会、1929年。
- 川本宇之介「都市教育とその諸問題」『都市問題』第11巻第1号、1930年。
- 川本宇之介「教育の社会化と社会の教育化(1)/(2)/(3)」『社会と教化』第1巻第7号/第1巻第8号/第1巻第9号、1921年。
- 川本宇之介「農村教育の改造」『社会と教化』第2巻第10号、1922年、12~18頁。
- 川本宇之介「神戸市に於ける学級整理」『都市問題』第4巻、第2号、1927年、186~194頁
- 川本宇之介『公民教育の理論及実際』大同館、第4版1920年、初版1915年。
- 川本宇之介『デモクラシーと新公民教育』中文館書店、1921年。
- 川本宇之介『保護施設の研究』中文館書店、1921年。
- 川本宇之介『都市青年実業新読本』中文館書店、1924年。
- 川本宇之介『比較総合公民科教授の新研究』中文館書店、1925年。
- 川本宇之介『都市教育の研究』東京市政調査会、1926年。
- 川本宇之介『社会教育』北文館、1934年。
- 川本宇之介『豊教育学精説』信楽会、1940年。
- 川本宇之介『総説特殊教育』[復刻版]湘南出版社、1981年、[初版]青鳥会、1954年。
- 共同討議「公教育の本質をどのようにとらえるか」『教育学研究』第27巻第4号、日本教育学会、1960年、253~279頁。
- 共同討議「学校の自主性と公共性」『日本教育学会年報2』教育開発研究所、1976年。
- 久富善之「周辺化される下層家族とそこに産れ育つ子どもたち」、片倉比佐子『教育と扶養』、吉川弘文館、2003年。
- クラレンス・A・ペリー『近隣住区論』鹿島出版会、1975年。
- 黒崎勲『公教育費の研究』青木書店、1980年。
- ゲルハルト・エストライヒ著 阪口修平・千葉徳夫・山内進編訳『近代国家の覚醒』創文社、1993年。
- 神戸高校の校舎を考える会編『ロンドン塔は残った』ROKKO出版、2003年。
- 神戸市『神戸市教育史 第一集』神戸市教育史刊行委員会、1966年。
- 神戸市会事務局『神戸市会史 第二巻大正編』、神戸市会事務局、1970年、863頁。
- 神戸市会事務局『神戸市会史 第三巻昭和編(1)』神戸市会事務局、1973年。
- 神戸市交通局『神戸市交通局六十年史』神戸市交通局、1981年。
- 神戸市神戸財産区『補修 神戸区有財産沿革史』神戸市神戸財産区、1941年。
- 神戸市役所編『神戸市民読本』神戸市教育会、1925年、[再版]1926年。
- 越澤明『満州国の首都計画』筑摩書房、ちくま学芸文庫版、2002年。
- 小路田泰直『日本近代都市史研究序説』柏書房、1991年。
- 小路田泰直『憲政の常道』青木書店、1995年。
- 小路田泰直『日本史の思想』柏書房、1997年。
- 小路田泰直『国民〈喪失〉の近代』吉川弘文館、1998年。
- 小路田泰直『戦後の知と「私利私欲」』柏書房、2001年。
- 小玉重夫『教育改革と公共性』東京大学出版会、1999年。

小林丈広『近代日本と公衆衛生』雄山閣、2001年。

小山静子『子どもたちの近代』吉川弘文館、2002年。

#### サ

斉藤利彦「公民科教育史研究序説」『東京大学教育学部教育史・教育哲学研究室紀要』第8号、1982年。

斉藤利彦「地方改良運動と公民科の成立」『東京大学教育学部紀要』第22巻、1982年。

斉藤俊彦『大正デモクラシー』と公民科の成立』『日本教育史研究』第2巻、1983年。

阪本勝比古「郊外住宅地の形成」『阪神間モダニズム』淡交社、1997年、26～54頁。

坂本紀子『明治前期の小学校と地域社会』梓出版社、2003年。

櫻井良樹「戦前期東京市における市政執行部と市会」『日本史研究』第469号、日本史研究会、2001年。

佐藤一子『子どもが育つ地域社会』東京大学出版会、2002年。

佐藤信・吉田伸之編『新体系日本史6 都市社会史』山川出版社、2001年。

佐藤嘉倫『意図的社会変動の理論』東京大学出版会、1998年。

斉藤純一『公共性』岩波書店、2000年。

佐々木毅、金泰昌編『公共哲学1 公と私の思想史』東京大学出版会、2001年。

佐々木毅、金泰昌編『公共哲学3 日本における公と私』東京大学出版会、2002年。

佐々木毅、金泰昌編『公共哲学5 国家と人間と公共性』東京大学出版会、2002年。

佐々木毅、金泰昌編『公共哲学7 中間集団が開く公共性』東京大学出版会、2002年。

佐貫浩「〔報告1〕教育の公共性論 —教育学の立場から」『日本教育法学会年報』第22号、1993年、40～50頁。

三羽光彦「戦間期日本の都市教育行政に関する一考察」『岐阜経済大学論集』第31巻第1号、岐阜経済大学学会、1997年。

芝村厚樹『都市の近代・大阪の20世紀』思文閣出版、1999年。

芝村厚樹『日本近代都市の研究』松籟社、1998年。

島泰彦編『市町村合併と農村の変貌』有斐閣、1958年。

清水康幸・大塚豊・森田尚人・山内芳文「第29回教育史学会大会シンポジウム」『日本の教育史学』第29集、教育史学会、年、192～211頁。

白石裕『教育の社会管理』への展開』『教育行財政研究』第30号、関西教育行政学会、2003年、1～7頁。

白水浩信「近代ポリス論における教育理念形成に関する歴史研究」、課題番号12710144『平成12～13年度科学研究費補助金（奨励研究(A)）研究成果報告書』、2002年3月。

新修神戸市史編集委員会編『新修 神戸市史 歴史編 IV近代・現代』神戸市、1994年。

新修神戸市史編集委員会編『新修 神戸市史 産業経済編 II第二次産業』神戸市、2000年。

新修神戸市史編集委員会編『新修 神戸市史 行政篇II』神戸市、2002年。

杉原薫・玉井金五編『増補版 大正・大阪・スラム』新評論、1996年。

#### タ

高橋正教「川本宇之介主要著作文献目録」名古屋大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究年報』創刊号、1977年、162～171頁。



高橋正教「1920年代初期の社会教育発想 - 『社会と教化』誌の論調を中心として -」『名古屋大学教育学部紀要 - 教育科学 -』第27巻、1980年、295～303頁。

高橋正教「戦後教育改革と教育福祉の思想」、小川利夫・佐藤進編『講座 社会福祉 9』有斐閣、1983年、196～214頁。

高橋正教「川本宇之介の社会教育理論」小川利夫・新海英行編『近代日本社会教育論の探求 - 基本文献資料と視点 -』大空社、1992年、203～208頁。

高見茂「第二章 教育」『神戸市史 行政編Ⅱ』神戸市、2002年、136～159頁。

千葉正士『学区制度の研究』勁草書房、1962年。

塚田孝『近世の都市社会史』青木書店、1996年。

デイヴィッド・ハーヴェイ著 松石勝彦・水岡不二雄ほか訳『空間編成の経済理論（上・下）』大明堂、1989年。

デイヴィッド・ハーヴェイ著 水岡不二雄監訳『都市の資本論』青木書店、1991年。

デイヴィッド・ハーヴェイ著 吉原直樹監訳『ポストモダニティの条件』青木書店、1999年。

戸田幸次『神戸市立小学校校長史』神戸市立小学校校長会、1964年。

ナ

永井憲一「教育法における公共性」『法律時報』Vol.63No.11、日本評論社、1991年、24～29頁。

中内敏夫『中内敏夫著作集Ⅰ 「教室をひらく」新・教育原論』藤原書店、1998年。

中内敏夫『中内敏夫著作集Ⅱ 匿名の教育史』藤原書店、1998年。

中内敏夫『中内敏夫著作集Ⅲ 日本の学校 制度と生活世界』藤原書店、1999年。

中川清『日本の都市下層』勁草書房、1985年。

中川清編『明治東京下層生活誌』岩波書店、岩波文庫、1994年。

中川清『日本都市の生活変動』勁草書房、2000年。

長倉康彦・高橋均『学校環境論』第一法規、1982年。

長倉康彦『学校建築の変革』彰国社、1993年。

中野重人「我が国における公民教育の史的研究（1）」『宮崎大学教育学部紀要 社会科学』第30号、1971年。

中野市誌編纂委員会『中野市誌 歴史編（後編）』中野市、1981年。

長野県総務部地方課『長野県市町村合併誌 市町村編』長野県、1965年。

長野県『長野県町村誌 北信編 復刻版』名著出版、1973年。

成田龍一編『都市と民衆』吉川弘文館、1993年。

成田龍一『「故郷」という物語』吉川弘文館、1998年。

成田龍一『〈歴史〉はいかに語られるか』日本放送出版協会、2001年。

成田龍一『近代都市空間の文化経験』岩波書店、2003年。

成嶋隆「〔報告2〕教育の公共性論 - 憲法学の視点から」『日本教育法学会年報』第22号、1993年、51～61頁。

仁木宏『空間・公・共同体』青木書店、1997年。

西岡安左衛門『西灘村史』兵庫県武庫郡西灘村役場、1926年。

布川弘「〈資料紹介〉『民心向背景況調』」『神戸市史紀要 神戸の歴史』第21号、1991年、

71～90 頁。

布川弘『神戸における都市「下層社会」の形成と構造』兵庫部落問題研究所、1993 年。

沼尾史久『大都市における区制と区長』東京市政調査会、1996 年。

ハ

蓮見音彦・似田貝香門・矢澤澄子編『都市政策と地域形成 神戸市を対象に』東京大学出版会、1990 年。

花井信『近代日本地域教育の展開』梓出版社、1986 年。

花井信『製糸女工の教育史』大月書店、1999 年。

花井信『論文の手法』川島書店、2000 年。

花田達朗『公共圏という名の社会空間』木鐸社、1996 年。

原田敬一『日本近代都市史研究』思文閣出版、2002 年（再版）。

葉養正明『小学校通学区域制度の研究』多賀出版、1998 年。

ハンナ・アレント『人間の条件』ちくま学芸文庫版、筑摩書房、1994 年。

土方苑子「中等学校の設置と地方都市」、大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究』日本経済評論社、2003 年、651～698 頁。

土方苑子『近代日本の学校と地域社会』東京大学出版会、1994 年。

土方苑子『東京の近代小学校』東京大学出版会、2002 年。

平田勝政「川本宇之介文献目録」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第 39 号、1990 年、83～106 頁。

平田勝政「昭和戦前期における川本宇之介の公民教育論と特殊教育」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第 39 号、1990 年。

兵庫県教育史編集委員会『兵庫県教育史』兵庫県教育委員会、1963 年。

兵庫県史編集委員会『兵庫県百年史』兵庫県、1967 年。

兵庫県総務部地方課『兵庫県市町村合併史 上巻』兵庫県、1962 年。

兵庫県武庫郡役所『武庫郡会史』兵庫県武庫郡役所、1925 年。

葺合区役所広報相談課『葺合ものがたり』葺合区役所、1977 年。

福島正夫・徳田良治「明治初年の町村会」、明治史料研究連絡会『明治史研究叢書Ⅱ 地租改正と地方自治制』御茶の水書房、1956 年。

福永安祥『現代都市の教育』早稲田大学出版部、1977 年。

藤田武夫『日本地方財政制度の成立』岩波書店、1941 年。

藤田英典「教育の公共性と共同性」『教育学年報 2 学校＝規範と文化』世織書房、1993 年、3～33 頁。

藤田弘夫『都市と権力』創文社、1991 年。

藤田弘夫『都市と文明の比較社会学』東京大学出版会、2003 年。

藤野敦『東京都の誕生』吉川弘文館、2002 年。

堀田泉『モダニティにおける都市と市民』御茶の水書房、2002 年。

細谷俊夫『教育環境学』目黒書店、1950 年（第三版）。

堀尾輝久『天皇制国家と教育』青木書店、1987 年。

本田清春・古川博康『豊郷小学校は今』サンライズ出版、2003 年。

マ

- 松田武雄「社会教育概念の歴史的検討 - 1920年代における成人教育・自己教育概念との関連で -」『日本社会学会紀要』No.30、日本社会学会、1994年、85～95頁。
- 松田武雄「川本宇之介における社会教育概念の形成過程 - 「教育の社会化と社会の教育化」論から成人教育・自己教育としての社会教育論へ -」『埼玉大学紀要 教育学部 (教育科学II)』第45巻第1号、1996年、65～74頁。
- 松野修『近代日本の公民教育』名古屋大学出版会、1997年。
- 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版局、1968年。  
〔復刻本〕日本現代教育基本文献叢書社会・生涯教育文献集I 6『近代日本社会教育史の研究』日本図書センター、1999年。
- 宮原誠一「形成と教育」『日本評論』1940年8月号。
- 町村敬志『「世界都市」東京の構造転換』東京大学出版会、1994年。
- 松原治郎『コミュニティの社会学』東京大学出版会、1978年。
- マニユエル・カステル著 大澤善信訳『都市・情報・グローバル経済』青木書店、1999年。
- 御影町長『御影町誌』兵庫県武庫郡御影町役場、1936年。
- 三上剛史「公共性の理論と構造 - ハバーマス、アレント、セネット - 理論形成のための予備的考察」『社会学雑誌』第18号、神戸大学社会学研究会、2001年3月。
- 三上剛史「新たな公共空間 - 公共性概念とモダニティー」『社会学評論』48-4、453～473頁。
- 三上剛史『ポスト近代の社会学』世界思想社、1993年。
- 三上剛史『道徳回帰とモダニティー』恒星社厚生閣、2003年。
- 三上和夫「都市化と教育行政の歴史的研究 その1 - 戦前神戸市内の学区廃止問題 -」『大阪大学人間科学部紀要』第4巻、1978年。
- 三上和夫「公教育論の総括」『日本教育経営学会紀要』第44号、第一法規、2002年、138～143頁。
- 三上和夫「教育の公共性の現代的形成」、宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社、1989年、196～218頁。
- 三上和夫「教育改革における市場と区域 - 「経済特区」をめぐる教育論争 -」『教育制度学研究』第9号、日本教育制度学会、2002年、29～38頁。
- 三上和夫『学区制度と住民の権利』大月書店、1988年。
- 三上和夫『学区制度と学校選択』大月書店、2002年。
- 道谷卓編著『うはらの歴史再発見』東灘復興記念事業委員会、東灘区役所、2000年。
- 武藤誠・有坂隆道『西宮市史』第三巻、西宮市役所、1967年。
- 武藤誠・有坂隆道『西宮市史』第七巻資料編4、西宮市役所、1967年。
- 宮川秀一『明治前期の学事と兵事』自費出版、1992年。
- 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、1973年。
- 宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社、1989年。
- 武庫郡教育会『武庫郡誌』武庫郡教育会、1921年。
- 村林聖子『「都市」と社会政策』『都市と法哲学』法哲学年報(1999)、法哲学会編、有斐閣、1999年。

森重雄「モダンのプラティック」、森田尚人ほか『教育学年報 2 学校＝規範と文化』世織書房、1993年、271～305頁

森重雄「行政と学政」、森重夫・田中智志『〈近代教育〉の社会理論』勁草書房、2003年、197～239頁。

## ヤ

矢澤澄子/国広陽子/天童睦子『都市環境と子育て』勁草書房、2003年。

矢野眞和『教育社会の設計』東京大学出版会、2001年。

山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編『新しい公共性』有斐閣、2003年。

山下俊郎『教育的環境学』岩波書店、1937年。

山之内靖、ヴィクター・コシュマン、成田龍一編『総力戦と現代化』柏書房、1995年。

山之内靖『システム社会の現代的位相』岩波書店、1996年。

山本清洋編『大都市と子どもたち』復刻版、東京都立大学出版会、2001年。

ユルゲン・ハーバーマス著 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換』第2版、未来社、1994年（第2版）。

横山源之助「第二章 阪神地方の燐寸工場」『日本之下層社会』、『横山源之助全集』別巻1、社会思想社、2000年、109頁。

天涯茫茫生（横山源之助の筆名）「神戸の貧民部落」横山源之助・立花雄一編『下層社会探訪集』現代教養文庫、1990年、188～199頁。

吉原直樹『都市空間の社会理論』東京大学出版会、1994年。

吉原直樹『都市とモダニティの理論』東京大学出版会、2002年。

## ラ

リチャード・セネット著 北山克彦・高階悟訳『公共性の喪失』晶文社、1991年。

## ワ

若林敬子『学校統廃合の社会学的研究』御茶の水書房、1999年。

若林幹夫/三浦展/山田昌弘/小田光雄/内田隆三『「郊外」と現代社会』青弓社、2000年。

渡辺浩一『近世日本の都市と民衆』吉川弘文館、1999年。

## 学校沿革史

『神戸区教育沿革史』〔復刻版〕第一書房、1982年。

『諏訪山校史』神戸市諏訪山尋常小学校、1930年。

『創立七十周年』神戸市立諏訪山小学校、1970年。

『創立三十周年記念小史』神戸市立板宿小学校、1952年。

『創立十周年記念誌』神戸市立蓮池尋常小学校、1937年。

『創立六十周年記念誌』神戸市雲中尋常小学校、1933年。

『山手教育四十年』神戸市山手尋常小学校、1940年。

『精小創立100周年誌』芦屋市立精道小学校、1972年。

『三世の精道130』芦屋市立精道小学校、2002年。

『日野小学校竣工記念誌』日野小学校校舎建築委員会、1988年。

『中野小学校百年史』中野小学校百周年記念事業実行委員会、1973年。